綾町都市計画マスタープラン

平成２９年１２月

宮　崎　県　　綾　町

目　次

１．都市計画マスタープラン策定の意義と目的 …… 1

２．綾町の現況と課題 …… 5

2-1.広域的位置づけ …… 5
2-2.自然条件の現況と課題 …… 6
2-3.社会条件の現況 …… 15
2-4.都市計画の決定状況 …… 31
2-5.住民の意向 …… 34
2-6.土地利用の評価 …… 38
2-7.社会条件・都市計画決定・住民の意向・土地利用に関する課題 …… 40

３．綾町の将来都市構造 …… 43

3-1.上位関連計画の整理 …… 43
3-2.都市計画・まちづくりの基本課題と方向性 …… 54
3-3.都市計画・まちづくりの基本目標 …… 57
3-4.将来人口の予測と人口ビジョン …… 60
3-5.将来都市構造 …… 61

４．分野別方針 …… 64

4-1.土地利用の基本方針 …… 64
4-2.都市施設整備の基本方針 …… 68
4-3.市街地整備の基本方針 …… 80
4-4.自然環境保全および都市環境・都市景観形成の基本方針 …… 85
4-5.災害に強いまちづくりの基本方針 …… 89
4-6.コンパクト＋ネットワーク形成（都市計画区域外）の基本方針 …… 93

５．実現に向けて …… 98

1．都市計画マスタープラン策定の意義と目的

1）策定の意義と目的

本町はこれまで、「照葉樹林都市 綾」を基調とし、安全安心な有機農産物などを生産する自然生態系農業の町づくり、手作り工芸の里づくり、豊かで活力に満ちた教育文化都市づくり等の取り組みを進めてきました。特に照葉樹林を地域資源とした取り組みは本町独自のものであり、平成 24 年(2012 年)7 月に「ユネスコ エコパーク」に登録され照葉樹林と共生した地域として評価されるだけでなく、CIB 国際美しいまちづくりコンクールで国内初の５つ星（最高ランク）を受賞する等、豊かな自然だけではなく人が生活し生産活動を行う地域でも評価されたことで、本町の自然と共存した持続可能な地域づくりの機運が高まっている状況にあります。

都市計画に関しては、市街地部の適切な土地利用や機能的な都市活動を推進するために、用途地域の指定（昭和 48 年(1973 年)に指定、平成 7 年(1995 年)に変更）や都市計画道路の整備を進めていくとともに、平成 12 年(2000 年)3 月に綾町都市計画マスタープランを策定しています。その当時の計画では、「人と自然が調和した照葉樹林都市・綾」を町の将来都市像にして、都市計画区域およびその周辺の土地利用の基本方針や都市施設・市街地整備の基本方針を設定しています。

しかしながら近年では、「ユネスコエコパーク」の認定や CIB 国際美しいまちづくりコンクールでの５つ星受賞などによる今まで以上のまちづくり機運の高まりや、全国的な少子高齢化の進展、地方創生・他市町との広域連携の必要性が高まっている等、本町を取り巻く環境が変化してきています。

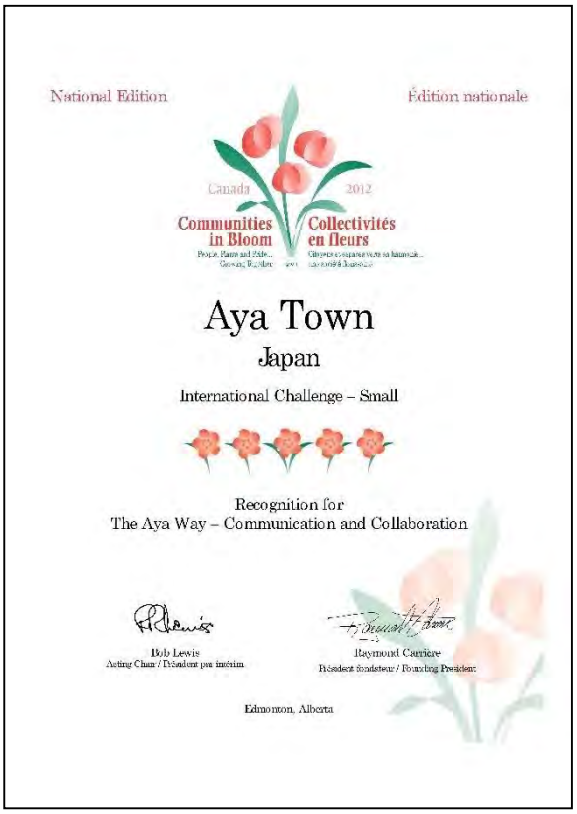
National Edition

Édition nationale

Canada 2012

Communities in Bloom

Collectivités en fleurs

Aya Town

Japan

International Challenge – Small

Recognition for

The Aya Way – Communication and Collaboration

Bob Lewis

Acting Chair / Président par intérim

Raymond Carriere

Président fondateur / Founding President

Edmonton, Alberta

今回、綾町都市計画マスタープランを改訂する目的は、このような状況を踏まえた、本町の新しい都市計画の基本的な方針を定めるものです。本計画の構成と策定体制を下記に示します。

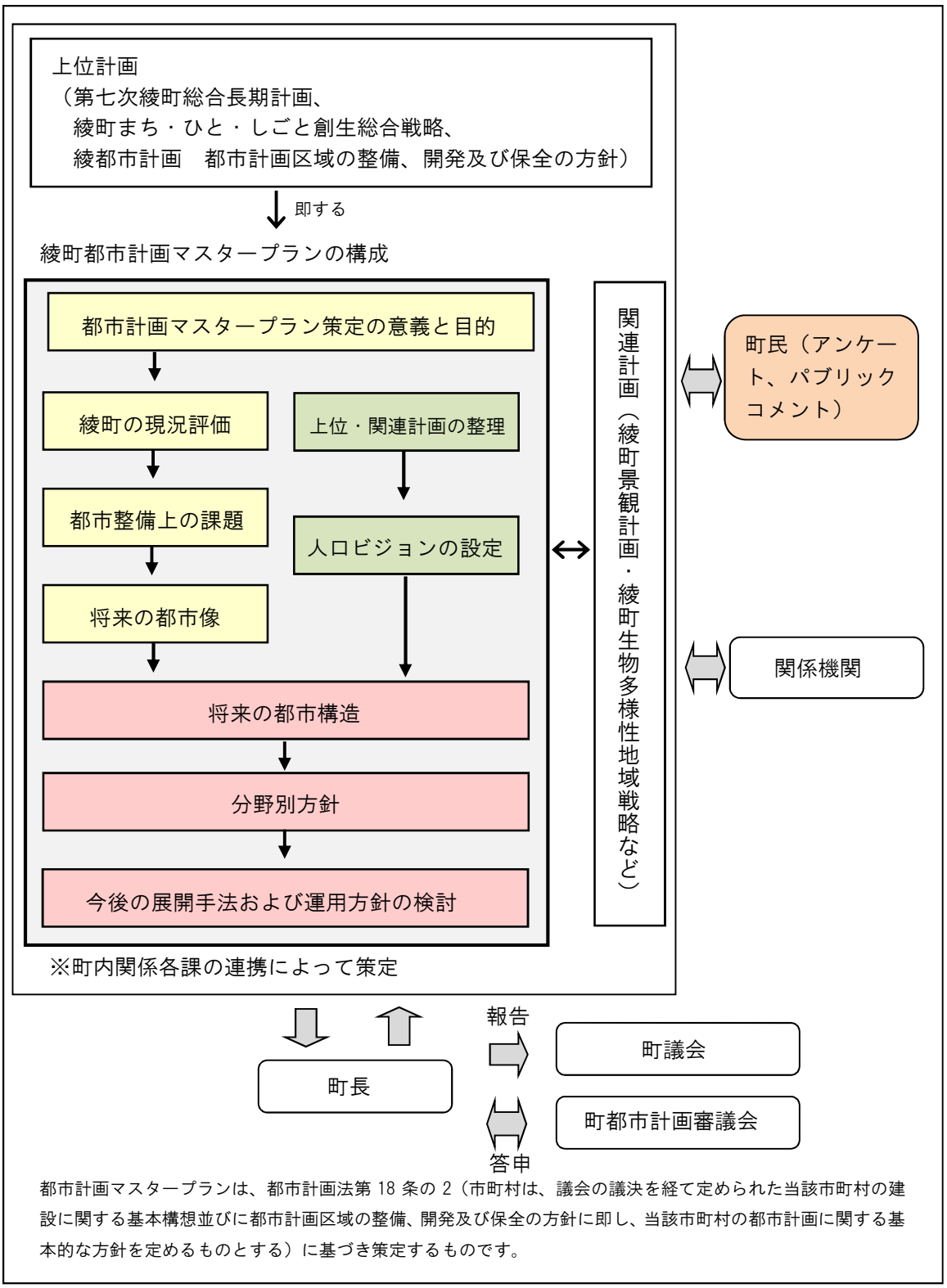

図　綾町都市計画マスタープランの構成と策定体制

２）都市計画マスタープランの目標年次と役割

本都市計画マスタープランは綾町内の都市計画区域内を対象とし、長期的な視点に立った綾町のまちづくりの指針の中において、都市計画区域内を中心とした取り組みを整理します。また、目標年次を 20 年後の平成 49 年(2037 年)とし、計画の内容について 10 年後に見直します。但し、社会経済情勢の変化等によって計画内容に大幅な変更が生じる可能性がある場合は、適宜、見直しをする方針とします。

一方、本町には「人と自然をいのちの輪でつなぐ」を目標とする姿に設定し、ユネスコエコパーク登録後 50 年後（平成 27 年(2015 年)4 月～平成 73 年(2061 年)3 月）までを実施期間としている綾町生物多様性地域戦略があります（下表参照）。この地域戦略では、本町を８つの地域に分類し、既に行われている地域活動等に自然再生や生物多様性保全の視点を加える内容の行動計画等を示しています（次頁参照）。

本都市計画マスタープランで掲げる「土地利用の基本方針」や「都市施設整備の基本方針」等は、綾町生物多様性地域戦略やその他の各種計画も踏まえた上で、この地域戦略との整合を図ります。

表　綾町生物多様性地域戦略の実施期間

和暦(平成)	西暦	綾町生物多様性地域戦略	綾町の取り組み	連携した取り組み
24年7月	2012年		綾ユネスコ エコパーク第1期	
25年4月	2013年			綾プロ協定第2次 推進計画(10年ごと)
27年4月	2015年	第1期行動計画　開始		
28年4月	2016年		第七次綾町総合長期計画	
32年	2020年			愛知目標　短期目標
33年3月	2021年	**短期目標**		
33年4月	2021年	第2期行動計画　開始	第八次綾町総合長期計画(5年毎)	
34年7月	2022年		綾ユネスコ エコパーク第2期(10年毎)	
43年4月	2031年	第3期行動計画　開始	第十次綾町総合長期計画	
47年4月	2035年			綾プロ中期目標
53年3月	2041年	**中期目標**		
53年4月	2041年	第4期行動計画　開始	第十二次綾町総合長期計画	
62年	2050年			愛知目標 中長期目標
63年4月	2051年	第5期行動計画　開始	第十四次綾町総合長期計画	
73年3月	2061年	**長期目標**		
73年4月	2061年	新たなステージへ！	第十六次綾町総合長期計画	
		平成74年7月　2062年	綾ユネスコ エコパーク登録50年	

本都市計画マスタープランの目標年次時期

（出典：綾町生物多様性地域戦略）

参考：綾町生物多様性地域戦略で掲げている 50 年後の未来

A地域：綾町全域 **「人と自然のネットワークが構築されている」**
B地域：野生が息づく地域 **「綾の照葉樹林プロジェクトと連携した森林の保全と利用がおこなわれている」**
C地域：多様な自然と共生する地域 **「多様な自然を体感する癒しの里になっている」**
D地域：里山と共生する地域 **「いのち豊かな里山管理のモデル地域になっている」**
E地域：有機農業の耕作地域 **「生きものがにぎわう有機農業の里になっている」**
F地域：豊かな住環境地域 **「水・緑・くつろぎの空間がある快適で美しい町並みになっている」**
G地域：自然と共生した工業地域 **「環境経営に取り組む企業が増加している」**
H地域：豊かな河川環境地域 **「いこい・やすらぎ・体験の水辺空間になっている」**

（出典：綾町生物多様性地域戦略）

2．綾町の現況と課題

2-1．広域的位置づけ

綾町は宮崎県のほぼ中央、大淀川の支流である本庄川をさかのぼったところに位置しています。また、宮崎市より西方約 20 kmの距離にあり、周囲を東は国富町、南東は宮崎市、西は小林市、北は西米良村に接しています。

町の総面積 9,519ha のうち約 80%が森林で占められており、綾北川と綾南川に囲まれた町東部の平野部に住宅地や農地が集積しています。

一方、道路は町の中心部から放射状に伸びており、主要地方道 宮崎・須木線、主要地方道 都農・綾線、一般県道 田の平・綾線、一般県道 高岡・綾線などが、主要幹線道路として近隣市町村と連絡し、重要な役割を担っています。

また、前述の通り本町の中心部から宮崎市までの距離は約 20 kmで、自動車を利用した時間距離では約 40 分と比較的近距離にあります。なお、就業者・通学者の流出人口のうち約 68%が宮崎市への流出、約 22%が国富町への流出であり、人口流動のほとんどが宮崎市と国富町に集中しています(平成 22 年(2010 年)国勢調査より)。このような状況を踏まえて、平成 27 年度には、宮崎市が圏域の連携中枢都市となって、新たな価値を共に見出す「共創」の考え方を基本に、国富町と本町も一体となった圏域の経済活性化や公共サービスの確保を図ることを目的とした、みやざき共創都市圏ビジョンが策定されています。

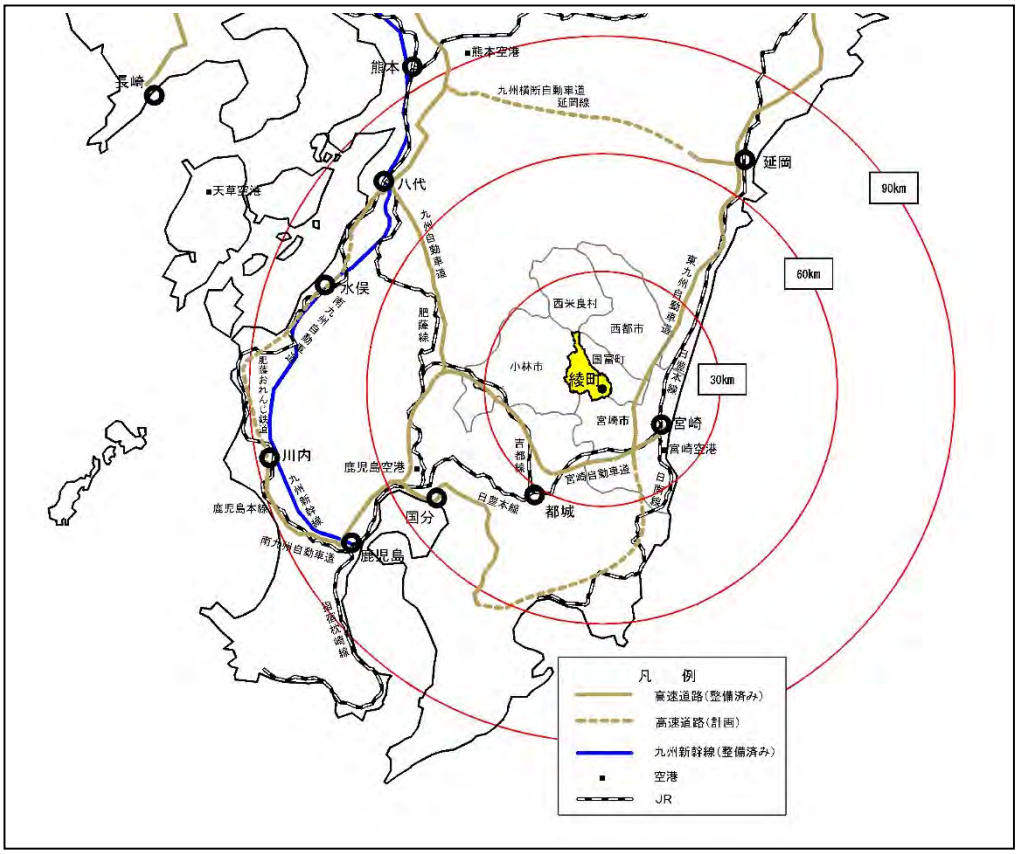

図　広域交通体系図

2-2．自然条件の現況と課題

１）地形・地質・土壌

地勢は、西部・北部・南西部ともに険しい九州中央山地に連なり、東部が開けて宮崎平野に続いています。西北部に連なる山々は、西から獅子額山 621m、地蔵木山 860.3m、大森岳 1,108m、矢筈岳 704m、釋迦ヶ岳 830.6m、掃部岳 1,223.4mと続いています。この山間部を西から東へと綾北川、綾南川（本庄川）の両河川が貫流しています。綾北川は、熊本県球磨郡多良木町小白髪岳を源とし、小林市北部の山中を通り、綾町に入って渓谷・深淵となり、本町の杢道に出て北俣一帯を灌漑しています。綾南川は、熊本県境の小林市山中を源とし、連山に覆われた自然林の間を通り、本町の上畑に出て南俣一帯を灌漑しています。これら両川は、平地を東に流れ、国富町森永で合流し本庄川となり、大淀川に注いでいます。

九州中央山地に連なる綾北川・綾南川に囲まれた地域は、全国でも数少ない自然林（照葉広葉樹林）地帯で、昭和 57 年 5 月に九州中央山地国定公園に指定されており、鳥獣や魚類等の生息・植物の生育に貢献しています。東南部は、周囲が丘陵をなし南北両河川の流域が平地となっており、中央に西から東に錦原台地が突き出ています。平地は川の上流から運ばれた土・砂・礫が堆積した沖積地であり、丘陵は火山灰洪積台地となっています。

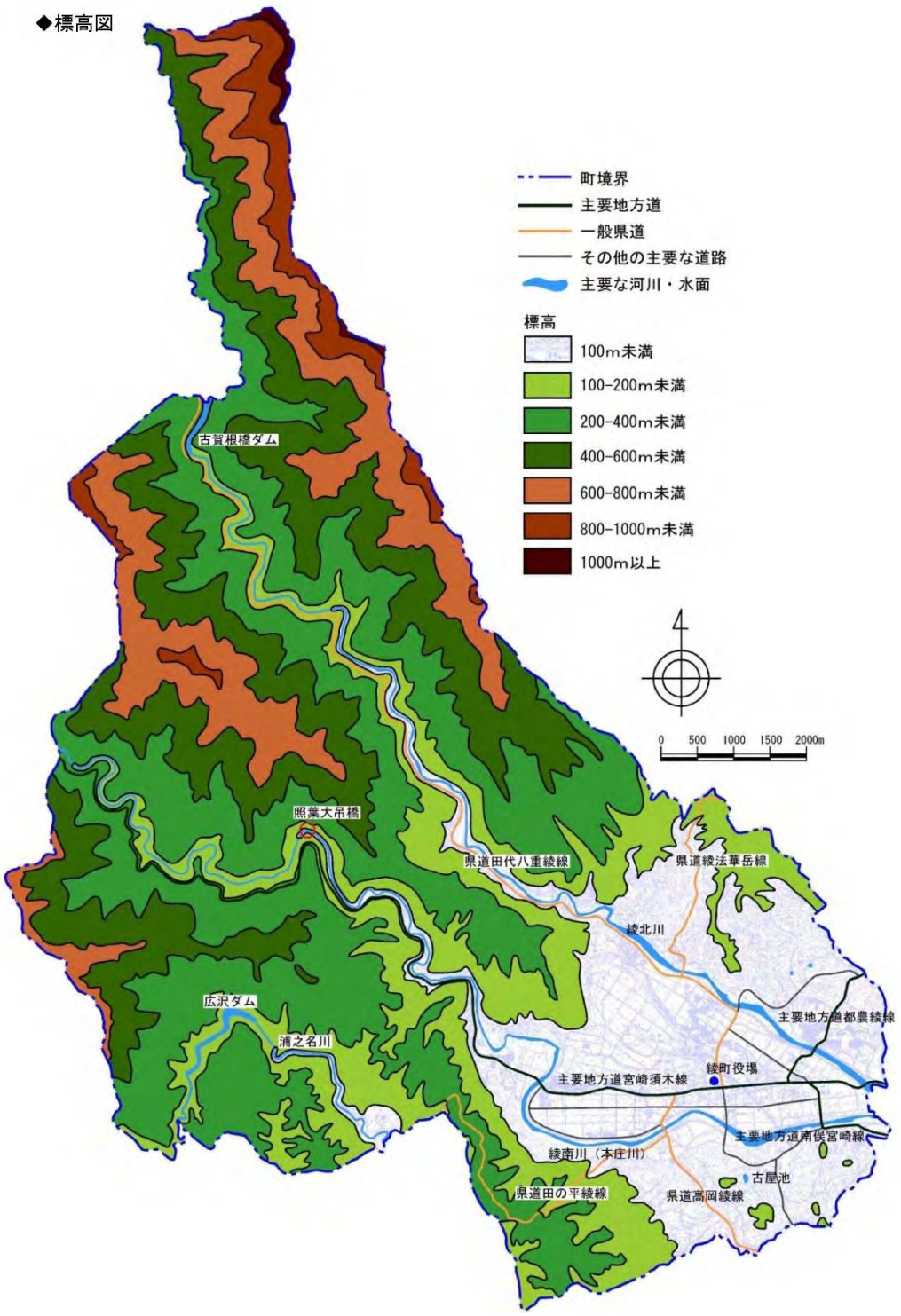

（出典：綾町景観計画より抜粋）

図　標高図

２）植生・生物

本町の林野を国有林・県有林・奥山別に確認すると、町内総林野面積の 55.9%を占める中尾、大口国有林は 4,244ha で、スギ・ヒノキの植栽林の他に自然林を残しています。諸県県有林は、1,519ha で 19.9%を占め、主としてスギ・ヒノキの植栽林で占められています。奥山には、モミ・トガ・ブナ・ヒメシャラ・アカガシ・イチイガシ・ウラジロガシ・ツブラジイ・イスヌキなどが群生しています。また、竹野地区には、樹高 18m・枝張 30mの関西以西の代表的なホルトノキがあり、国の天然記念物の指定を受けています。

上記の状況の中、本町の現存植生で特に注目されるのは、照葉樹林です。一般に日本の常緑広葉樹林は照葉樹林と呼ばれ、日本の南西部から台湾・中国の雲南省・ヒマラヤ南斜面にかけて見られるものの、世界的に見ると生育地は狭い上に、この植生域に人間が定住したことで、残された自然林は少なくなっています。

本町の照葉樹林帯は、原植生に驚くほど近いものが多く、さらに温暖多湿な自然林内には、樹上のシダ類やラン類などの着生植物が多く、多様性の高い森林生態系となっています。これにより、昭和 57 年に九州中央山地国定公園に指定され、公園内の綾川渓谷に歩道吊橋を架橋しています。この橋の周辺は、照葉樹が競い合いながら生育し、自然生態系を形成しています。また、竹野林道周辺、大森岳南東斜面、曽見谷流域、綾南川沿い、綾南川北部山地斜面などに広がる照葉樹林などについては、原生的な植分、学術上重要な種や個体群を含む植分、樹齢の古い植分などの理由から、保全すべき貴重な植生(群)として選定されています。また、錦原台地の斜面緑地、神社等の鎮守の杜、綾南川右岸や綾北川左岸の山地斜面緑地は、綾の森林づくりビジョンや綾町森林整備計画の中でも綾ユネスコエコパークの里山緑地として重要な位置づけとなっています。

綾を代表する獣類にニホンジカがありますが、今では農林業被害が深刻な問題となっています。また、カモシカは、数が少なくなって天然記念物に指定されて保護されていますが、綾北川の上流・北浦山林から矢筈岳・釋迦ヶ岳・掃部岳一帯にかけて棲息しています。その他の動物では、イノシシ・タヌキ・ムササビ・ヤマネなどが棲息しています。鳥類では、ヒヨドリ・ツグミ・メジロ・ヤマバト・キジ・モズ・アオサギなどが見られます。渡り鳥としては、ツバメ・カモなどが見られます。

魚類は、昔から綾川のアユが有名で旧藩時代には藩主に献上されていました。アユの他には、カワムツ・オイカワ・タカハヤ・コイ・ウグイ・フナ・ウナギ・ナマズなどが棲息しています。

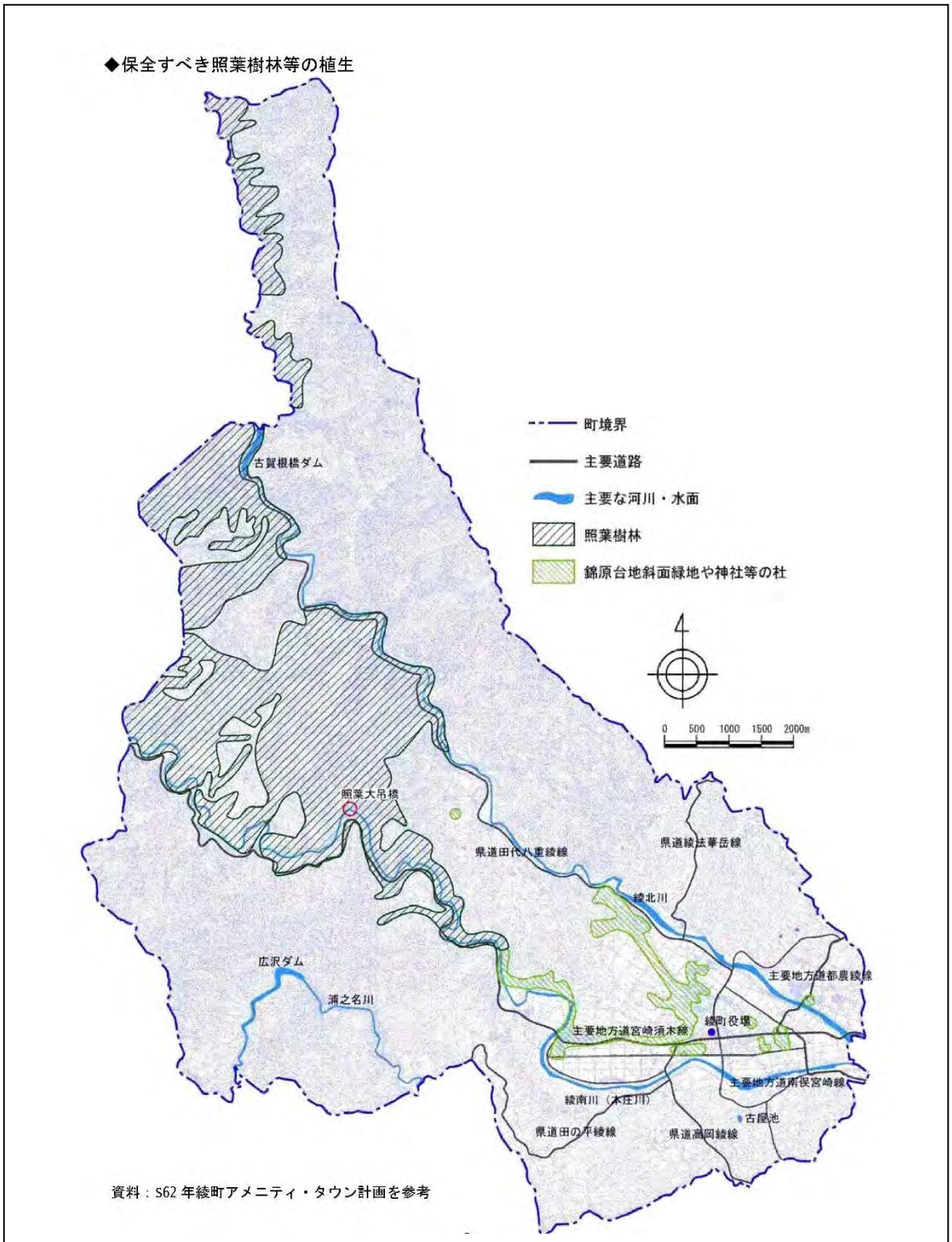

（出典：綾町景観計画）

図　照葉樹林などの植生図

３）気候

本町の気候は南西日本のモンスーン気候帯に属し、温暖多雨地域として位置づけられています。山間部では地形の影響で寒暖の差があるものの、丘陵地に囲まれた平野部は年間を通じて温暖な気候となっています。

昭和 56 年(1981 年)から平成 22 年(2010 年)までの宮崎気象観測所記録をみると、降水量は梅雨期（6 月頃）や台風期（9 月頃）に多くなっています。11 月～2 月は降水量が少なく晴天日に恵まれています。12 月になると、大陸からの季節風が吹き、初霜の観測もこの頃となっています。降雪は、1 月に 1･2 回ある程度で、積雪はほとんどみられない状況です。

また本町は、宮崎県の他市町村と同じく日照時間が長く、快晴日数にも恵まれています。町内には陸上競技場・野球場・サッカー場・テニスコート・ドームなどの各スポーツ施設を整備しており、プロスポーツをはじめとした様々なスポーツチームの合宿を受け入れています。

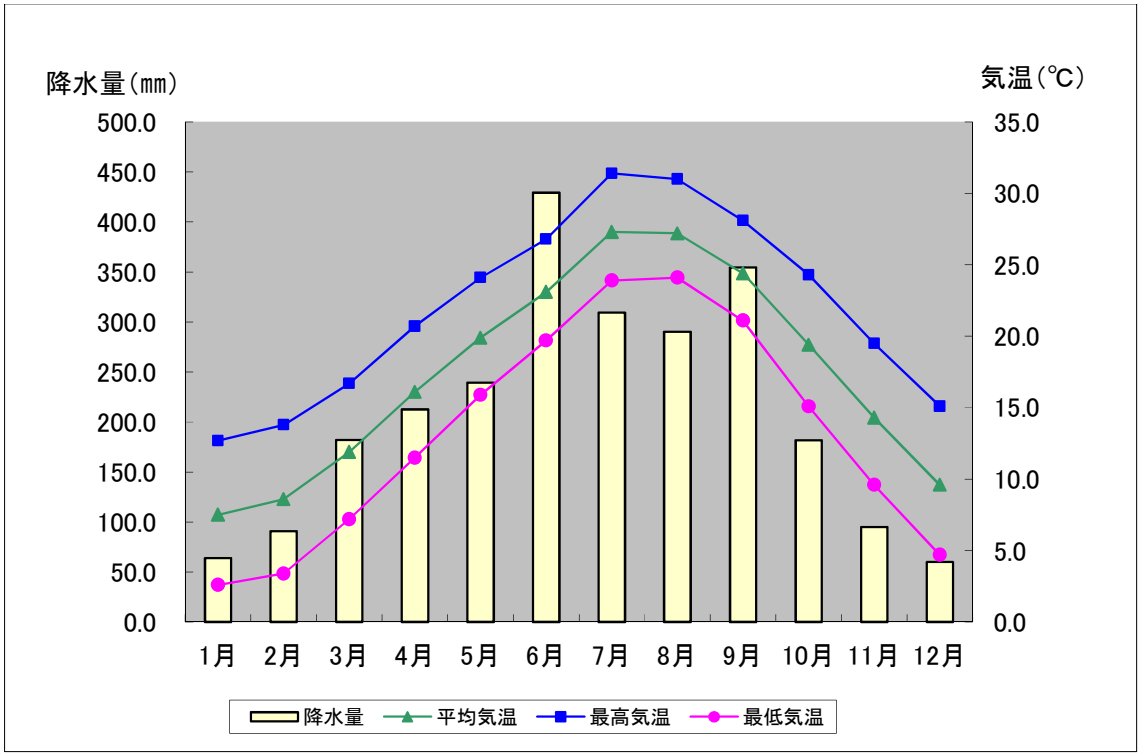

資料：気象庁気象統計（観測地点：宮崎）

図　気象概況（昭和 56 年(1981 年)～平成 22 年(2010 年)）

４）綾町の自然環境と課題

[綾町の自然環境の３つの特徴]

綾町生物多様性地域戦略に記載されている通り、本町の自然環境は、広い照葉樹林、清らかで豊かな水量の河川、緑豊かな環境が残る里地の３つによって特徴づけられます。

１つ目の広い照葉樹林には、前述の通り、日本最大級の照葉樹自然林としての貴重な植生(群)として選定されている他、多様な生息環境により豊かな生きものがみられます。

また２つ目の河川について綾町内を流れる綾北川と綾南川は初夏にはホタルが乱舞し、昆虫や魚類、それらを食べる鳥類の大事な生息環境となっています。

３つ目の里については、伝統的な里地里山の植生環境が本町には未だ残っていることが挙げられます。昔、日本各地の里でみられ、少しずつ消えていった生きものが、本町では現在でも未だ見られており、「平成 24・25 年度　綾ユネスコエコパーク生物生育・生息基礎調査」の結果、絶滅危惧種を含む 1,350 種類の植物が確認されています。次頁の図は、各分野から報告された重要種分布地を重ねたものです。この図より、本町の市街地部周辺においても、重要種が生息していることが確認できます。

[自然環境の課題]

前述のように、本町の自然環境は豊かなものであり、これを維持していくために、自然との共生という観点が不可欠です。

現在の本町においても、例えば、シカが増えたことによって、植物や昆虫の多様性が減りつつある点や、田畑に撒く農薬について、無農薬や減農薬による有機農業の取り組みにより減りはしたものの、完成無農薬には至っていません。

また、私たちの生活の歴史においても、暮らしに必要な木材を確保するためにスギやヒノキの人工林を広げてきた経緯があり、その結果、自然林における生きものの生息環境を減少させています。つまり、生きものの豊かな森と人工林とのバランスが課題となっています。

このようなことを踏まえて、綾の生きもの・豊かな自然に配慮し共生する取り組みやまちづくりが重要といえます。本計画では、綾の自然と共生することに配慮した市街地整備なども包括した都市計画・まちづくりの方向性を示します。

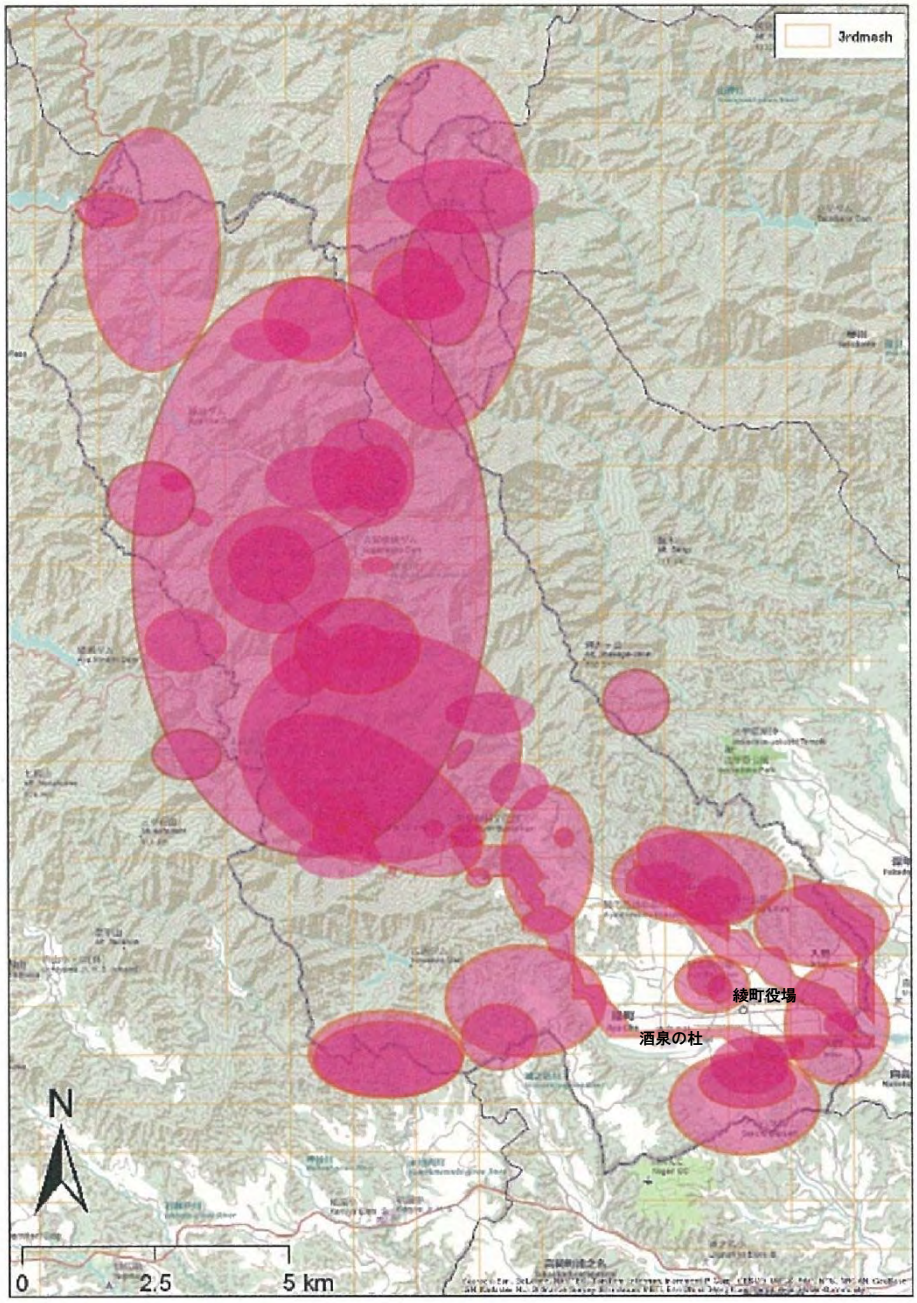

（出典：綾町生物多様性地域戦略）

図　重要種分布地域

５）綾町における自然との共生に関する現在の取り組み

ここでは、本町の自然との共生に関する取り組みに対する外部評価と、現在の取り組みについて整理します。

[外部評価（綾ユネスコエコパークの登録）]

ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）は、人と自然との共生を目指す「人間と生物圏(MAB：Man and the Biosphere)計画」の中心的事業として、昭和 51 年(1976 年)に「生物圏保存地域(BR：Bioshere Reserves)」の登録を開始しました（我が国では、平成 22 年(2010 年)に愛称を「ユネスコエコパーク」と定めています)。平成 29 年(2017 年)現在で、我が国でユネスコエコパークに認定されているのは、志賀高原、白山、大台ヶ原・大峯山、屋久島、綾、只見、みなかみ、南アルプス、祖母・傾・大崩の９地域となっています。

綾ユネスコエコパークは、平成 24 年(2012 年)7 月に登録されており、下図に示す 3 つの機能（生物多様性の保全、学術的研究支援、経済と社会の発展）とこれらの機能を果たすための３つの地域（核心地域、緩衝地域、移行地域）を設定しています。

また、綾ユネスコエコパークが評価された点として、東アジアの照葉樹林帯の北限付近にあり日本固有種が多いこと、日本に残されている照葉樹自然林の面積が一番広く標高が高い地域にブナの自然林があること、官民協働で綾の照葉樹林プロジェクト（後述参照）に取り組み照葉樹林を保護・復元していること、自然生態系農業などと連携したまちづくりを通じて自然と人間の共存に配慮した地域振興策が行われていることなどが挙げられています。

■3 つの機能

生物多様性の保全：照葉樹林が育む豊かな自然環境と多様な生物の保護・保全

学術的研究支援：科学的な調査や研究、教育、研修の場の提供、人材育成

経済と社会の発展：国内外のモデルとなる自然環境と調和した持続可能な地域社会の発展

■3 つの地域

核心地域：世界の財産として高く評価される自然生態系で、法律に基づいて厳重に守られた原生的な地域。綾森林生態系保護地域として保護。(682ha)

緩衝地域：核心地域を保護する役割を持つと共に 自然に負担がかからない範囲で環境教育や調査研究活動に利用できる地域。(8,982ha)

移行地域：人が自然と共生しながら持続的な 暮らしを営む地域で、世界遺産にはない ユネスコエコパーク独特の区域。(4,916ha)

綾ユネスコエコパークエリアは、綾町全域と２市１町１村（小林市、西都市、国富町、西米良村）の一部を含みます。

（出典：綾の照葉樹林プロジェクト 10 年の歩み）

図　綾ユネスコエコパークについて

[照葉樹林の保護・継承の取り組み]

前述の綾の照葉樹林プロジェクトとは、平成 17 年(2005 年)5 月に、九州森林管理局、宮崎県、綾町、日本自然保護協会、てるはの森の会との間で計画を推進するための協定が締結された「綾川流域照葉樹林帯保護・復元計画」の通称です。

綾の照葉樹林プロジェクトは、宮崎県の綾北川および綾南川の流域に残された、我が国最大級の原生的な照葉樹林を厳正に保護するとともに、保護林と保護林の間に存在する人工林や二次林をかつての林相である照葉樹林に適切に復元するなどの取り組みによって、より良い形で照葉樹林を後世に継承することを目的としています。

具体的なプロジェクトの対象地域は、約 10,000ha の森林であり、原生的な照葉樹林で保護林に指定する区域、人工林から照葉樹林に復元を図る区域、森林環境教育などへの利用を目指す区域、持続的な林業経営を行う区域などにゾーニングし、適切な管理に向けた取り組みを継続しています。

（出典：綾の照葉樹林プロジェクト 10 年の歩み）

図　綾プロジェクトのエリアとゾーニング

2-3．社会条件の現況

1）人口

（1）人口および世帯人員、年齢構成別人口

人口については、平成 12 年(2000 年)から平成 22 年(2010 年)にかけては減少しているものの、平成 22 年から平成 27 年は増加しています。また、世帯人数は一貫して減少していることから、単身世帯や夫婦のみの世帯などが増加していると考えられます。

人口の構成をみると、年少人口比率は平成 7 年(1995 年)から平成 22 年(2010 年)にかけて減少し続けている一方で、老年人口比率は平成 7 年(1995 年)から平成 22 年(2010 年)にかけて増加し続け、平成 17 年(1995 年)と平成 22 年(2010 年)の調査では全国平均（平成 17 年(1995 年)が 20.1%、平成 22 年(2010 年)で 23.0%）と宮崎県平均（平成 17 年(1995 年)が 23.5%、平成 22 年(2010 年)が 25.8%）を上回っており、少子高齢化が進行していることがわかります。また生産年齢人口は、減少傾向が続いている状況にあります。

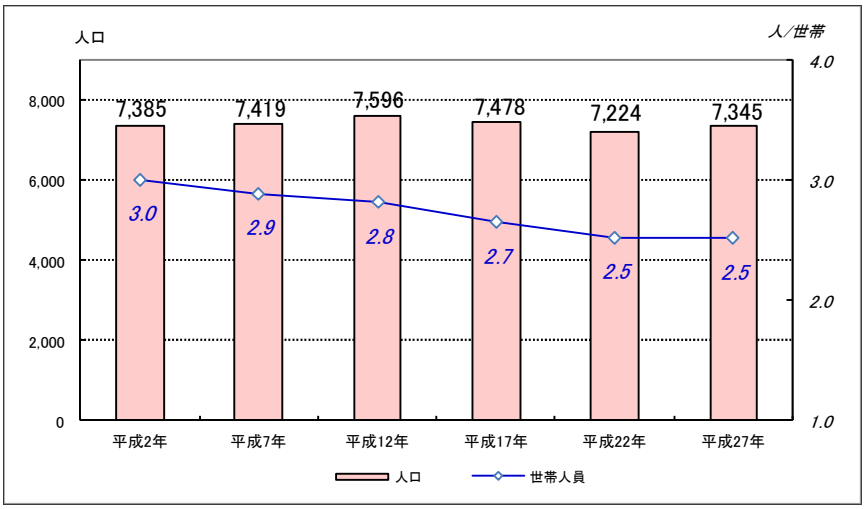

図　人口および世帯人員の推移　　資料：国勢調査

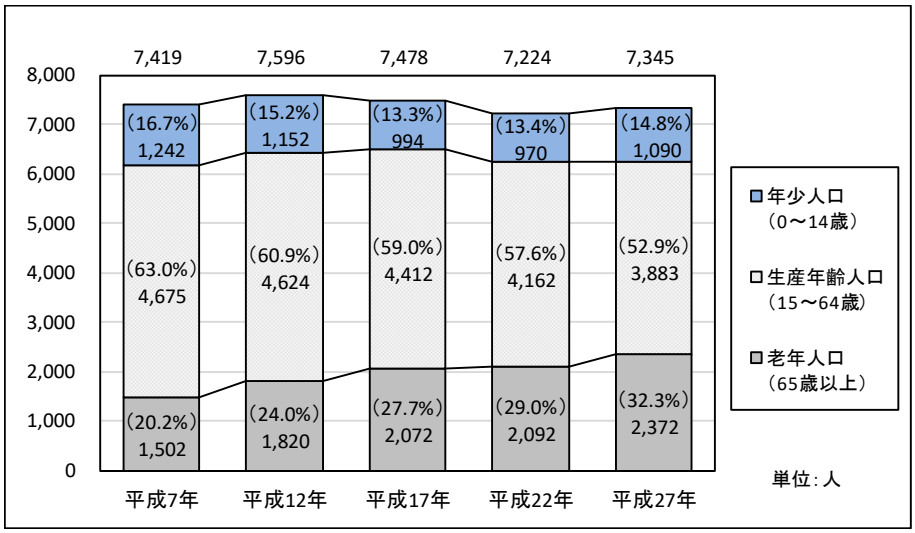

図　年齢構成別人口の推移　　資料：国勢調査

（２）人口動態・流出流入人口

人口動態として、自然動態と社会動態の推移を以下に示します。「出生数」から「死亡者数」を差し引いた値の自然動態については、平成 21 年(2009 年)度に-64 人になるなど、減少値が続いています。これは、少子高齢化の影響によるものといえます。

一方、「転入者」から「転出者」を差し引いた値の社会動態については、平成 10 年(1998 年)前後の規模はないものの、増加値の年が多い状況です。流出・流入人口を次頁に示しますが、最も関わりが強いのが流出・流入ともに宮崎市であり、平成 22 年(2010 年)度の値で流出 25.6%（935 人)、流入 15.8%（507 人）を占めています。

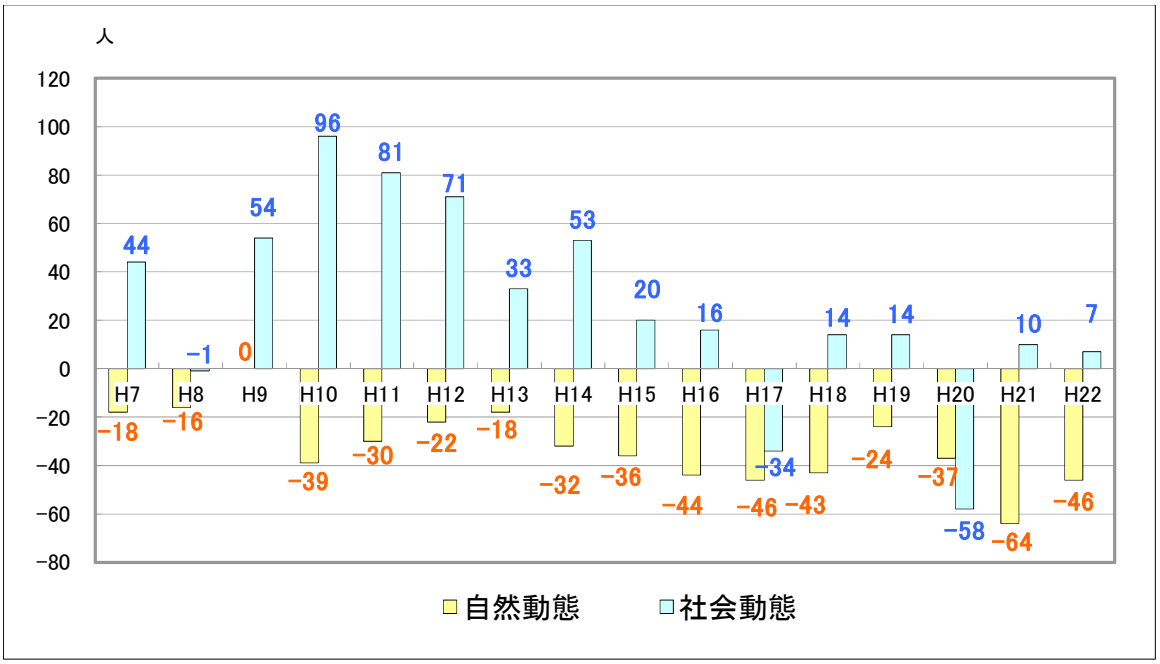

資料：宮崎県都市計画基礎調査（綾町）[住民基本台帳]

図　人口動態の推移

流出・流入人口

（単位：人，％）

	常住地による就業者数	流出		従業地による就業者数	流入		就業者比率（従／常）
		就業者数	流出率		就業者数	流入率	
平成12年	3,883	1,264	32.6	3,536	917	25.9	91.1
平成17年	3,920	1,372	35.0	3,531	983	27.8	90.1
平成22年	3,650	1,379	37.8	3,204	905	28.2	87.8

流出率＝流出就業者数／常住地による就業者数×100
流入率＝流入就業者数／従業地による就業者数×100

就業者比率
＝従業地による就業者数／常住地による就業者数×100

流出状況（就業者）

	第1位		第2位		第3位		第4位		第5位	
	市町村名	流出者数	市町村名	流出者数	市町村名	流出者数	市町村名	流出者数	市町村名	流出者数
平成12年	宮崎市	849	国富町	320	県内その他	49	都城市	19	西都市	16
平成17年	宮崎市	899	国富町	352	県内その他	36	小林市	24	西都市	21
平成22年	宮崎市	935	国富町	307	都城市・西都市	25	小林市	24	高鍋町	7

流入状況（就業者）

	第1位		第2位		第3位		第4位		第5位	
	市町村名	流入者数	市町村名	流入者数	市町村名	流入者数	市町村名	流入者数	市町村名	流入者数
平成12年	宮崎市	483	国富町	345	県内その他	54	西都市	27	他県	8
平成17年	宮崎市	534	国富町	344	県内その他	42	西都市	29	小林市	26
平成22年	宮崎市	507	国富町	317	西都市	31	小林市	16	都城市	11

注．常住者による就業者数とは、当該都市に常住する（夜間人口ベース）就業者数を言う。
　従業地による就業者数とは、当該都市に従業する（昼間人口ベース）就業者数を言う。
※調査時点（平成17年）の市町村名で記載している。

【資料：国勢調査】

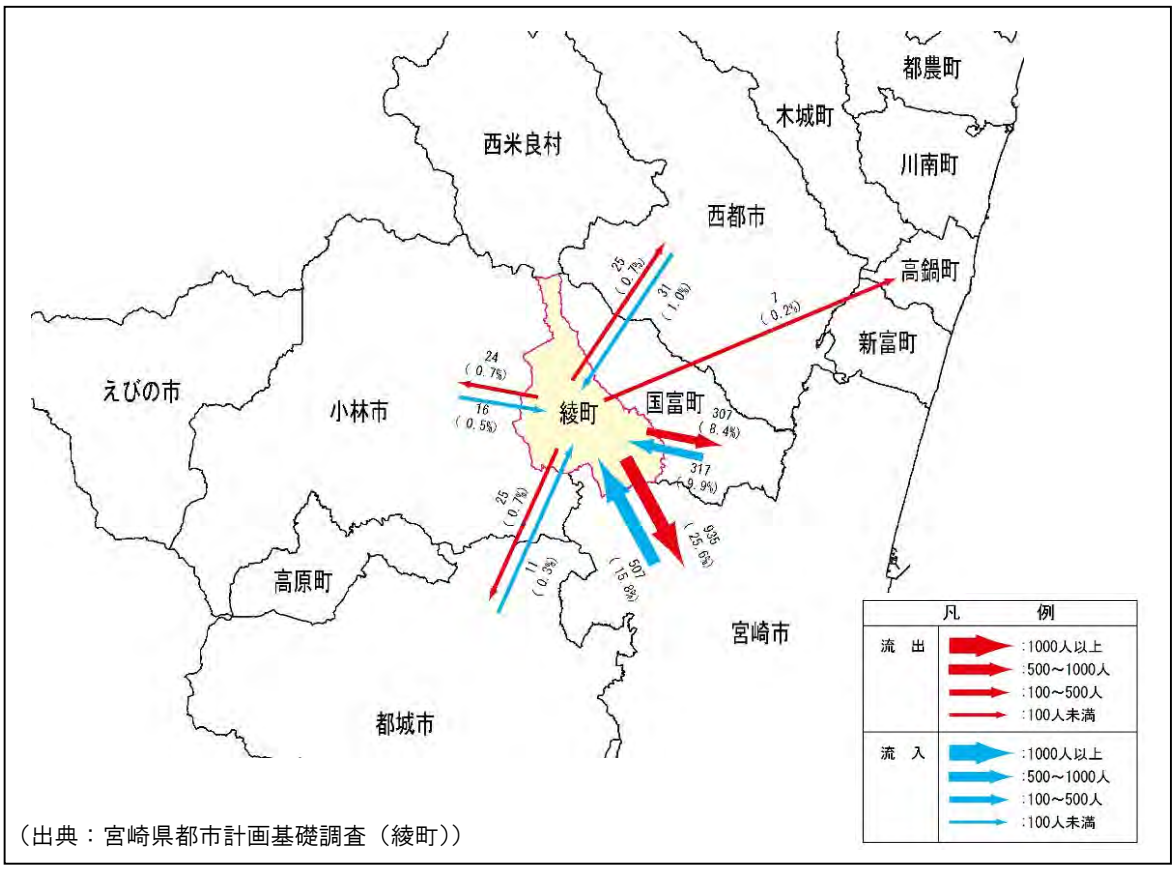

（出典：宮崎県都市計画基礎調査（綾町））

図　流出・流入人口

（３）人口密度の変遷

平成２年(1990 年)から平成 22 年(2010 年)の人口密度の変遷を確認すると、経年的に用途地域内の人口密度が増加傾向にあることがわかります。

一方、用途地域外においては人口密度が 20 人/ha 未満の状況が確認できます。

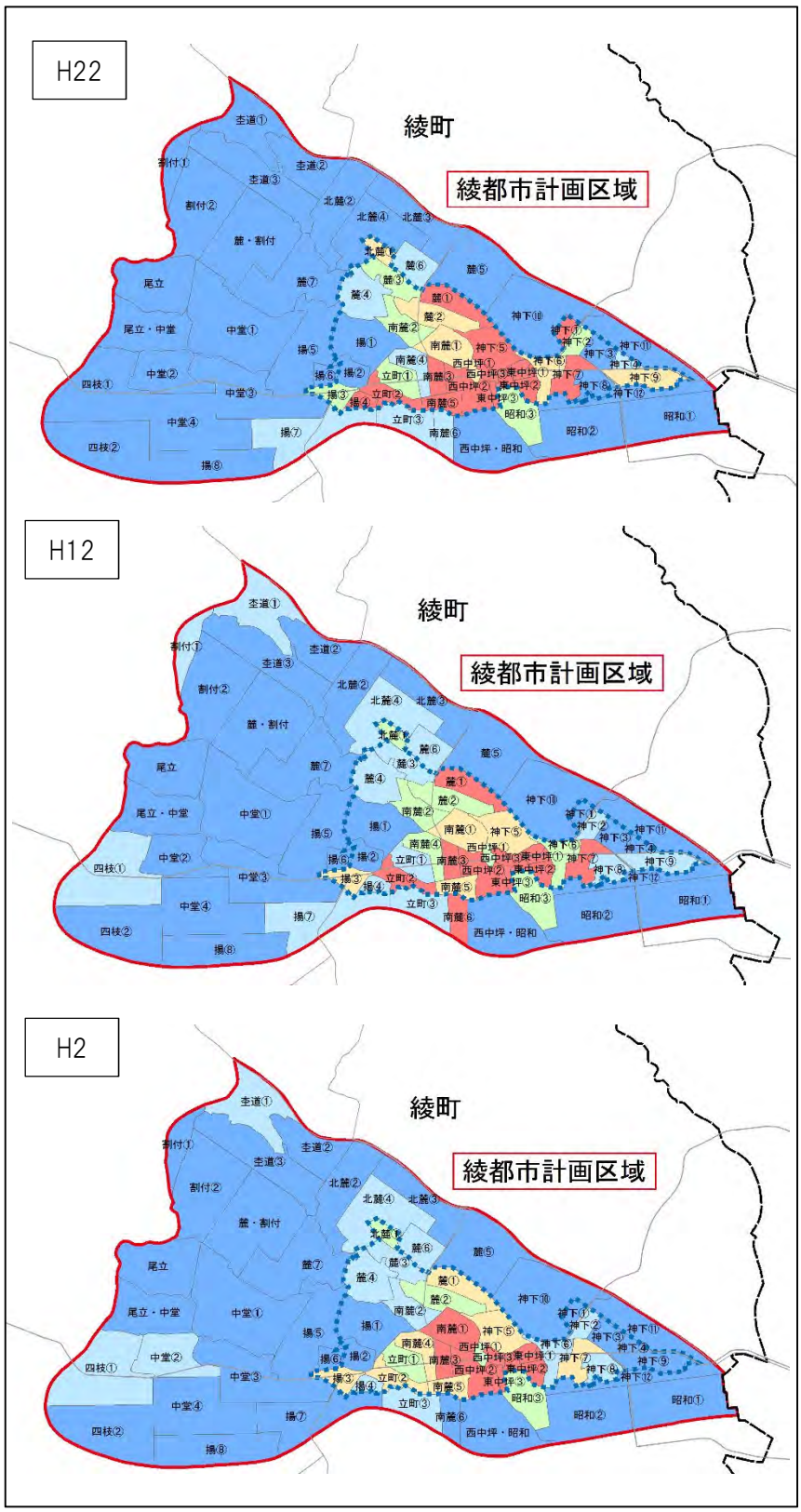

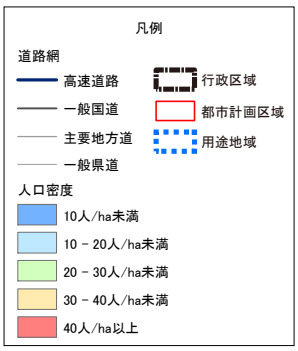

資料：宮崎県都市計画基礎調査（綾町）［解析報告書］

図　人口密度の変遷

２）産業

（１）就業構造

産業別の就業人口の割合を下図、産業別の人口を次頁に示します。

下図より、第１次産業の割合は平成 12 年(2000 年)から平成 27 年(2015 年)にかけてほぼ横ばいの状況にあり、第２次産業は減少傾向、第３次産業は増加傾向にあることがわかります。

また次頁の表より、第１次産業の大部分の就業者を占めるのが農業、第２次産業は平成 27 年において製造業が最も多く、次いで建設業の就業者が多いことがわかります。第３次産業については、同じく平成 27 年(2015 年)において卸売・小売業が最も多く、次いで医療・福祉が多いことがわかります。

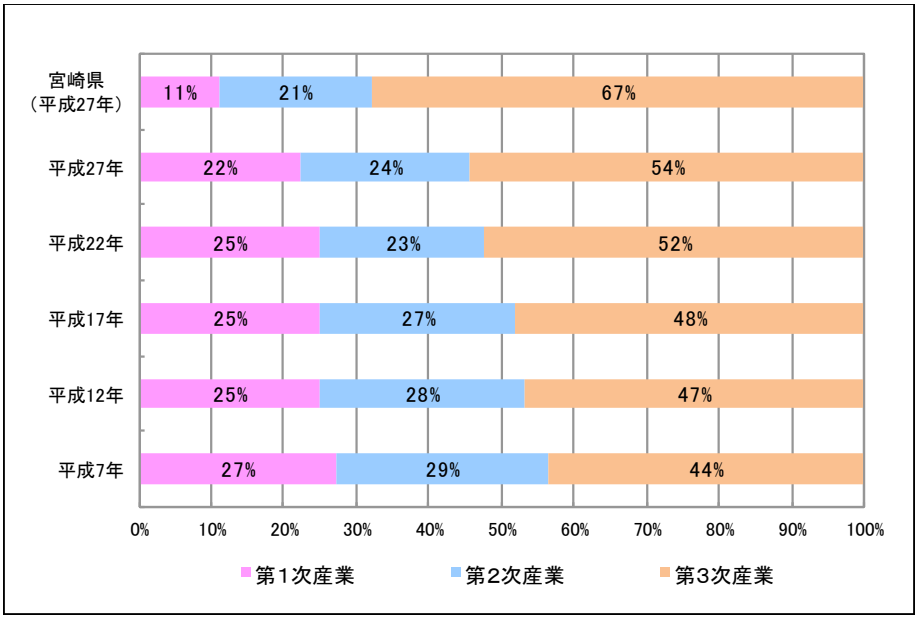

資料：国勢調査

図　産業別就業人口の推移

表　産業大分類別人口

産業大分類（平成17年の分類）		平成17年 就業者数（人）	平成17年 構成比（%）	産業大分類（平成22年からの分類）		平成22年 就業者数（人）	平成22年 構成比（%）	産業大分類（平成27年からの分類）		平成27年 就業者数（人）	平成27年 構成比（%）
A	農業	947	24.2	A	農業，林業	898	24.6	A	農業，林業	812	22.2
B	林業	34	0.9								
C	漁業	2	0.1	B	漁業	9	0.2	B	漁業	7	0.2
	第１次産業合計	983	25.1		第１次産業合計	907	24.8		第１次産業合計	819	22.4
D	鉱業	1	0.0	C	鉱業，採石業，砂利採取業	0	0.0	C	鉱業，採石業，砂利採取業	2	0.1
E	建設業	447	11.4	D	建設業	340	9.3	D	建設業	339	9.3
F	製造業	604	15.4	E	製造業	480	13.2	E	製造業	527	14.4
	第２次産業合計	1,052	26.8		第２次産業合計	820	22.5		第２次産業合計	868	23.8
G	電気・ｶﾞｽ・熱供給・水道業	10	0.3	F	電気・ｶﾞｽ・熱供給・水道業	2	0.1	F	電気・ｶﾞｽ・熱供給・水道業	10	0.3
H	情報通信業	29	0.7	G	情報通信業	18	0.5	G	情報通信業	28	0.8
I	運輸業	136	3.5	H	運輸業，郵便業	155	4.2	H	運輸業，郵便業	138	3.8
J	卸売・小売業	453	11.6	I	卸売・小売業	455	12.5	I	卸売・小売業	386	10.6
K	金融・保険業	35	0.9	J	金融・保険業	34	0.9	J	金融・保険業	30	0.8
L	不動産業	19	0.5	K	不動産業，物品賃貸業	20	0.5	K	不動産業，物品賃貸業	30	0.8
M	飲食店，宿泊業	209	5.3	L	宿泊業，飲食サービス業	213	5.8	L	宿泊業，飲食サービス業	218	6.0
N	医療，福祉	344	8.8	M	医療，福祉	402	11.0	M	医療，福祉	500	13.7
O	教育，学習支援業	108	2.8	N	教育，学習支援業	98	2.7	N	教育，学習支援業	104	2.8
P	複合サービス業	70	1.8	O	複合サービス事業	65	1.8	O	複合サービス事業	90	2.5
Q	サービス業（他に分類されないもの）	364	9.3	P	学術研究，専門・技術サービス業	27	0.7	P	学術研究，専門・技術サービス業	51	1.4
				Q	生活関連サービス業，娯楽業	114	3.1	Q	生活関連サービス業，娯楽業	109	3.0
				R	サービス業（他に分類されないもの）	162	4.4	R	サービス業（他に分類されないもの）	176	4.8
R	公務（他に分類されないもの）	107	2.7	S	公務（他に分類されるものを除く）	126	3.5	S	公務（他に分類されるものを除く）	127	3.5
	第３次産業合計	1,884	48.1		第３次産業合計	1,891	51.8		第３次産業合計	1,997	54.7
S	分類不能の産業	1	0.0	T	分類不能の産業	32	0.9	T	分類不能の産業	3	0.1
合計		3,920	100.0	合計		3,650	100.0	合計		3,687	101.0

資料：国勢調査

（２）第１次産業（農業）

農家戸数と専業別および経営耕地規模別の内訳を以下に示します。以下より、農家の総戸数が減少していることがわかります。

専業別にみると、第１種兼業・第２種兼業農家は減少傾向にある一方で、専業農家はほぼ横ばいの状況であることが特徴的です。また規模別にみると、農家戸数の減少により全体的に減少していますが、平成 17 年(1995 年)から平成 27 年(2015 年)に着目すると、「3.0ha 以上」でやや増加傾向である状況といえます。

表　農家戸数の推移

（単位:戸）

	総戸数	専業別内訳			経営耕地規模別内訳					
		専業	第1種兼業	第2種兼業	0.5ha未満	0.5～1.0ha	1.0～1.5ha	1.5～2.0ha	2.0～3.0ha	3.0ha以上
平成12年	460	206	98	156	100	151	105	45	37	22
平成17年	413	215	82	116	94	135	90	40	33	21
平成22年	366	202	68	96	67	137	78	32	29	23
平成27年	331	213	46	72	99	112	52	33	31	33

資料：農林業センサス

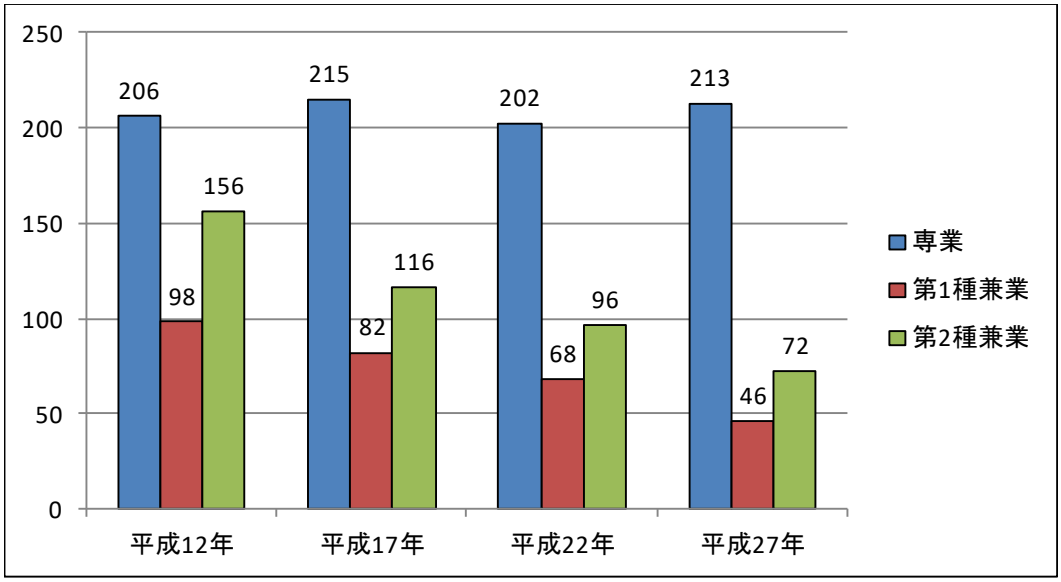

資料：農林業センサス

図　農家戸数（専業別）の推移

（３）第２次産業（製造業）

製造品出荷額と従業者数・事業所数の推移を以下に示します。平成 18 年(2006 年)から平成 25 年(2013 年)の製造品出荷額および従業者数は、平成 19 年(2007 年)が最も高い数値で、近年では横ばい状況になっていることがわかります（事業所数は平成 20 年(2008 年)が最も高い数値で、近年では横ばい状況になっています)。

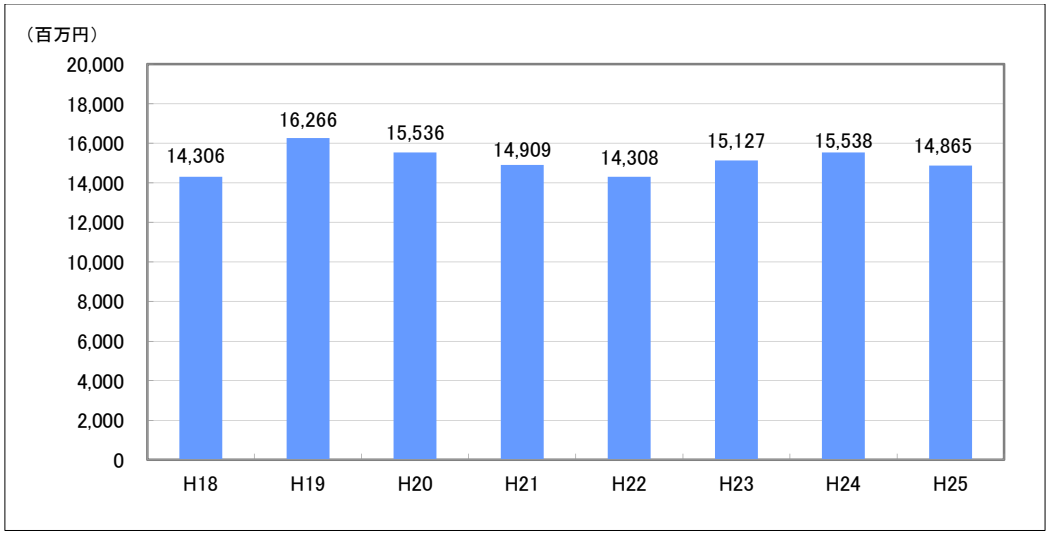

資料：工業統計調査

図　製造品出荷額の推移

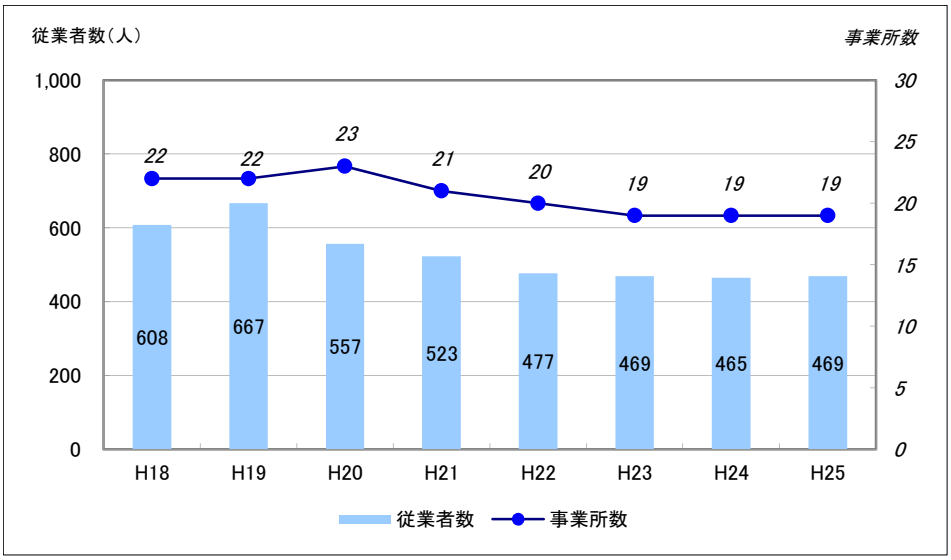

資料：工業統計調査

図　従業者数・事業所数（製造業）の推移

（４）第３次産業（卸売業・小売業）

年間商品販売額（卸売業・小売業）と従業者数・事業所数の推移を以下に示します。事業所数は減少している状況にありますが、年間商品販売額は増加傾向にあり、従業者数もやや増加傾向にあるといえます。

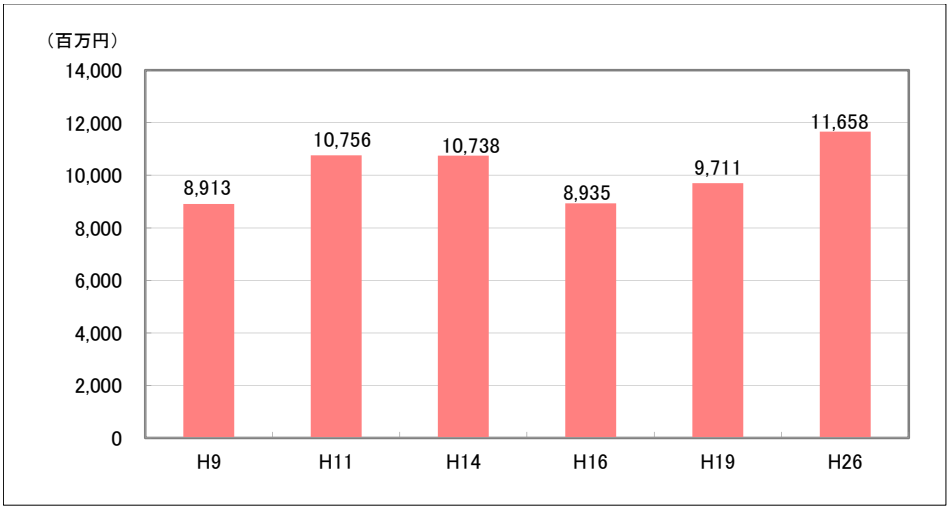

資料：商業統計調査

図　年間商品販売額（卸売業・小売業）の推移

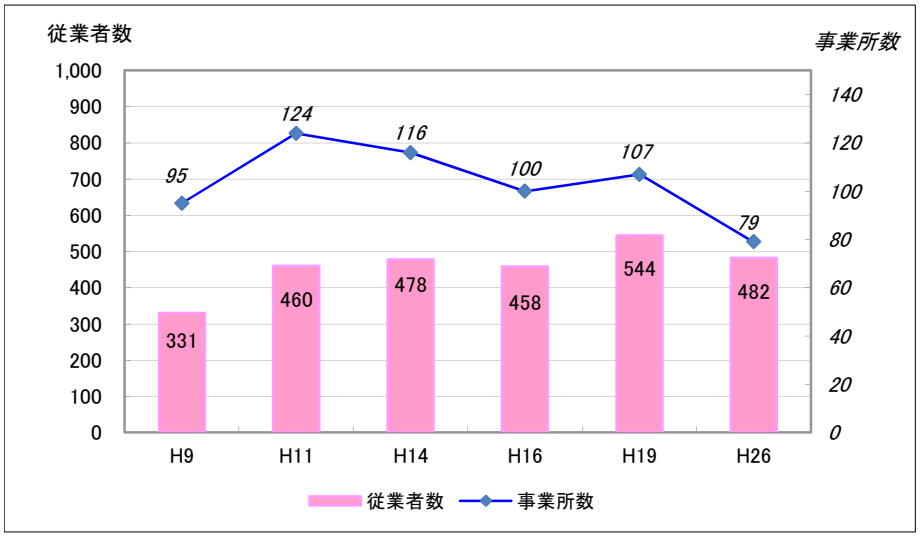

資料：商業統計調査

図　従業者数・事業所数（卸売業・小売業）の推移

３）土地利用

都市計画区域 842ha の内、用途地域に指定している区域が 131ha(15.6%)、用途地域外が 711 ha(84.4%)となっています。用途地域内は本町の市街地に指定しており、都市的土地利用が 75.1%、自然的土地利用が 24.9%になっています。この用途地域内（市街地部）においては、水と緑のネットワークを形成するなど、計画的な土地利用を図ることが望ましいといえます。また、用途地域外（都市的土地利用 28.6%、自然的土地利用 71.4%）においては、無秩序な開発による住環境・自然環境が悪化しないことが重要といえます。

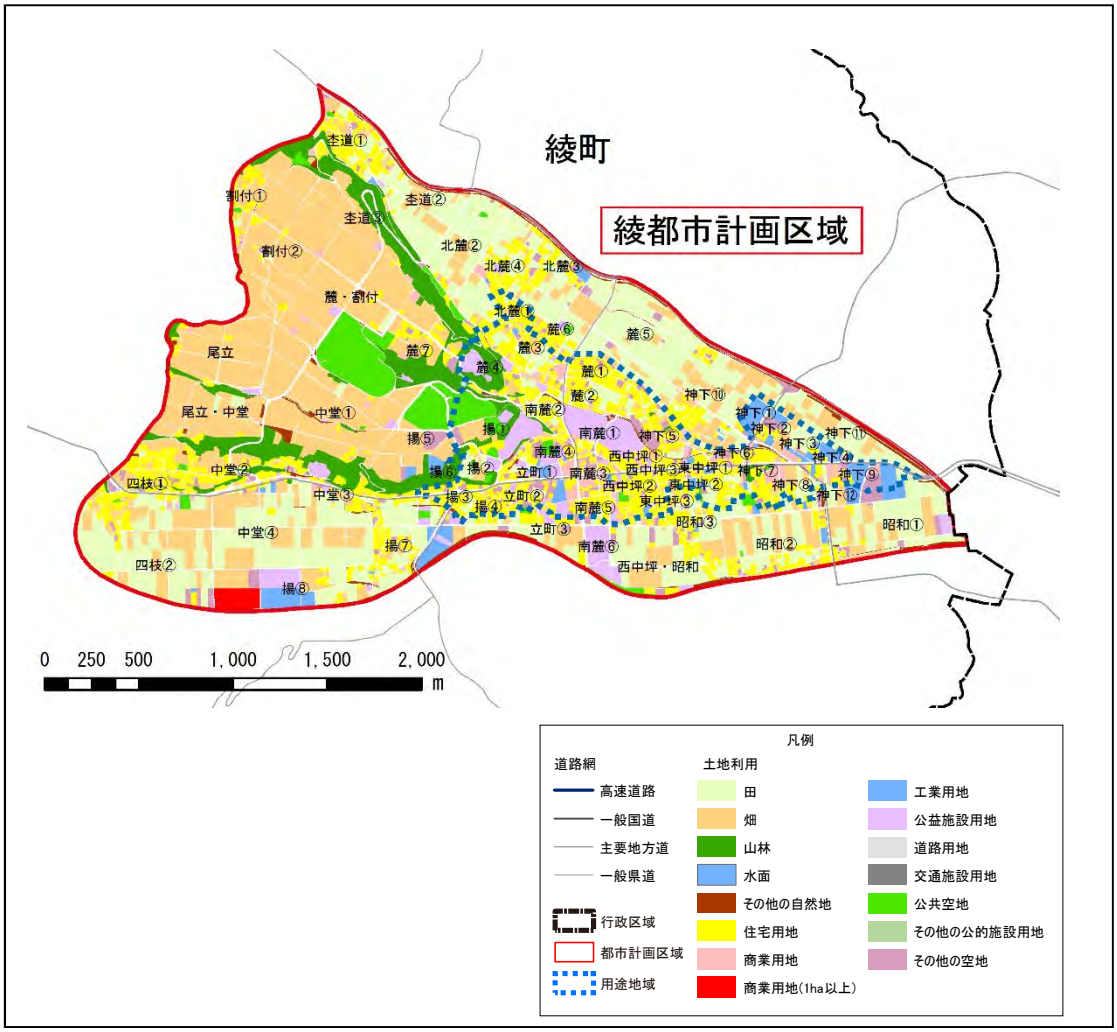

資料：宮崎県都市計画基礎調査（綾町）[平成 26 年度調査]

図　土地利用現況図

表　都市計画区域内における土地利用の状況

（単位：ha,%）

土地利用区分			都市計画区域					
			用途地域指定区域		用途地域指定外区域		合計	
			面積	比率	面積	比率	面積	比率
自然的土地利用	農地	田	15.2 ha	11.6 %	196.2 ha	27.6 %	211.4 ha	25.1 %
		畑	9.1 ha	6.9 %	247.5 ha	34.8 %	256.6 ha	30.5 %
			24.3 ha	18.5 %	443.7 ha	62.4 %	468.0 ha	55.6 %
	山林		6.6 ha	5.0 %	44.6 ha	6.3 %	51.2 ha	6.1 %
	水面		0.6 ha	0.5 %	1.2 ha	0.2 %	1.8 ha	0.2 %
	その他の自然地		1.1 ha	0.8 %	18.3 ha	2.6 %	19.4 ha	2.3 %
	小計		32.6 ha	24.9 %	507.8 ha	71.4 %	540.4 ha	64.2 %
都市的土地利用	宅地	住宅用地	42.1 ha	32.1 %	71.3 ha	10.0 %	113.4 ha	13.5 %
		商業用地	6.8 ha	5.2 %	8.8 ha	1.2 %	15.6 ha	1.9 %
		工業用地	6.7 ha	5.1 %	10.4 ha	1.5 %	17.1 ha	2.0 %
			55.6 ha	42.4 %	90.5 ha	12.7 %	146.1 ha	17.4 %
	公共・公益用地		12.6 ha	9.6 %	28.6 ha	4.0 %	41.2 ha	4.9 %
	道路用地		15.9 ha	12.1 %	59.0 ha	8.3 %	74.9 ha	8.9 %
	交通施設用地		0.0 ha	0.0 %	0.0 ha	0.0 %	0.0 ha	0.0 %
	公共空地		3.6 ha	2.7 %	13.8 ha	1.9 %	17.4 ha	2.1 %
	その他の公共施設用地		0 ha	0.0 %	0 ha	0.0 %	0 ha	0.0 %
	その他の空地		10.7 ha	8.2 %	11.3 ha	1.6 %	22.0 ha	2.6 %
	小計		98.4 ha	75.1 %	203.2 ha	28.6 %	301.6 ha	35.8 %
合計			131 ha	100.0 %	711 ha	100.0 %	842 ha	100.0 %

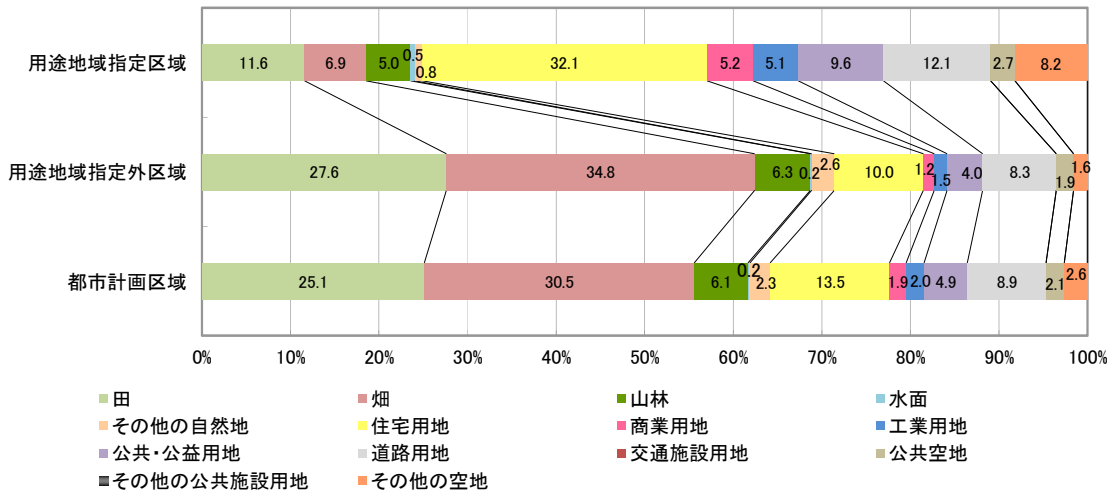

資料：宮崎県都市計画基礎調査（綾町）［国勢調査］

４）道路交通

町内道路の内、最も交通量が多いのが南俣宮崎線であり平成 22 年(2010 年)度の交通量で 5,202(台/日)となっています。次いで交通量が多い路線が宮崎須木線で 2,669(台/日)となっています。

表　道路交通量

観測区間番号	路線名	観測場所	平日 24時間交通量
40440	南俣宮崎線	宮崎市綾町入野	5,202
40720	宮崎須木線	東諸県郡綾町大字南俣字中堂	2,669
61100	田ノ平綾線	宮崎市綾町大字南俣宮ノ谷	881
61130	田代八重綾線	東諸県郡綾町大字北俣字椎屋	213
61140	綾法ヶ岳線	東諸県郡綾町大字北俣字小田爪	1,150

資料：平成 22 年度道路交通センサス

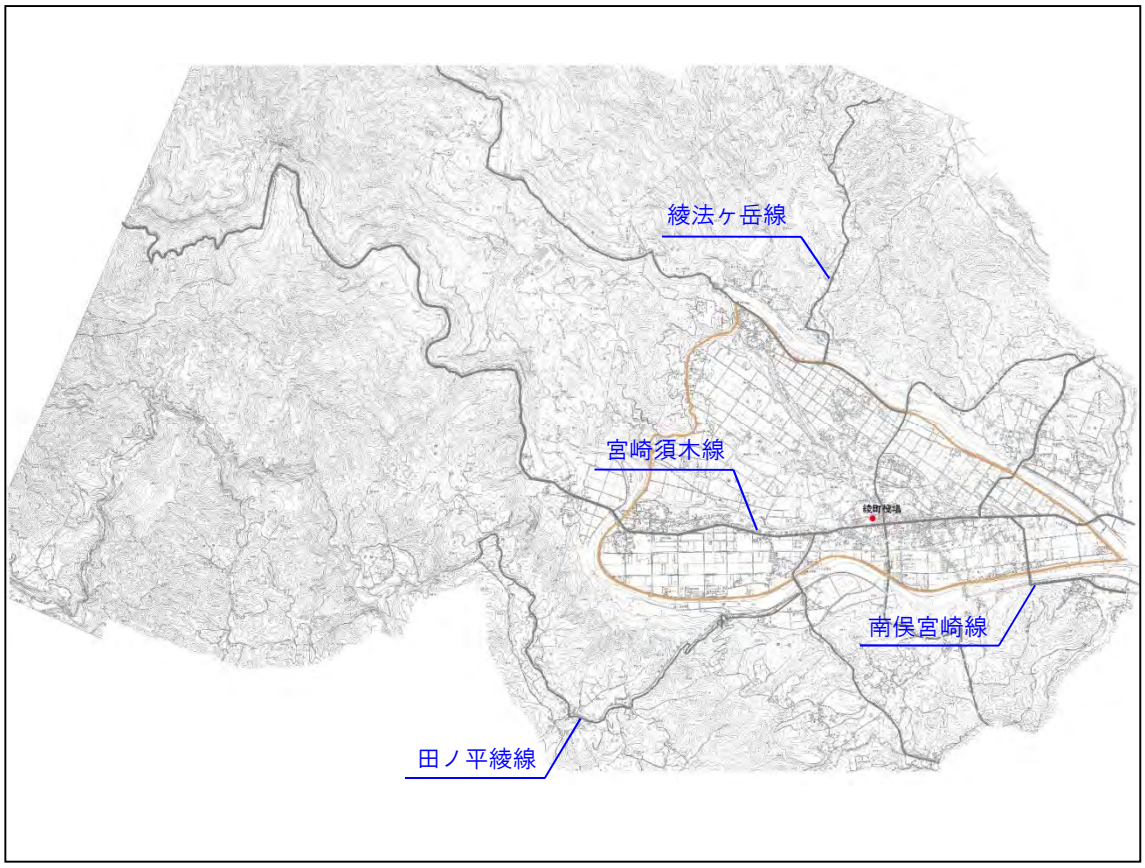

図　町内道路網図

５）都市構造の特性整理

本町の都市構造の整理にあたって、まずは都市計画区域内の人口密度と生活利便性施設の立地状況を確認します（以下に、医療施設・福祉施設・商業施設・保育園・公園の位置と人口密度を示します）。なお、各施設の誘致距離については、「都市構造の評価のハンドブック（国土交通省都市計画課：平成 26 年(2014 年)8 月)」を参考として整理しています。

各図面を確認すると、10(人/ha)以上の人口密度がある区域において、どの施設に対しても概ね誘致距離内にあり、効率的な市街地の形成が図られていることがわかります。

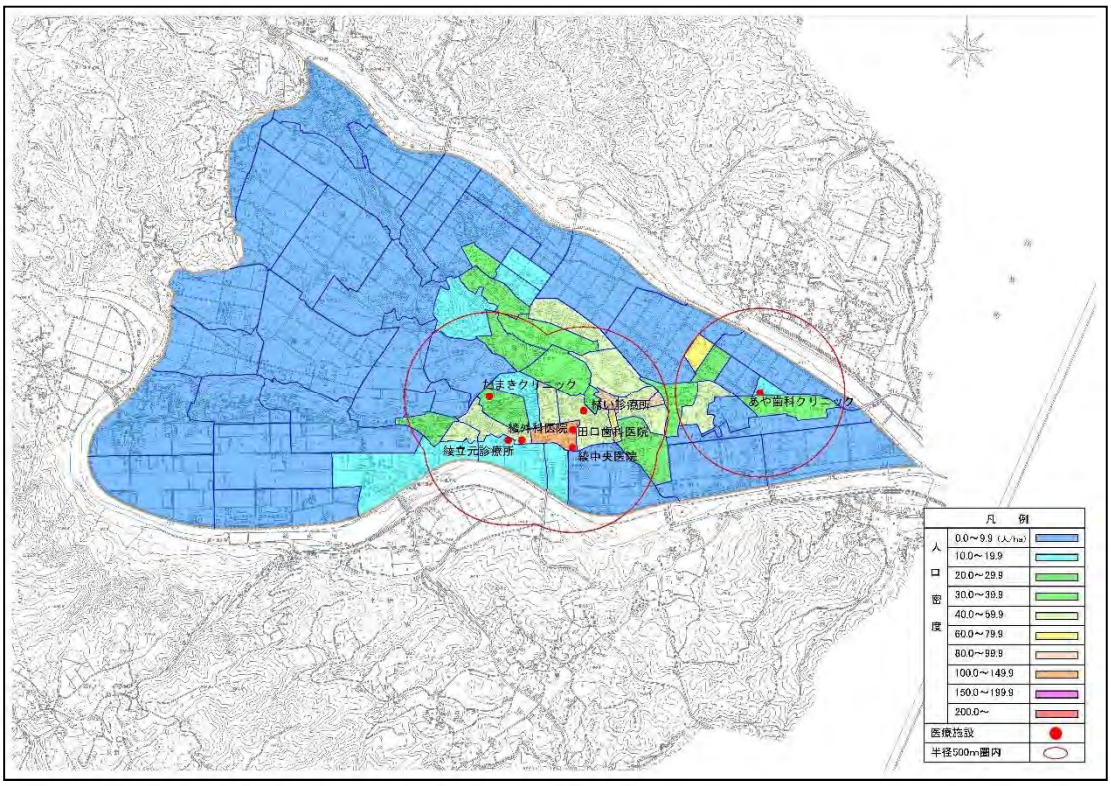

図　人口密度と医療施設の立地状況

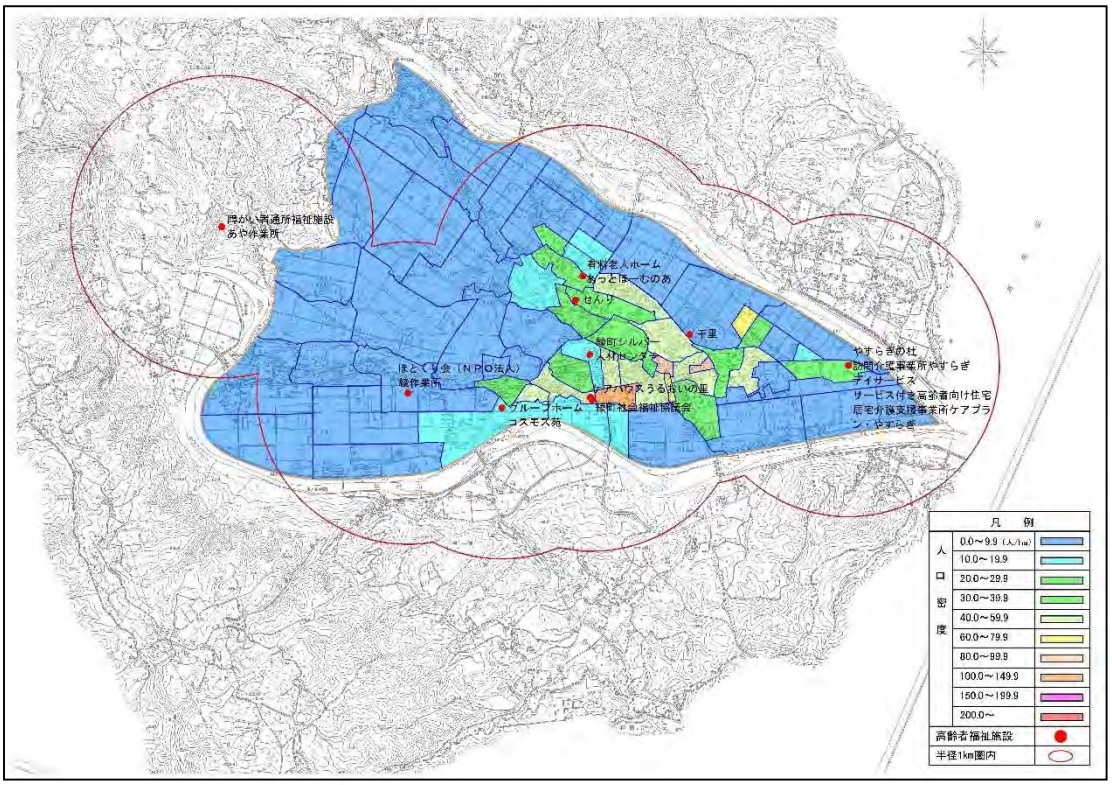

図　人口密度と福祉施設の立地状況

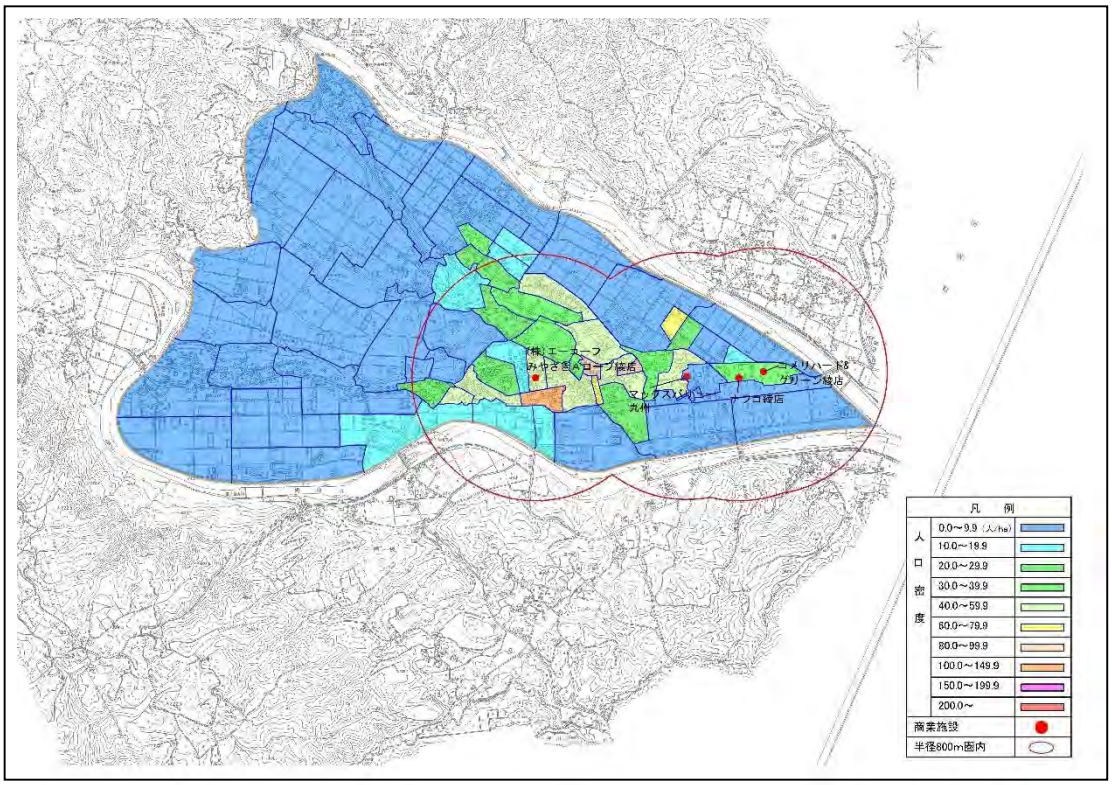

図　人口密度と商業施設の立地状況

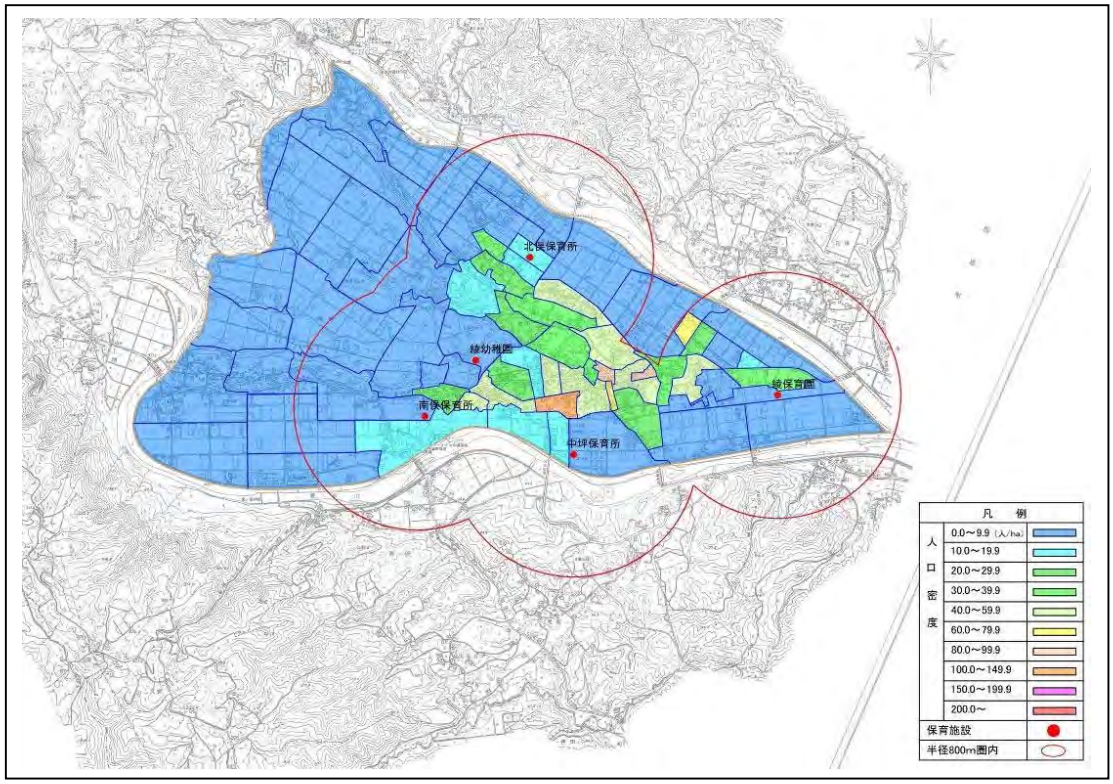

図　人口密度と保育園の立地状況

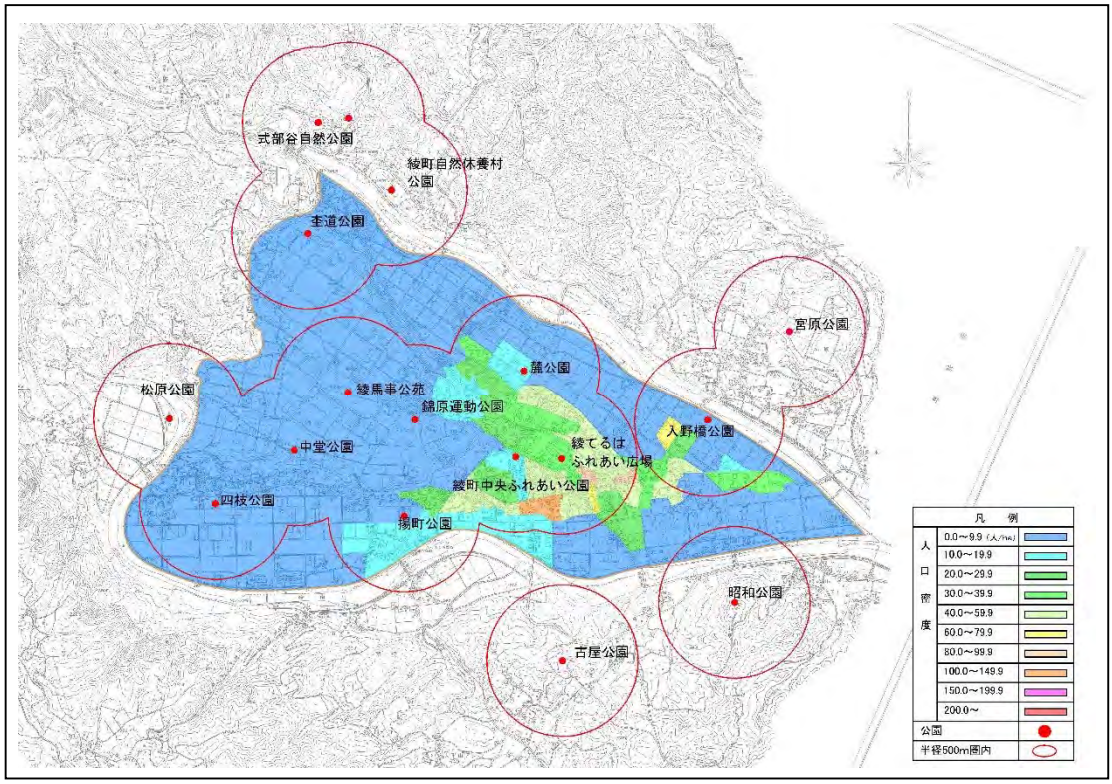

図　人口密度と公園の位置状況

昼夜間人口比率と自市内就業率より整理した都市性格の分類図を下記に示します。本町は、国富町などと同じく住機能型に分類されます。これは、宮崎市とのつながりが強いことに起因した結果といえます。

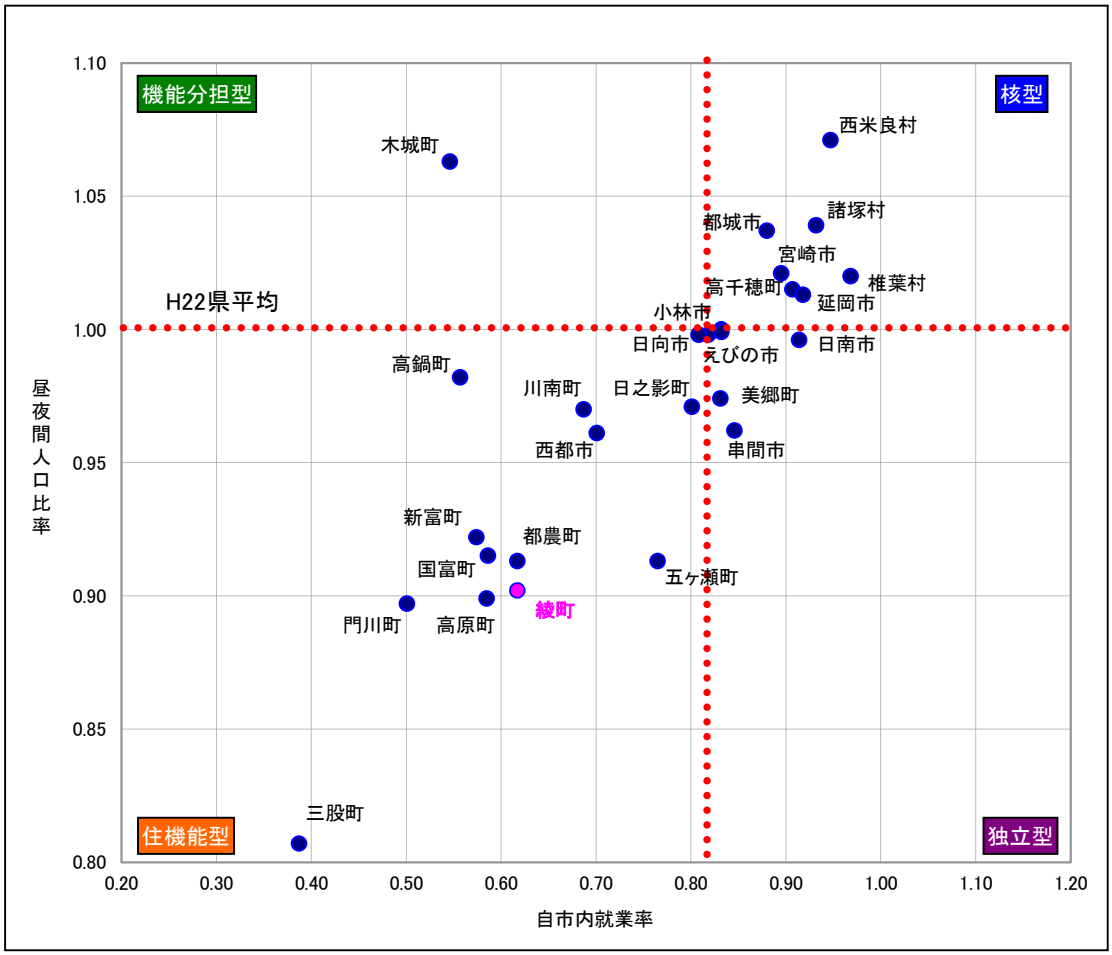

図　都市性格の分類

核型：自市内で働く人が多く、就業・就学者を含めた昼間の人口が多い都市であり、生活圏における中心都市として機能
独立型：自市内で働く人は多いが、昼間の人口は多くない都市であり、1 都市である程度独立した生活圏を形成
住機能型：自市内で働く人が少なく、夜間の人口が多い都市であり、周辺都市等のベッドタウンとして機能
機能分担型：自市内で働く人は少ないが、昼間の人口が多い都市であり、職等の機能に特化

※ 昼夜間人口比率：常住人口（夜間人口）100 人あたり昼間人口の割合。

2-4．都市計画の決定状況

1）用途地域

前述の通り、都市計画区域 842ha の内、用途地域に指定している面積は 131ha（15.6%）となっています。用途地域の内訳をみると、住居系用途として第二種中高層住居専用地域と第一種住居地域を指定しています。また、商業系用途として近隣商業地域、工業系用途として工業地域を指定しています。

表　用途地域の指定状況

区分		規模	
都市計画区域		842　ha	
用途地域		131　ha	
用途地域	第二種中高層住居専用地域	26　ha	19.8%
	第一種住居地域	76　ha	58.0%
	近隣商業地域	14　ha	10.7%
	工業地域	15　ha	11.5%

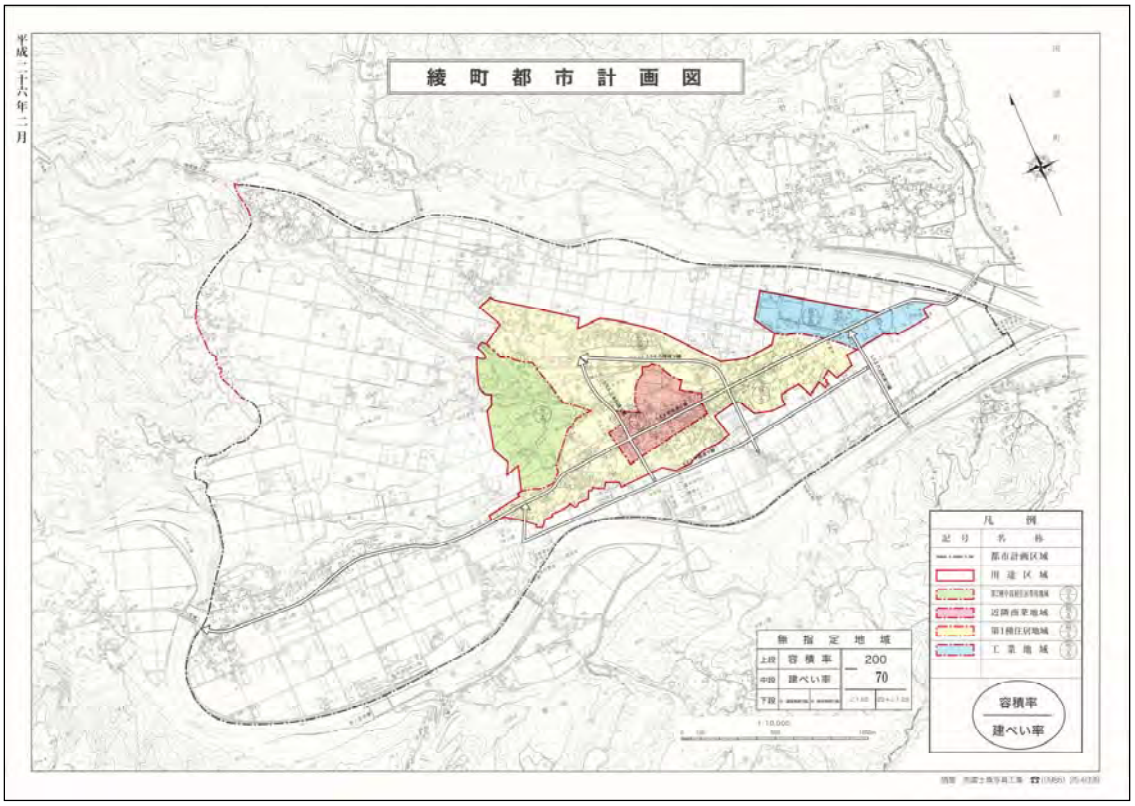

図　用途地域の指定位置

2）都市計画道路

町内には昭和 33 年に決定した 5 路線の都市計画道路があり、整備率は 44%に留まっています。いずれも計画決定時から相当数の年月が経過しており、必要性が低下している路線もあることから、今後、都市計画道路の見直しを進める必要があります。

表　都市計画道路の決定状況

（単位：m、%）

路線名	計画決定		改良済	整備率	当初計画決定
	幅員	計画延長	延長		年月日
3・4・1 中央通り線	16	4, 550	2, 720	60	S33. 3. 15
3・5・2 千草通り線	12	2, 060	80	4	S33. 3. 15
3・5・3 三本松通り線	12	750	750	100	S33. 3. 15
3・5・4 八幡通り線	12	970	0	0	S33. 3. 15
3・5・5 八日町通り線	12	610	410	67	S33. 3. 15
合計		8, 940	3, 960	44	

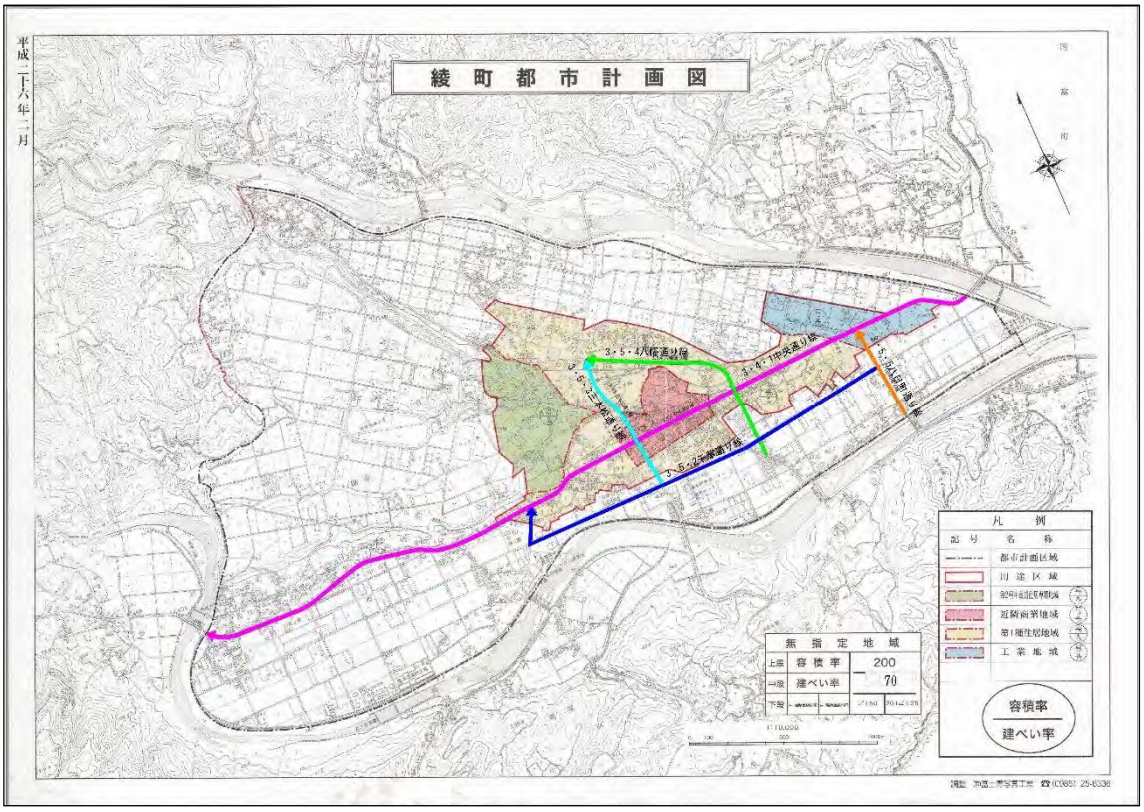

図　都市計画道路の位置

3）公園

都市計画公園は 1 箇所錦原公園を昭和 44 年５月に決定しており、決定した面積（11ha）は全て整備・供用されています。

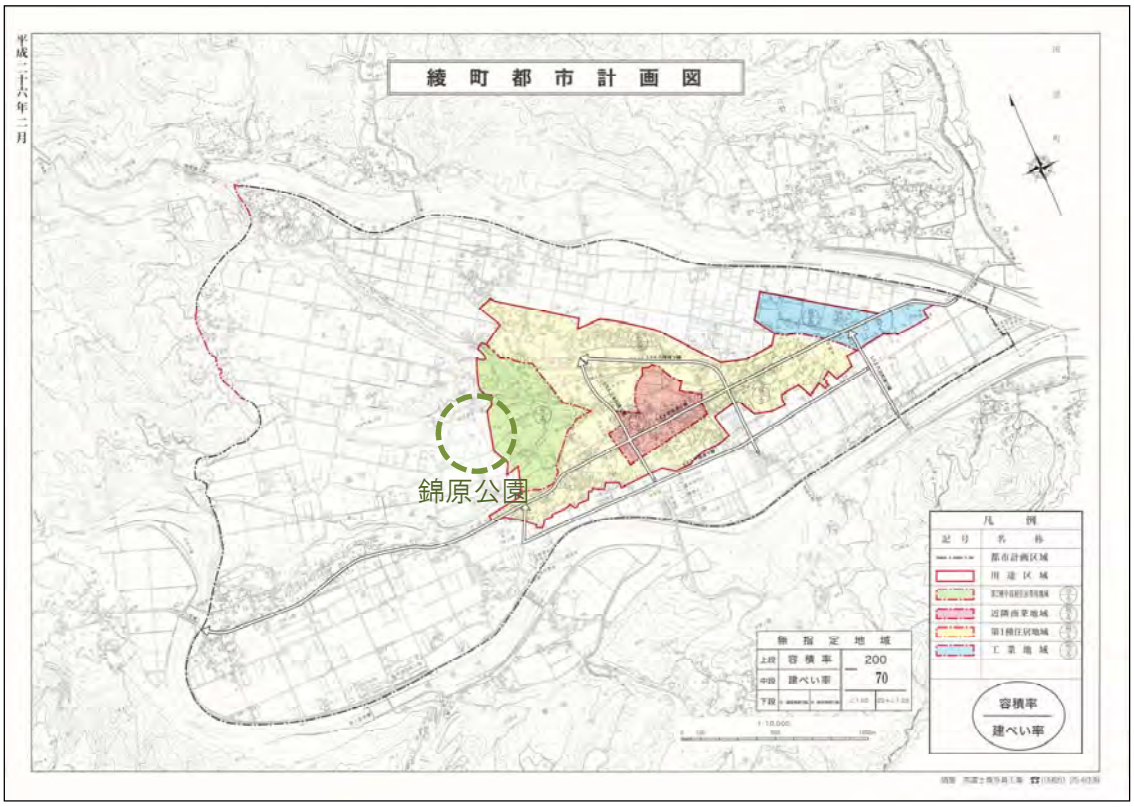

図　都市計画公園の位置

4）公共下水道

公共下水道については、下水道法事業計画面積は 182ha、対象の人口は 4,123 人となっています。この内、平成 28 年 3 月 31 日現在において整備面積は 173ha、対象人口は 4,030 人であり、下水道人口普及率（処理人口/行政区域人口）は 53.1%、整備率（整備面積/下水道法事業計画面積）は 95.1%となっています。

2-5．住民の意向

ここでは「第七次綾町総合長期計画」策定にあたって実施した町民アンケートの結果を抜粋・掲載します。本アンケートは、平成 26 年(2014 年)12 月に、綾町に居住する満 18 歳以上の住民 1,000 人に対して配布・回収しています。抽出法は系統無作為抽出、有効回収率は 37.4%となっています。

[1]綾町への愛着度（第七次綾町総合長期計画：町民アンケート結果より）

問：あなたは、綾町に「自分の町」として愛着をどの程度感じていますか。

「愛着を感じている（52.4%）」と「どちらかといえば愛着を感じている（39%）」と回答した人の合計が 90%を超えており（91.4%）、町に対する愛着度が高い結果になりました。

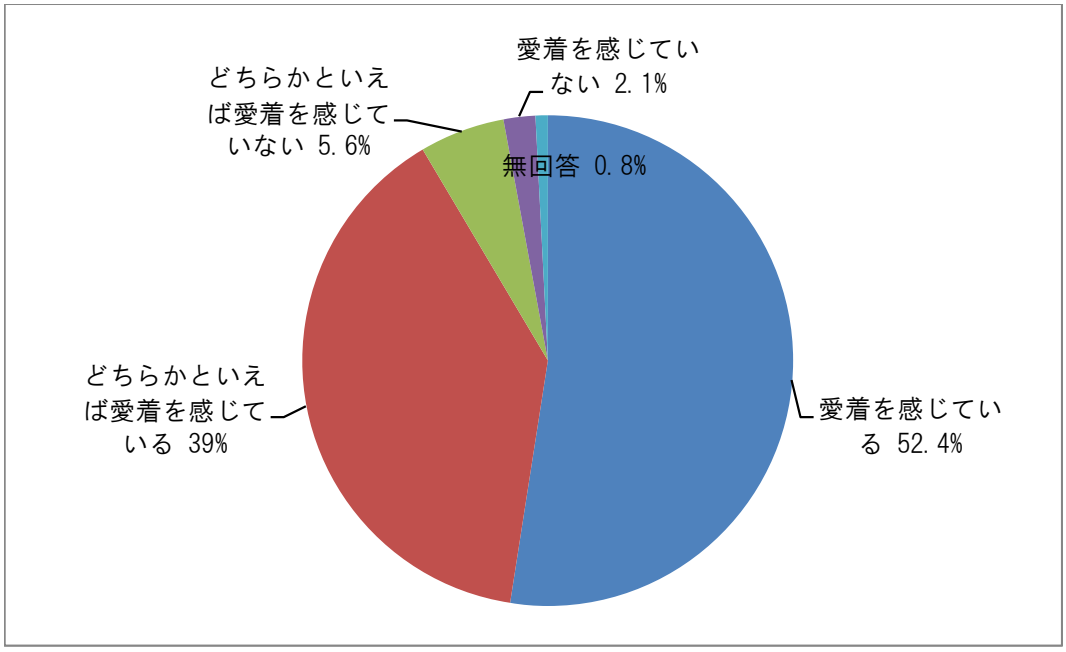

図　町への愛着度について

[2]綾町への定住意向（第七次綾町総合長期計画：町民アンケート結果より）

問：あなたは、これからも綾町に住み続けたいと思いますか。

「住み続けたい（55.6%）」と「どちらかといえば住み続けたい（25.4%）」と回答した人の合計が8割を超えており（81.0%）、定住意向が高い結果になりました。

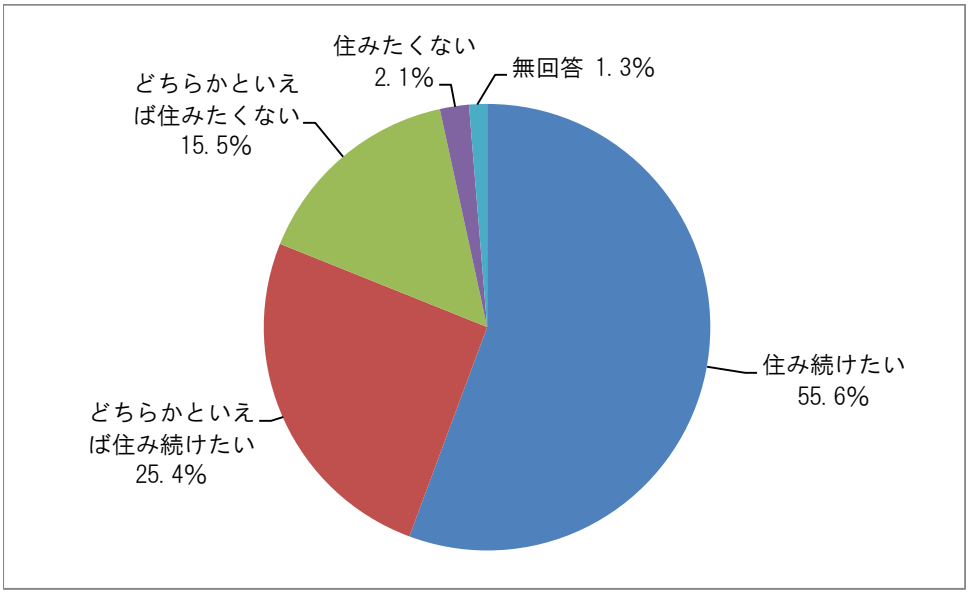

図　綾町への定住意欲

[3]綾町の暮らしやすさ（第七次綾町総合長期計画：町民アンケート結果より）

問：全体的にみた、綾町の暮らしやすさについてどのように感じていますか。

「満足している（26.5%）」と「どちらかといえば満足している（56.7%）」と回答した人も8割を超えており（83.2%）、暮らしやすさに対する満足度が高い結果になりました。

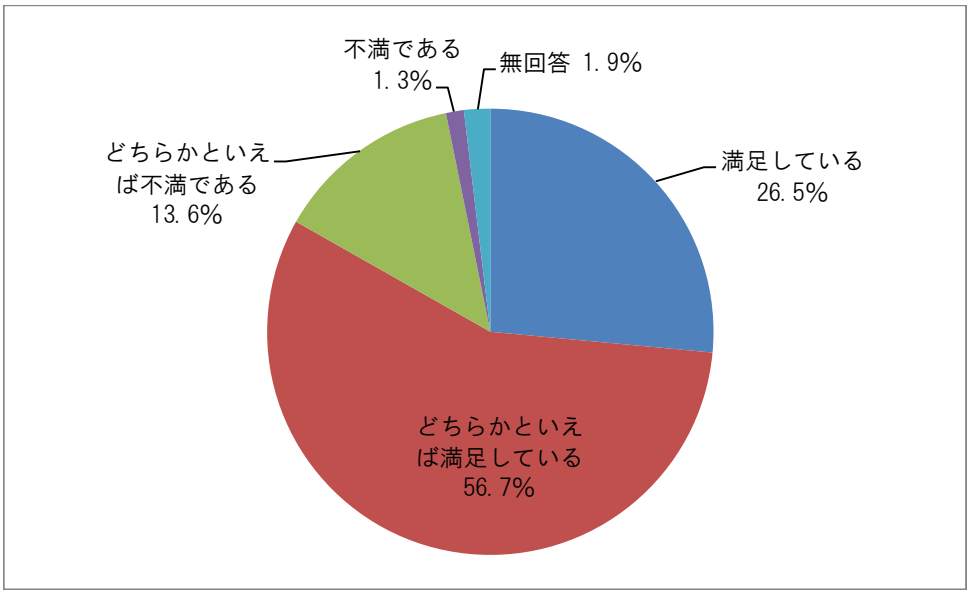

図　綾町の暮らしやすさ

[4]綾町の各環境に対する満足度と重要度

（第七次綾町総合長期計画策定にあたっての町民アンケート結果より）

各環境に対する満足度と重要度より、優先度が高いのは「4-③医療体制の充実度」が最も高く、次いで「2-①災害の対策」、「3-②商工業の振興」という結果になりました。

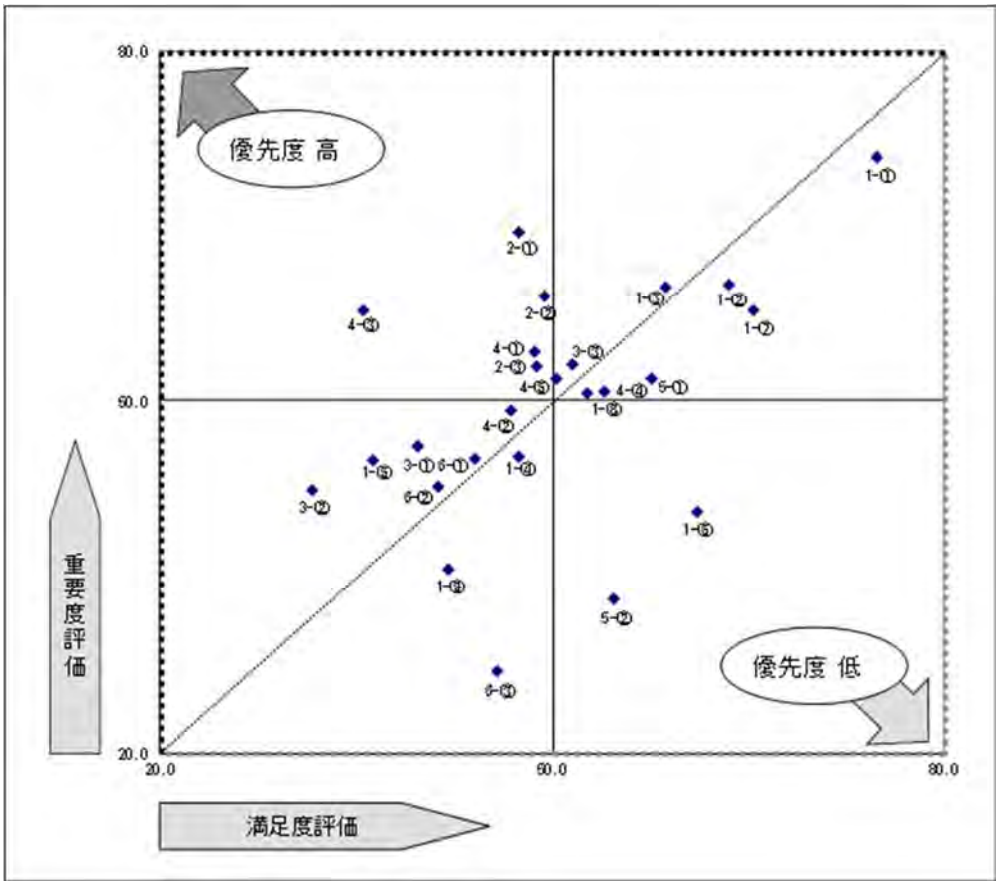

優先度（第１位から第 10 位）		
順位	全　　体	ポイント
1	4-③医療体制の充実度	13.44
2	2-①災害の対策	9.03
3	3-②商工業の振興	5.03
4	2-②防犯対策	4.93
5	1-⑤買物の便利さ	4.07
6	4-①高齢者・障害者福祉対策	3.10
7	3-①農林業の振興	3.03
8	2-③交通安全対策	2.40
9	4-②児童福祉の対策	1.15
10	4-⑤子育て環境の充実度	0.80

[5]町政の中で、今後、特に力を入れてほしいこと

町政の中で今後、特に力を入れてほしいこととして、前述と同じく「医療体制の充実」が最も多い結果となりました。また、2番目に多い意見として「就労の場の拡充」が挙げられました。

（単位：%）

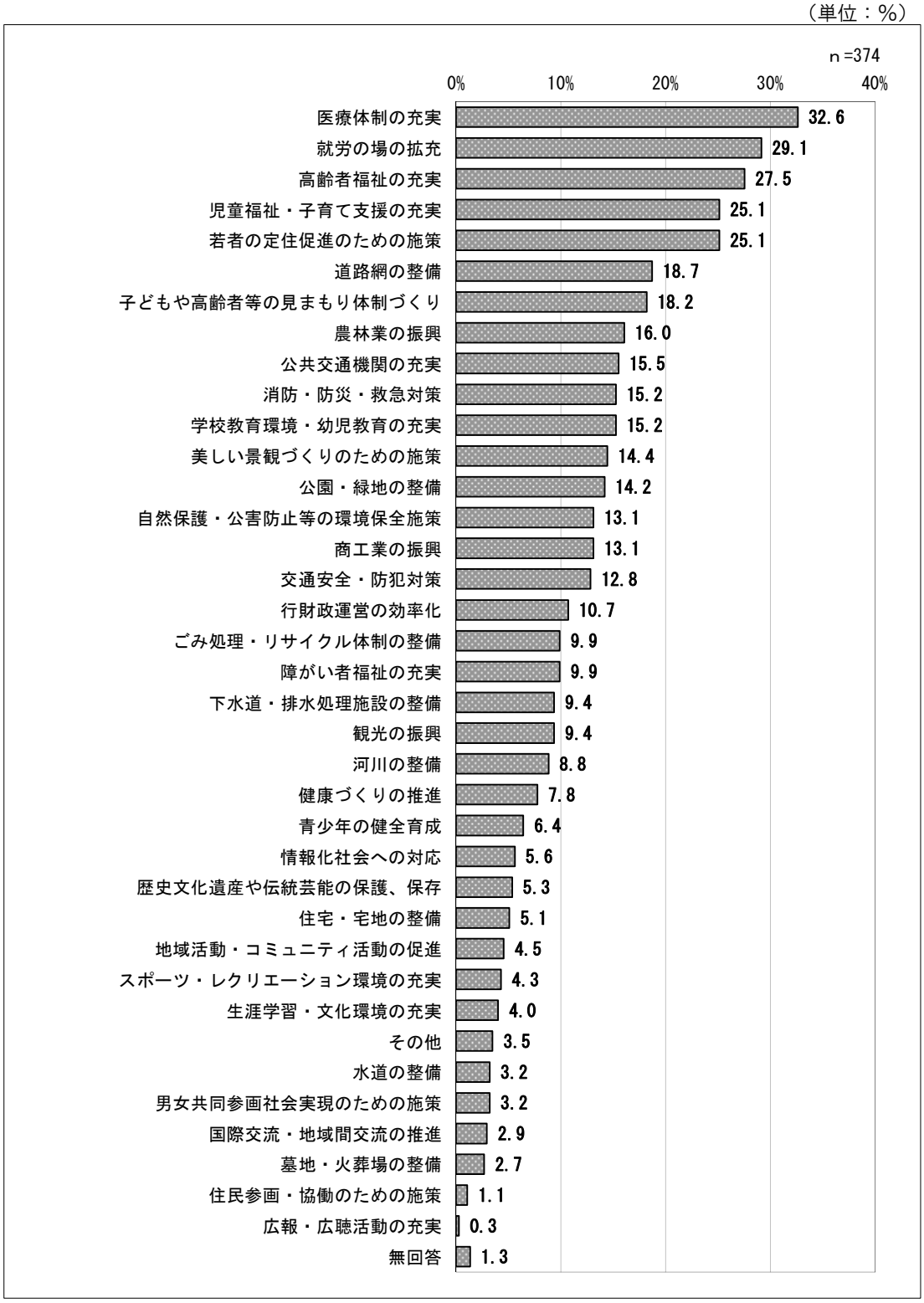

2-6．土地利用の評価

1）人口増減・人口密度マトリックス

都市計画区域における人口密度および人口増減率を確認すると、人口密度が低く（0≦B＜100)、人口増減率が高い（10%≦A）地区が多く見られる等、もともと人口密度が低い地区への人口のにじみ出しが懸念される状況です。

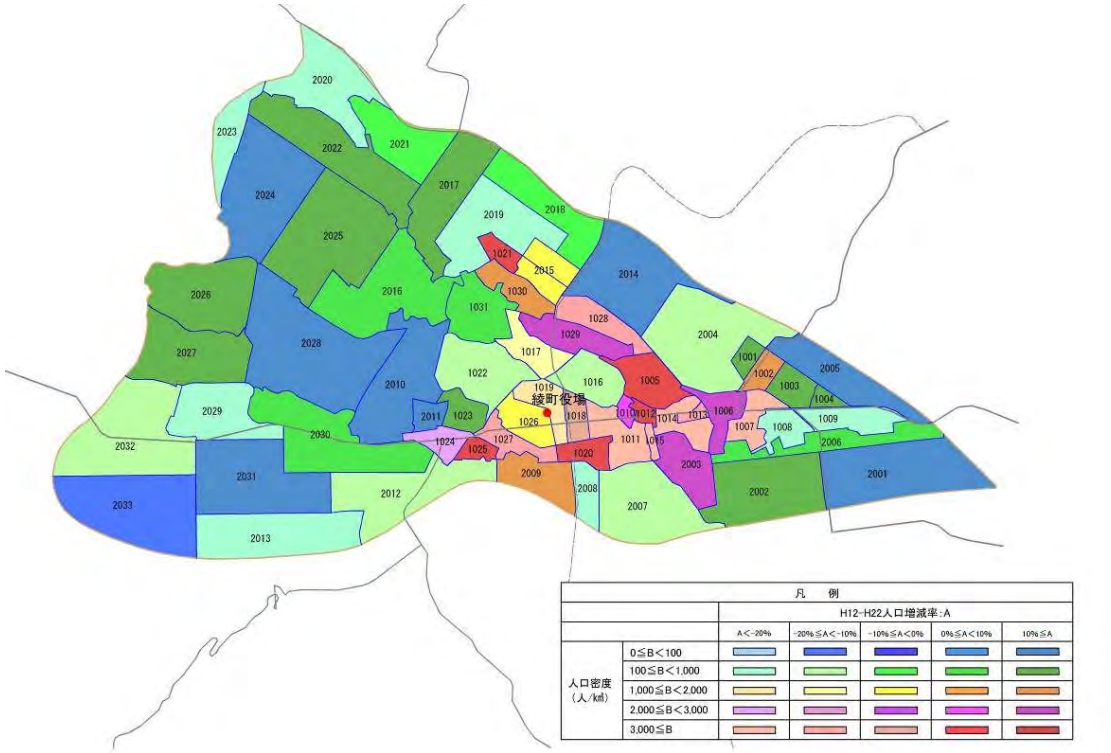

		H12-H22人口増減率：A				
		A＜-20%	-20%≦A＜-10%	-10%≦A＜0%	0%≦A＜10%	10%≦A
人口密度：B（人/㎢）	0≦B＜100		(2033)四枝②			(2001)昭和① (2005)神下⑪ (2010)揚⑤ (2011)揚⑥ (2014)麓⑤ (2024)割付② (2028)中堂① (2031)中堂④
	100≦B＜1,000	(1008)神下⑧ (1009)神下⑨ (2008)南麓⑥ (2013)揚⑧ (2019)北麓④ (2020)杢道① (2023)割付① (2029)中堂②	(1016)南麓① (1022)揚① (2004)神下⑩ (2007)西中坪・昭和 (2012)揚⑦ (2032)四枝①	(2018)北麓③ (2021)杢道②	(1031)麓④ (2006)神下⑫ (2016)麓⑦ (2030)中堂③	(1001)神下① (1003)神下③ (1004)神下④ (1023)揚② (2002)昭和② (2017)北麓② (2022)杢道③ (2025)麓・割付 (2026)尾立 (2027)尾立・中堂
	1,000≦B＜2,000	(1019)南麓④	(1017)南麓②	(1026)立町① (2015)麓⑥		(1002)神下② (1030)麓③ (2009)立町③
	2,000≦B＜3,000	(1024)揚③			(1010)西中坪①	(1006)神下⑥ (1029)麓② (2003)昭和③
	3,000≦B	(1007)神下⑦ (1011)西中坪② (1014)東中坪② (1015)東中坪③	(1013)東中坪① (1027)立町② (1028)麓①	(1018)南麓③		(1005)神下⑤ (1012)西中坪③ (1020)南麓⑤ (1021)北麓① (1025)揚④

		地区面積(ha)	H12	H22	H22人口密度(人/km^2)
1001	神下①	1.9	0	14	736.84
1002	神下②	2.6	13	44	1,692.31
1003	神下③	3.7	14	18	486.49
1004	神下④	1.4	3	10	714.29
1005	神下⑤	7	180	218	3,114.29
1006	神下⑥	4.7	94	124	2,638.30
1007	神下⑦	4.4	280	184	4,181.82
1008	神下⑧	4	54	36	900.00
1009	神下⑨	5.4	60	46	851.85
1010	西中坪①	1	20	21	2,100.00
1011	西中坪②	6.5	323	247	3,800.00
1012	西中坪③	1.2	48	69	5,750.00
1013	東中坪①	0.9	46	40	4,444.44
1014	東中坪②	4.3	243	164	3,813.95
1015	東中坪③	0.7	45	31	4,428.57
1016	南麓①	7	72	61	871.43
1017	南麓②	5.4	84	73	1,351.85
1018	南麓③	2.7	94	90	3,333.33
1019	南麓④	4.4	79	51	1,159.09
1020	南麓⑤	3.3	79	205	6,212.12
1021	北麓①	2.1	52	68	3,238.10
1022	揚①	11.7	24	21	179.49
1023	揚②	3.9	7	8	205.13
1024	揚③	3.3	92	68	2,060.61
1025	揚④	1.8	24	67	3,722.22
1026	立町①	4.8	68	66	1,375.00
1027	立町②	4.3	176	146	3,395.35
1028	麓①	5.8	206	182	3,137.93
1029	麓②	6.7	171	191	2,850.75
1030	麓③	5.1	78	91	1,784.31
1031	麓④	9	72	74	822.22
2001	昭和①	28.5	10	21	73.68
2002	昭和②	23.9	122	137	573.22
2003	昭和③	10	217	252	2,520.00
2004	神下⑩	31	167	140	451.61
2005	神下⑪	15.8	3	6	37.97
2006	神下⑫	11.6	37	40	344.83
2007	西中坪・昭和	23	112	91	395.65
2008	南麓⑥	5.1	33	11	215.69
2009	立町③	10	102	128	1,280.00
2010	揚⑤	24.3	14	18	74.07
2011	揚⑥	3.1	0	2	64.52
2012	揚⑦	23	213	172	747.83
2013	揚⑧	24	48	36	150.00
2014	麓⑤	25.8	0	9	34.88
2015	麓⑥	7.7	92	88	1,142.86
2016	麓⑦	27.9	67	68	243.73
2017	北麓②	19.5	5	22	112.82
2018	北麓③	15.7	82	77	490.45
2019	北麓④	21.6	221	163	754.63
2020	杢道①	21.2	195	150	707.55
2021	杢道②	14.7	42	38	258.50
2022	杢道③	25.5	16	26	101.96
2023	割付①	9.4	111	43	457.45
2024	割付②	30.5	17	30	98.36
2025	麓・割付	35.1	5	49	139.60
2026	尾立	22.2	10	28	126.13
2027	尾立・中堂	20.7	3	25	120.77
2028	中堂①	41.7	10	18	43.17
2029	中堂②	16.3	134	93	570.55
2030	中堂③	28.4	155	169	595.07
2031	中堂④	29.5	3	9	30.51
2032	四枝①	33.2	304	251	756.02
2033	四枝②	31.1	30	26	83.60
合計			5,381	5,164	

2-7．社会条件・都市計画決定・住民の意向・土地利用に関する課題

上記までの整理結果を基に、本町の社会条件・住民の意向・土地利用に関する課題を以下に整理します。

[1]社会条件の課題

【少子高齢化に配慮したまちづくり】

平成 22 年(2010 年)から平成 27 年(2015 年)にかけて人口は増加しているものの、少子高齢化は進展しています。本町の自然動態は、近年継続して減少値を示していることから、今後もこの傾向は続くものと推察されます。そのため、高齢者にやさしいまちづくり・シニア世代がより活躍するまちづくりの実現が求められます。

また今後は、少子高齢化の進展によって社会保障費などが更に増大することも予想されることから、都市施設整備においても、限りある財政を踏まえた上で、計画の見直しや戦略的な維持管理を進めていく必要性があります。

【近隣市町と連携したまちづくり】

本町にとって、隣接する宮崎市と国富町は 1 つの経済都市圏として密接な関わり合いがあります。今後、本町が更に発展していくために、「綾」の強みを活かしたまちづくりを進める一方で、これらの市町と協働で進める取り組みも不可欠といえます。

【綾ブランドを活かした産業の振興】

これまで本町が進めてきた「自然生態系農業の町づくり」、「手作り工芸の里づくり」は、県内外でも浸透してきており、近年では町外からの転入者も増加しています。今後も、この本町の強みである産業を振興していくとともに、他の産業との連携などを図る新しい展開が求められます。

【各集落・地域の拠点性および拠点間ネットワークの強化】

CIB 国際まちづくりコンクールでも評価された「自治公民館制度(地域づくりの拠点)」は本町のまちづくりの柱のひとつになっています。このようなことから、これら各地域の拠点性の継続および強化を図るとともに、拠点間のネットワークを強化し、良好な住環境の確保や美しいまちづくりを継続していくことなどが重要といえます。

[2]都市計画決定に関する課題

【長期未着手都市計画道路の見直し】

本町内では昭和 30 年に都市計画区域を指定し、その後、用途地域や道路・公園などの都市施設を都市計画決定しています。この中で、特に都市計画道路については昭和 33 年に都市計画決定したものの改良率は 44.3%に留まっています。このように長期未着手と

なっている都市計画道路については、今後少子高齢化が進行すること等を踏まえて見直すことが重要だといえます。

[3]住民の意向

【健康に暮らせるまちづくり】

第七次綾町総合長期計画策定にあたって実施した町民アンケートによって、「今後、特に力を入れてほしいこと」で『医療体制の充実』が最も意見が多い結果になるなど、町民にとって健康面の関心が非常に高いことがわかりました。

医療体制については、前述の宮崎市などの広域連携も視野に入れた取り組みを進める一方で、「健康で安心して暮らせるまちづくり」をキーワードとした施策の重要性も高いといえます。

【災害に強いまちづくり】

総合長期計画策定にあたっての町民アンケートでは、満足度と重要度の評価より「災害の対策」に対しての優先度が高いことがわかりました。町民が安全・安心に暮らしていくために、ハード・ソフト両面からの防災に関する取り組みも重要といえます。

[4]土地利用に関する課題

【豊かな自然生態系に配慮した計画的な土地利用】

本町の用途地域外における農地転用の件数・面積は少ないものの、人口密度が低い地区への人口のにじみ出しが懸念される状況です。用途地域外において、住環境・自然環境が悪化しないように無秩序な開発を防ぐとともに、用途地域内においても水と緑のネットワークを形成するなど、綾の豊かな自然生態系に配慮した計画的な土地利用が求められます。

3．綾町の将来都市構造

3-1．上位関連計画の整理

[1]綾町憲章（昭和 58 年(1983 年)）

・・・豊かな自然と伝統を活かしみんなの英知と協力で未来をひらく町をめざす・・・

〇自然生態系を生かし育てる町にしよう

〇健康で豊かな活力ある町にしよう

〇青少年に誇りと希望をいだかせる町にしよう

〇生活文化に創意と工夫をこらす町にしよう

〇思いやりとふれあいで明るい町にしよう

[2]第七次綾町総合長期計画（平成 28 年(2016 年)3 月）

1. まちづくりの基本理念

綾町では昭和 58 年(1983 年)に制定した「綾町憲章」に基づき、

「照葉樹林都市・綾を基調とし、
自然と調和した豊かで活力に満ちた教育文化都市」

を基本理念としたまちづくりを推進してきました。

第七次綾町総合長期計画においては、基本理念を踏まえつつ、まちづくりのための総合的な施策の体系を定めていきます。また、基本理念に基づくまちづくりの方向性を以下に示します。

□ユネスコ エコパークを活かした、生きがいと活力あるまちづくり

□親子三世代がともに楽しく暮らせ、家族の絆と地域の絆が深まるまちづくり

□人と自然に優しく、安心して暮らせるまちづくり

□郷土愛と挑戦力を持てる人づくりと保健福祉（健康長寿）のまちづくり

□若者が定住できるまちづくり

2. めざすべきまちの姿

まちづくりの基本理念を踏まえて、町民と行政がともにめざすべきまちの姿を次のとおり設定し、６つのまちづくりの柱を定めます。

自然と共に生き、人と共に生きるまち、綾

― あらゆる生命（いのち）がかがやくまち
みんなで創る　日本のふるさと　綾 ―

4. 基本目標（施策の大綱）

[基本目標 1]力強く活力に満ちたまちづくり ～ 産業振興分野

1-1　農林水産業の振興

1-2　商工業の振興

1-3　観光・レクリエーションの振興

1-4　産業の育成と交流活動の推進

1-5　雇用・定住対策の充実

[基本目標 2]快適で美しいまちづくり ～ 自然環境・生活環境保全分野

2-1　ユネスコ エコパークを活かした環境施策の総合的推進

2-2　循環型社会の構築

2-3　上下水道の整備

2-4　公園・緑地・水辺の整備

2-5　景観の保全・整備（ユネスコ エコパークにふさわしい自然と調和した景観づくり）

[基本目標 3]郷土を担う人づくり ～ 子育て・教育・文化分野

3-1　子育て支援の充実

3-2　幼児・学校教育の充実

3-3　青少年の健全育成

3-4　生涯学習社会の確立

3-5　生涯スポーツの振興

3-6　地域文化の育成

[基本目標 4]健康で安心して暮らせるまちづくり ～ 保健・医療・福祉分野

4-1　保健・医療体制の充実

4-2　地域福祉の充実

4-3　高齢者福祉の充実

4-4　障がい者福祉の充実

4-5　社会保障の充実

[基本目標 5]定住が進む住みよいまちづくり ～ 生活基盤分野

5-1　景観に配慮した道路・交通ネットワークの整備（人にやさしい道づくり）

5-2　住宅・市街地の整備

5-3　交通安全・防犯体制の充実

5-4　消防・救急・防災体制の充実

5-5　情報ネットワークの整備

5-6　消費者対策の充実

[基本目標 6]集いあい自立するまちづくり ～ コミュニティ・行財政分野

6-1　地域コミュニティの育成

6-2　開かれた協働のまちづくりの推進
6-3　男女共同参画・人権尊重社会の形成
6-4　自立する自治体経営の推進

5. 将来像実現のための重点プロジェクト

将来像の実現と総合戦略の着実な推進を図るため、次のとおり４つの重点プロジェクトを定め、本町の誇りである豊かな自然環境を守るとともに活用し、人を呼び込み、人と人のつながりの中で、いつまでも住み続けたいと思えるまちづくりを町民と行政がともに力を合わせて進めていきます。

基本目標と重点プロジェクトとの関係

施策ごとの展開である基本目標と、すべての基本目標に関連する重点プロジェクトの関係を表しています。重点プロジェクトと基本目標は相互の連携・協力が重要・不可欠です。

重点プロジェクトⅠ　良好な生活機能を確保する	
①ワーク・ライフ・バランスの適正化 「子育て支援の充実」	○結婚・出産支援の充実 ○乳幼児の健康の保持と増進 ○多様な保育サービスの提供 ○学校教育・放課後児童対策の充実 ○子育て相談機能の充実
②2025 年問題を見据えた 「医療・福祉の充実」	○食育・食生活の充実 ○高次医療サービスの提供 ○地域医療サービスの確保 ○地域包括ケアシステムの構築 ○高齢者の生きがいの場の創出 ○障がい者の自立と社会支援の促進
③生活の質の向上と移住の促進を図る 「居住環境の充実」	○既存ストックの有効利活用 ○スマートシティ（エコなまちづくり）の取組の推進 ○防災対策の推進 ○環境保全の推進 ○地域コミュニティの活性化 ○移住・定住対策の推進

重点プロジェクトⅡ　良好な就業環境を確保する	
④地域･企業ニーズに合った 「人財の育成」	○キャリア教育・学び直しの場の提供 ○地域や企業ニーズに対応した人財等の育成

	○新規就農者・農業法人の育成 ○地元企業への就業を促す仕組みの構築
⑤若い世代の定着や生産性の向上を図る 「雇用の場の創出」	○生産性の向上・設備投資の促進 ○企業立地の推進 ○創業者への支援 ○新商品・新技術等の開発 ○中心市街の賑わいの創出 ○雇用形態の多様化・労働力の確保 ○雇用環境の改善

重点プロジェクトⅢ　魅力ある価値を創出する	
⑥交流人口や販路の拡大を図る 「ブランド力の向上」	○綾町らしさを活かした取組の推進 ○スポーツランドみやざきの推進 ○観光客受け入れ環境の充実 ○自然生態系農産物のブランド化と高付加価値化の推進による国内外の市場開拓 ○ユネスコ エコパークを活かした自然と共生するまちづくりの推進 ○中心市街地無電柱化によるまちの顔づくり

重点プロジェクトⅣ　地域特性に合った社会基盤を確保する	
⑦「広域公共交通網の構築とインフラの維持・整備」	○都市機能の集約化 ○広域公共交通網の構築 ○人流・物流体制の整備

[3]綾都市計画　都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）
（平成 23 年(2011 年)4 月）

第２章　都市計画の目標

第１節　当該都市計画区域における都市づくりの基本方向

①　宮崎市を中心とした、県全体の連携の要となる、県央の広域都市圏の形成
②　自然や田園と共生した、秩序ある高質な集約的市街地の形成
③　多様な自然、歴史、田園環境の圏域としての一体的保全

第２節　地域毎の市街地像

①既成市街地

県道宮崎須木線（中央通線）沿道の綾町役場周辺地区の中心市街地においては、「綾町中心市街地活性化基本計画」に基づき、都市基盤整備と商業機能の更新を図り、うるおいと活力のある都市づくりを目指す。

また、基幹産業である農林業・観光と商工業とが連携し、地域の特性を活かした中心市街地の形成を目指す。

その他の既成市街地においては、居住環境の改善や防災性の向上、少子高齢社会への対応を図り、安全・安心・快適な居住空間の維持・創出に向けた都市づくりを目指す。

②市街化進行地域

市街化進行地域においては、効率的な土地利用と都市施設整備を一体的に行うとともに、計画的な緑地空間などの配置により、安全・安心・快適なうるおいのある居住環境の形成を目指す。

③郊外部の既存集落地域

用途地域外に点在する既存集落においては、地域の活力を維持していくために、歴史的、自然的環境などと調和した秩序ある土地利用の実現、良好な居住環境の形成及びコミュニティの維持を目指す。

また、自然と産業と人のふれあうグリーンツーリズム、エコツーリズムや歴史・伝統文化を活かした活力とゆとりのあるまちづくりを目指す。

第４章　主要な都市計画の決定の方針

第２節　土地利用に関する主要な都市計画の決定方針

1. 主要用途の配置方針

＜商業業務地＞

○　県道宮崎須木線（中央通線）沿道の綾町役場周辺地区の中心市街地に、主に周辺地域の日常品などの購買需要をまかなう商業業務施設を配置し、「綾町中心市街地活性化基本計画」に基づき、その機能の充実と環境整備により、地域の特性を活かした特色ある商業業務地の形成に努める。

＜工業地＞

○　入野地区の既存の工業地においては、公害防止や周辺住宅地の環境保全に十分に留意しつつ、工業地としての土地利用の増進と環境整備に努める。

＜住宅地＞

○　北俣・南俣地区においては、周辺の歴史的環境や自然的環境と調和した住宅地として、良好な居住環境の維持・形成に努める。

第３節　都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針

1. 交通施設

ア. 基本方針

交通施設については、効率性、快適性、安全・安心のほかに、環境との調和を考慮し、効率的・効果的に役割分担した交通体系が確立されるように、総合的・計画的な整備を推進する。

また、健康で文化的な生活を営むために最低限度必要な移動環境を確保するため、多様な交通手段による地域公共交通を維持・再生し、自家用と公共の交通手段の最適な組み合わせ（ベストミックス）の再構築を目指す。

2. 下水道及び河川

ア. 基本方針

（下水道）

健康で快適な生活環境の確保、本県の豊かな水環境や健全な水循環の保全、水質浄化に向け、効率的・効果的な整備を推進する。

また、健全な水循環の保全、水質浄化の観点から、地域で取り組まれている環境活動等との協働・支援に努める。

（河川）

一層の治水・利水の機能に加え、環境や景観などの生活に潤いを与える空間の確保に努める。

また、河川美化運動や緑豊かな水辺空間づくりを促進する市民活動との協働・支援に努める。

3. 公園、緑地等

ア. 基本方針

公園、緑地等は、都市生活に潤いを与える空間としての機能のみならず、防災や都市景観の機能、さらには、低炭素型都市づくり要素として重要性が増してきており、地域住民との協働を図りながら、整備、保全に努める。

4. その他の都市施設

ア. 基本方針

上記のほか、都市活動にとって特に重要と考えられる主要な供給処理施設等に係る都市計画の決定方針は次のとおりである。

第５節　自然環境の保全、自然的環境の整備又は保全に関する方針

① 市街地内に残る身近な緑地などの保全・活用、市街地内の河川などにおける水と緑とのふれあいの場の創出、公共空間の緑地などを行い、市街地内の自然的環境ネットワークの形成に努める。

② 市街地郊外部の自然的環境を、生態系及び治水・保水機能の保全や都市活動による環境負荷の低減などを担うものとして保全し、市街地内の自然的環境ネットワークも含めた広域的な環境保全ネットワークの形成に努める。

[4]綾町まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 28 年(2016 年)3 月）

綾町の今後の取り組みにおける基本目標として、次の４点を掲げます。

基本目標Ⅰ　良好な生活機能を確保する	
①ワーク・ライフ・バランスの適正化 「子育て支援の充実」	1－1　結婚・出産支援の充実 1－2　乳幼児の健康の保持と増進 1－3　多様な保育サービスの提供 1－4　学校教育・放課後児童対策の充実 1－5　子育て相談機能の充実
②2025 年問題を見据えた 「医療・福祉の充実」	2－1　食育・食生活の充実 2－2　高次医療サービスの提供 2－3　地域医療サービスの確保 2－4　地域包括ケアシステムの構築 2－5　高齢者の生きがいの場の創出 2－6　障がい者の自立と社会支援の促進
③生活の質の向上と移住の促進を図る 「居住環境の充実」	3－1　既存ストックの有効利活用 3－2　スマートシティ（エコなまちづくり）の取組の推進 3－3　防災対策の推進 3－4　環境保全の推進 3－5　地域コミュニティの活性化 3－6　移住・定住対策の推進

基本目標Ⅱ　良好な就業環境を確保する	
④地域･企業ニーズに合った 「人材の育成」	4－1　キャリア教育・学び直しの場の提供 4－2　地域や企業ニーズに対応した人財等の育成 4－3　新規就農者・農業法人の育成 4－4　地元企業への就業を促す仕組みの構築
⑤若い世代の定着や生産性の向上を図る 「雇用の場の創出」	5－1　生産性の向上・設備投資の促進 5－2　企業立地の推進 5－3　創業者への支援 5－4　新商品・新技術等の開発 5－5　中心市街の賑わいの創出 5－6　雇用形態の多様化・労働力の確保 5－7　雇用環境の改善

基本目標Ⅲ　魅力ある価値を創出する	
⑥交流人口や販路の拡大を図る 「ブランド力の向上」	6－1　綾町らしさを活かした取組の推進 6－2　スポーツランドみやざきの推進 6－3　観光客受け入れ環境の充実 6－4　自然生態系農産物のブランド化と高付加価値化の推進による国内外の市場開拓 6－5　ユネスコ エコパークを活かした自然と共生するまちづくりの推進 6－6　中心市街地無電柱化によるまちの顔づくり

基本目標Ⅳ　地域特性に合った社会基盤を確保する	
⑦「広域公共交通網の構築とインフラの維持・整備」	7－1　都市機能の集約化 7－2　広域公共交通網の構築 7－3　人流・物流体制の整備

[5]綾町生物多様性地域戦略（平成 27 年(2015 年)3 月）

[行動計画]

（1）長・短期計画の期間と目標

各計画期間において、8 地域それぞれについての長・短期目標を立てました。

中期目標は、第 2 期行動計画策定時（平成 33 年・2021 年）に設定します。

長期目標　めざすべき 24～46 年後の姿、　短期目標　めざすべき 6 年後の姿

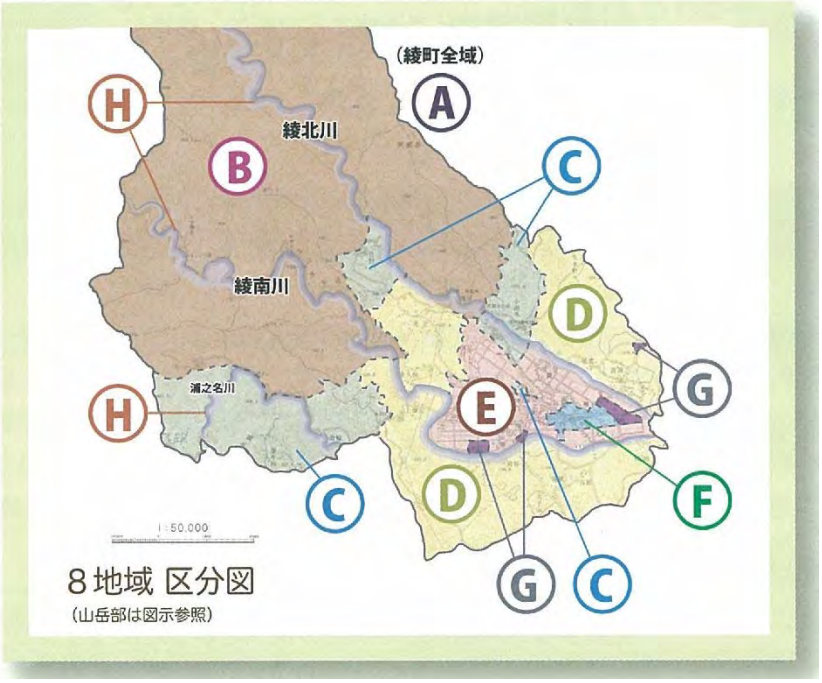

（2）地域ごとの目標

A 地域　綾町全域

長期目標 1　人と自然のネットワークを構築します。

短期目標　　1）環境に配慮した産業観光を進める

2）自然の適正利用を維持する

3）自治公民館活動を通じて、地区の文化や自然にまつわる伝統を継承する

4）推進体制を整備する

B 地域　野生が息づく地域｛人が住んでいない山間地域｝

長期目標 2　綾の照葉樹林プロジェクトと連携した山林の保全と利用をめざします

短期目標　　1）核心地域・緩衝地域は、綾プロが保全管理をおこなう

2）綾プロに積極的に参加する町民を増やす

3）綾プロエリア外は、「環境」と「経済」のバランスのとれた森林づくりをすすめる

C 地域　多様な自然と共生する地域｛麓（野首）・杢道・倉輪・竹野｝
長期目標３　多様な自然を体感する癒しの里をめざします
短期目標　　1）多様な自然を生かした滞在型・体験型・合宿型の活動を創出する
　　2）多様な自然の適切な里山管理をおこなう

D 地域　里山と共生する地域｛上畑・宮谷・古屋・昭和・宮原・二反野・久木野々・尾立｝
長期目標４　いのち豊かな里山管理のモデル地域をめざします
短期目標　　1）生物多様性に根差した里山づくりをめざす
　　2）里の自然と暮らしを活かした各種ツーリズムを推進する

E 地域　有機農業の耕作地域｛四枝・中堂・揚町・立町・神下・麓・北麓・割付｝
長期目標５　生きものがにぎわう有機農業の里をめざします
短期目標　　1）多様な生きものが生息できる農業基盤を整備する
　　2）地域の資源を活用した循環型のシステムを推進する
　　3）綾里の生きものと安心してふれあえる場所がある

F 地域　豊かな住環境地域｛東中坪・西中坪・南麓｝
長期目標６　「水・緑・くつろぎの空間」快適で美しい町並みをめざします
短期目標　　1）町中心部を水と緑のネットワークでつなぐ
　　2）町中心部で綾の自然の恵みを体感する
　　3）綾の自然や歴史、文化を総合的に学べる学習の拠点を充実させる

G 地域　自然と共生した工業地域｛酒泉の杜・JA 綾町　加工場・宮崎化成～宮崎木材市場㈱・赤江機械工業｝
長期目標７　環境経営に取り組む企業の増加をめざします
短期目標　　1）環境に配慮した工場景観をめざす
　　2）自然を適正に利用する

H 地域　豊かな河川環境地域｛綾北川・綾南川・浦之名川｝
長期目標８　いこい・やすらぎ・体験の水辺空間を創出する
短期目標　　1）豊かな生きものが生息し人にやすらぎを与える河川環境をめざす
　　2）体験型環境学習の場を創出する

3-2．都市計画・まちづくりの基本課題と方向性

これまでの整理を踏まえて、以下に都市計画・まちづくりの基本課題と都市計画・まちづくりの方向性を示します。

課題１：ユネスコ エコパークを活かしたまちづくり

これまで取り組んできた本町の「人と自然の共生」に関する取り組みは、平成24年(2012年)7月に『綾ユネスコ エコパーク』として登録されるなど、国内外から高い評価を受けています。しかしながら、本町およびその周辺に生息する貴重種・重要種をはじめとした様々な生きものが、私たちの生活スタイルの変化によって脅かされてきているのも事実です。

本計画で整理する都市計画・まちづくりの分野においても、このような状況を踏まえ、特に本町の市街地において重要種が広く生息している（綾町生物多様性地域戦略より）ことなどを考慮した上で、経済活動や地域活動を行う「人と自然が共生する持続可能な地域」の実現が重要といえます。つまり、今後の市街地整備などの各分野において、生態系に配慮した方針を設定・実施することが重要です。

［設定根拠：ユネスコ エコパーク p14、豊かな自然生態系に配慮した計画的な土地利用 P41］

自然と人間社会の共生の継続

方向性１：まちなかにおける環境施策の総合的推進

ユネスコ エコパークの理念である「生態系の保全と持続可能な利活用の調和（自然と人間社会の共生）」を実現・展開していくまちづくりを目指して、市街地整備や地域活動・まちなかでの取り組みに、自然再生や生物多様性の視点（綾町生物多様性地域戦略でも掲げる「人と自然をいのちの輪でつなぐ」視点）を加える取り組みを進めます。

キーワード：多様な自然保全・生物多様性に配慮した計画的な土地利用、市街地部における水と緑のネットワークの創出等

関連の基本方針（第４章）：①土地利用の基本方針、②都市施設整備の基本方針、③市街地整備の基本方針、④自然環境保全および都市環境・都市景観形成の基本方針

課題２：綾ブランドの構築と綾町らしさを活かしたまちづくりの展開

綾ユネスコ エコパークの登録等によって、本町の知名度が向上してきているとともに、まちづくりの機運が更に高まってきています。また近年では、自然豊かな暮らしのニーズも高まっていることから、今後は本町が長年かけて取り組んできた綾のまちづくりの継続や、綾のブランド強化が有効だといえます。そこで、中心市街地を綾の１つの顔として、本町らしい景観形成と更なる活性化（綾の顔づくり）を図るとともに、町外者が綾のまちづくりに触れ、共感できるように情報発信力の強化を図る取り組みが重要といえます。

また、ＣＩＢ国際美しいまちづくりコンクールでは、「住民が積極的に参加活動できる交流と協働（コミュニケーションとコラボレーション）の仕組み」が高い評価を受けました。このように、本町のまちづくりの基軸は、各自治公民館の活動であることを認識し、自治公民館活動が持続的に活発なまちづくりを展開します。具体的には、各自治公民館・集落の拠点性の維持・強化とそれらを連携するネットワークの強化に努めることが重要です。

一方、ひとつの経済圏にある近隣市町とも連携して、互いの強みを活かしたまちづくりの推進による相乗効果の創出も有効だといえます。

［設定根拠：各集落・地域の拠点性および拠点間ネットワークの強化 p40、近隣市町と連携したまちづくり p40］

綾のまちづくりを維持・強化

方向性２：「コンパクト＋ネットワーク」の形成（綾の顔づくりと地域づくり）

ＣＩＢ国際美しいまちづくりコンクールで評価を受けた自治公民館活動や、本町の中心市街地を綾の顔として育てていく視点で、綾町版の「コンパクト＋ネットワーク」の形成を目指すとともに、綾のまちづくりの共感者の増加に努めます。

また、「コンパクト＋ネットワーク」の延長として、近隣市町との広域連携も踏まえた取り組みを進めます。

キーワード：交流と協働（コミュニケーションとコラボレーション）の仕組み［綾方式］、コンパクト＋ネットワーク、交流人口の増加（綾の顔づくり、綾のまちづくりの共感者、広域連携、週末レクリエーション基地）

関連の基本方針（第４章）：①土地利用の基本方針、②都市施設整備の基本方針、③市街地整備の基本方針、④自然環境保全および都市環境・都市景観形成の基本方針、⑥コンパクト＋ネットワーク形成（都市計画区域外）の基本方針

課題３：少子高齢化を踏まえたまちづくり

本町の人口は、平成 22 年(2010 年)から平成 27 年(2015 年)にかけて、人口の増加が確認されていますが（国勢調査より）、少子高齢化は進展している状況です。今後は、少子高齢化の影響により、社会保障費の増大などが予想されることから、限りある財政状況に配慮した戦略的な維持管理や、都市の拡大を基調とした計画の見直しなどが必要といえます。

一方、このように高齢者が増加する社会となる中、「高齢者が健康に暮らせるまちづくり」も重要な視点といえます。そこで、歩行者ネットワークの形成による「まちを歩く」ことを促す配慮や、本町の安心・安全な農産物の地産地消、前述の公民館活動などによる地域コミュニティの維持（心の健康の維持）など、高齢者を含む全ての町民が元気で健康に暮らせることに資するまちづくり施策を展開していくことが重要といえます。また、町民アンケートにおいてニーズが高い「災害に強いまちづくり」の展開も重要な視点といえます。

［設定根拠：少子高齢化に配慮したまちづくり p40、健康に暮らせるまちづくり p41、綾ブランドを活かした産業の振興 p40、災害に強いまちづくり p41］

将来を見据えた
まちづくり

方向性３：親子３世代・次の世代が楽しく暮らせるまちづくり

近年の社会経済情勢・限りある財政状況に配慮する視点で、戦略的な維持管理や事業の見直しを進めることで、自立する自治体経営を推進し、孫世代にも持続可能なまちを引き継げるように努めます。

また、子どもから高齢者が元気で健康に暮らせる（町民や観光客が歩きたくなる）まちづくりを展開するとともに、これらに加えて、これまで綾で育んできた取り組み（ex. 安心・安全な「食」づくり）の継続・発展により綾ブランドを強固なものにし、綾のまちづくりに共感してもらえる移住者・観光客を増やすように努めます。一方、災害に強いまちづくりの展開として、必要なハード整備を進めるとともに、自助・共助の確立に努めます。

キーワード：戦略的な維持管理や事業の見直し、子どもから高齢者が元気で健康に暮らせるまちづくり、綾ブランドの強化、災害に強いまちづくり

関連の基本方針（第４章）：①土地利用の基本方針、②都市施設整備の基本方針、③市街地整備の基本方針、④自然環境保全および都市環境・都市景観形成の基本方針、⑤災害に強いまちづくりの基本方針

3-3．都市計画・まちづくりの基本目標

第七次綾町総合長期計画では、本町の「めざすべきまちの姿」を下記のように掲げています。

自然と共に生き、人と共に生きるまち、綾

本計画における前述の基本課題と方向性でも、

方向性１：まちなかにおける環境施策の総合的推進

⇒自然と共に生きる

方向性２：「コンパクト+ネットワーク」の形成（綾の顔づくりと地域づくり）

⇒自然と共に生きる＋人とともに生きる

方向性３：親子３世代・次の世代が楽しく暮らせるまちづくり

⇒人と共に生きる

と整理でき、上記の「めざすべきまちの姿」と合致することが確認できます。

そのため、本都市計画マスタープランにおいても、目指すべき都市計画・まちづくりの基本目標は『**自然と共に生き、人と共に生きるまち、綾**』とします。また、方向性１「まちなかにおける環境施策の総合的推進」と、方向性２・３で目指す「持続可能なまちづくり」をサブテーマに掲げます。

【都市計画・まちづくりの基本目標】

上記のまちづくりの方向性と次章で整理する分野別方針との体系図を以下に示します。

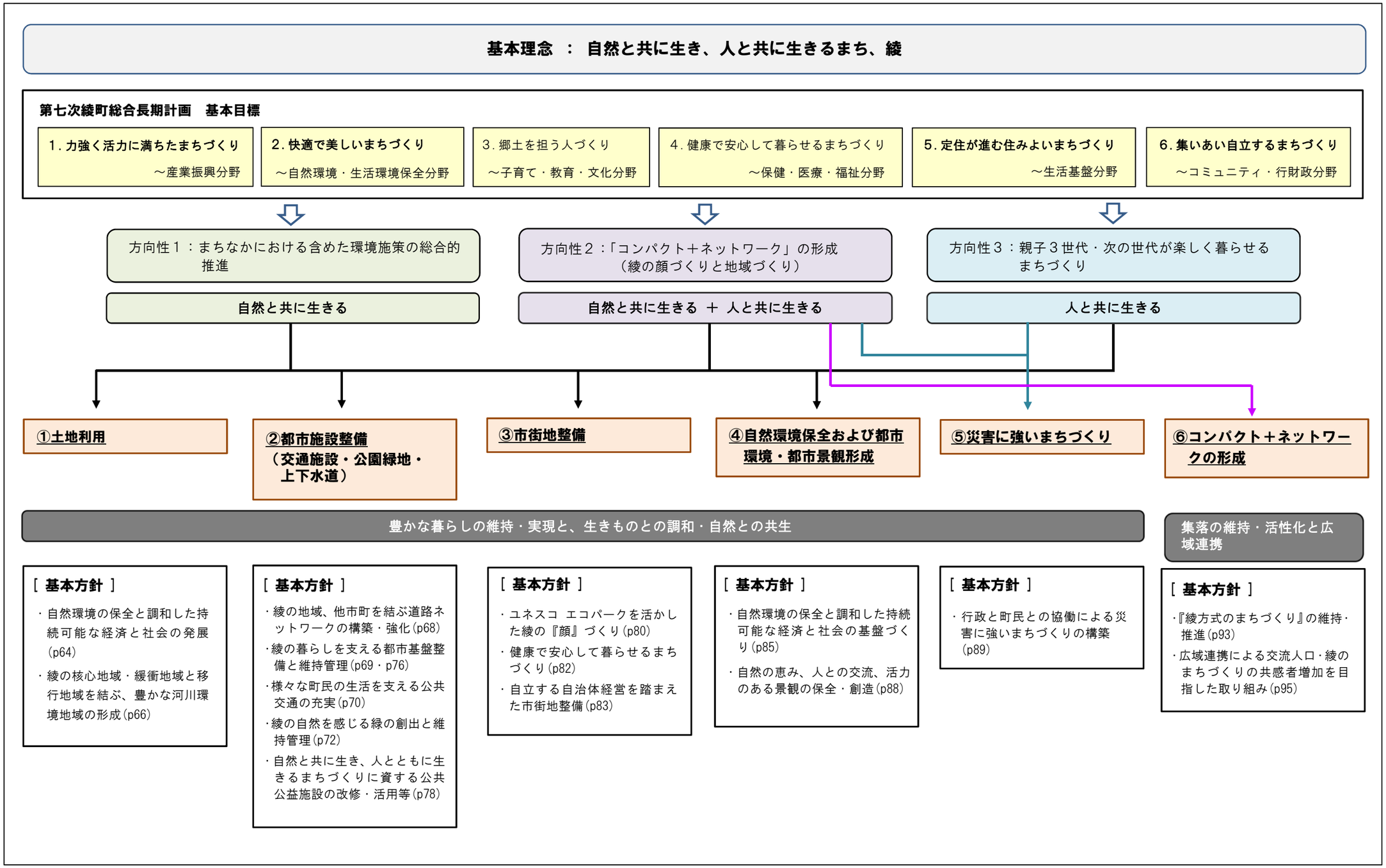

図　まちづくりの方向性と分野別方針・施策の関係

3-4．将来人口の予測と人口ビジョン

上位計画である第七次綾町総合計画では、国立社会保障・人口問題研究所の推計値では平成 22 年(2010 年)に 7,224 人であった人口が平成 72 年(2060 年)には 3,903 人まで減少すると推計されているものの、総合計画や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」で掲げる施策の実効性を高め、効率的に進めることで、人口の自然増・社会増につなげ将来にわたり持続的に発展を遂げられるまちづくりを目指すことが掲げられています。

本計画もこの考え方を踏襲して、目標年次（平成 49 年(2037 年)）の人口を 6,084 人として設定します。

単位：人

（出典：綾町まち・ひと・しごと創生総合戦略）

図　綾町における人口の将来展望

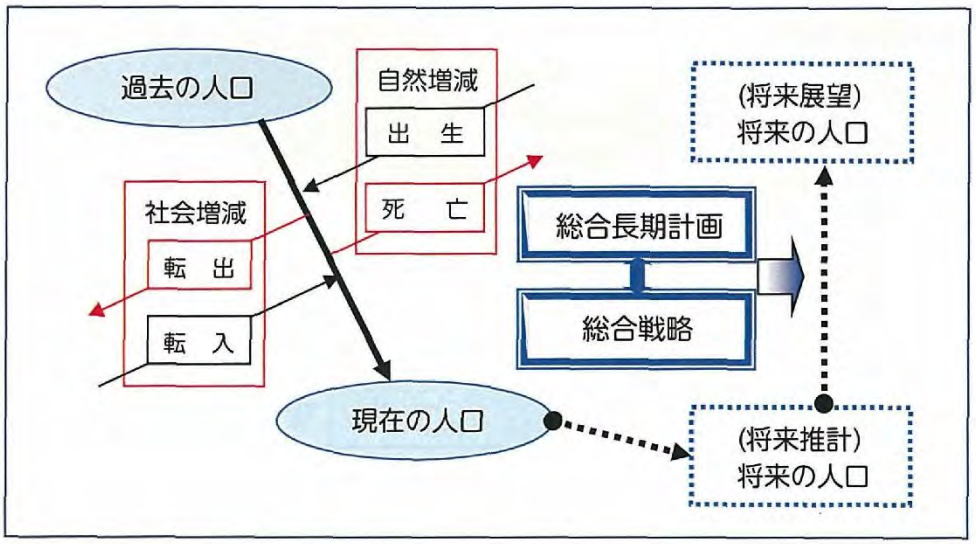

（出典：第七次綾町総合長期計画）

図　綾町における地方人口ビジョンの基本フレーム

３-5. 将来都市構造

本町の将来都市構造をゾーン（面的要素）、拠点（点的要素）、軸（線的要素）によって示します。

まちのゾーン区分

[自然生態系農業の耕作ゾーン：四枝・中堂・揚町・立町・神下・麓・北麓・割付]

多様な生きものが生息できる農業基盤の整備や地域の資源を活用した循環型のシステムの推進、綾里の生きものと安心してふれあえる場所の創出等によって、生きものがにぎわう自然生態系農業の里を目指します。

[豊かな住環境ゾーン：東中坪・西中坪・南麓]

「水・緑・くつろぎの空間」快適で美しい町並みを目指すゾーンです。町中心部では、水と緑のネットワークでつなぐ取り組みや、綾の自然の恵みを体感する取り組みを進めます。また、綾の自然や歴史、文化を総合的に学べる学習の拠点を充実させます。

[自然と共生した工業ゾーン：酒泉の杜・ＪＡ綾町加工場・宮崎化成～宮崎木材市場（株）・赤江機械工業]

環境に配慮した工場景観の創出や自然を適正に利用する等、環境経営に取り組む企業の増加を目指すゾーンです。

[豊かな河川環境ゾーン：綾北川・綾南川・浦之名川]

いこい・やすらぎ・体験の水辺空間を創出するゾーンです。豊かな生きものが生息し人にやすらぎを与える河川環境や体験型環境学習の場を創出します。

まちの拠点区分

[エコパーク拠点]

綾ユネスコ エコパークの豊かな自然を学び、調査・研究・教育・研修する人たちや町民・観光客が集う場となる「綾ユネスコ エコパークセンター」を位置づけます。ここでは、町外者との交流・意見交換などにより、知の拠点として育てていきます。

[交通拠点]

「宮崎交通の綾待合所」を交通拠点として位置づけます。本町との広域連携市町（宮崎市・国富町）ともネットワークを形成する重要な拠点として、拠点の維持等に努めます。

[スポーツ・運動交流拠点]

スポーツ・運動施設として、町内外の人との交流拠点となっている「綾てるはドーム」、

「町体育館」、「武道館」、「錦原運動公園（野球場・サッカー場）」、「小田爪陸上競技場・テニスコート・人工芝サッカー場」を位置づけます。

［産業交流拠点］

町内外者が本町の産業（農業・商業・工芸等）に触れることができる「綾手づくりほんものセンター」、「綾ふれあい館」、「綾国際クラフトの城」、「酒泉の杜」を産業交流拠点に位置づけます。

［文化交流拠点］

本町の文化交流施設である「綾てるは図書館」、「綾町中央公民館・文化ホール」を文化交流拠点として位置づけます。

［観光シンボル拠点］

町外者からの認知度が高く、綾の観光地・シンボル施設となっている「綾城」、「綾馬事公苑」、「花時計」、「綾の照葉大吊橋」を観光シンボル拠点として位置づけます。

［自治公民館活動拠点］

綾のまちづくりの基礎であるコミュニケーションとコラボレーションの活動拠点（各自治公民館）を自治公民館活動拠点として位置づけます。

［行政拠点］

本町の行政サービスの拠点である綾町役場を位置づけます。

まちの軸区分

［広域連携軸］

本町と宮崎市・小林市を結ぶ県道宮崎須木線、宮崎市と連絡する県道南俣宮崎線・県道高岡綾線・県道田の平綾線、本町と国富町・西都市を結ぶ県道都農綾線、国富町方面の連携軸である県道綾・法ヶ岳線、西米良村方面の連携軸である県道田代八重綾線を広域連携軸として位置づけます。これらの路線は、他市町や町内集落間の交流・物流の基盤として、更なる利活用を図ります。

［地域連携軸］

町内の地域間や市街地の補助幹線道路として機能している主要町道を位置づけます。これらの路線は、本町内の重要な路線として機能維持に努めます。

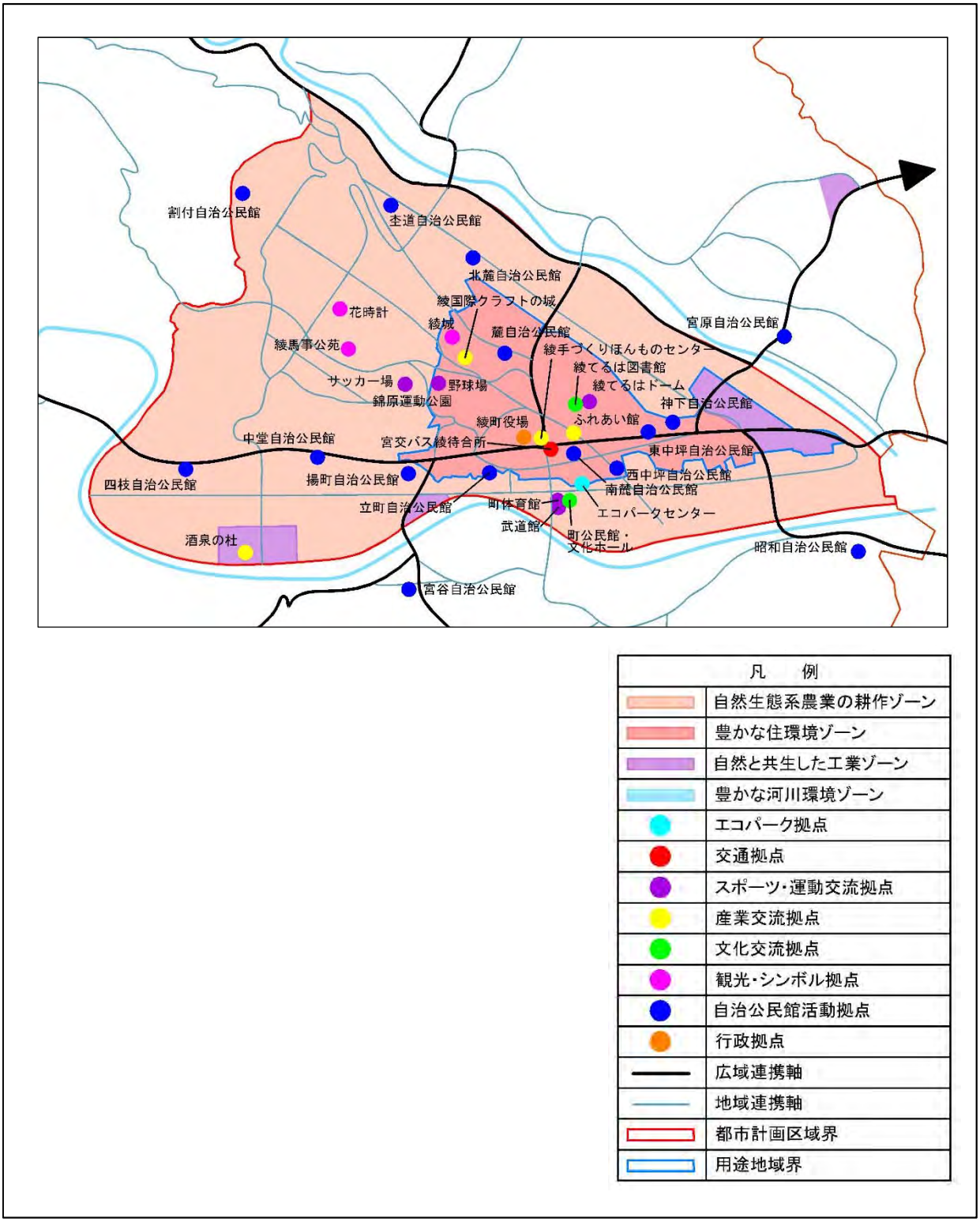
割付自治公民館
杢道自治公民館
北麓自治公民館
綾国際クラフトの城
花時計
綾城
麓自治公民館
宮原自治公民館
綾馬事公苑
綾手づくりほんものセンター
綾てるは図書館
サッカー場
野球場
綾てるはドーム
錦原運動公園
神下自治公民館
綾町役場
ふれあい館
中堂自治公民館
宮交バス綾待合所
東中坪自治公民館
四枝自治公民館
揚町自治公民館
西中坪自治公民館
南麓自治公民館
立町自治公民館
町体育館
エコパークセンター
武道館
町公民館・
文化ホール
酒泉の杜
昭和自治公民館
宮谷自治公民館
凡　例
自然生態系農業の耕作ゾーン
豊かな住環境ゾーン
自然と共生した工業ゾーン
豊かな河川環境ゾーン
エコパーク拠点
交通拠点
スポーツ・運動交流拠点
産業交流拠点
文化交流拠点
観光・シンボル拠点
自治公民館活動拠点
行政拠点
広域連携軸
地域連携軸
都市計画区域界
用途地域界

図　将来都市構造図

４．分野別方針

４-1．土地利用の基本方針

［目指す方向］

本町の中心市街地においてユネスコ エコパークの中心地にふさわしい「綾の顔づくり」を進めるとともに、その周辺では豊かに暮らせる住環境の創出や有機農業の耕作などを図るゾーンとして各種取り組みを進めます。

また、現時点では大きな問題はないものの、今後状況に応じて用途地域の見直しを検討・実施します。

［施策の方向（主要な取組・事業）］

施策１－１：自然環境の保全と調和した持続可能な経済と社会の発展

<table>
<tr><th>施策名</th><th colspan="4">主要な取り組み ／ 主要な事業</th></tr>
<tr><td rowspan="4">多様な生きものが生息できる農業基盤の整備と地域環境の維持</td><td colspan="4">対象ゾーン：自然生態系農業の耕作ゾーン</td></tr>
<tr><td colspan="4">［主要な取り組み］
農業生産を効率良く推進するため、老朽化した用排水路の整備・農事形態の変化に対応した改良・農道などの基盤整備について、公共施設等総合管理計画に基づき、長期的な視点をもって計画的に実施し、財政負担軽減・平準化に努めるとともに、ユネスコ エコパークの「生物多様性に配慮した農地環境保全」の理念を尊重した整備に努めます。具体的には、多様な生きものが生息しやすい土壌の維持の推進や、生物を排除する三面張りや不連続性を改善した水路を推進します。
また、土地の形質を変更したり、工作物を設置したりする場合は、生きものが生息しやすい環境に配慮する取り組みを推進するとともに、優良な農地の保全に努め、基本的に都市的土地利用の拡大は抑制します。</td></tr>
<tr><td colspan="4">［主要な事業］
※下記「方向性」は第３章で整理した３つの方向性の番号を示しています。</td></tr>
<tr><td colspan="4"><table>
<tr><th>事業の内容</th><th>方向性</th><th>実施時期</th><th>取り組み主体</th></tr>
<tr><td>農業生産基盤の計画的かつ生きものに配慮した整備</td><td>1</td><td>Ｈ３０～</td><td>エコパーク推進室、農林振興課</td></tr>
<tr><td>生きものが生息しやすい地域環境の維持・推進</td><td>1</td><td>Ｈ３０～</td><td>エコパーク推進室</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="4">豊かに暮らす住環境の創出と啓発活動（循環と共生）</td><td>対象ゾーン：豊かな住環境ゾーン</td></tr>
<tr><td>［主要な取り組み］
ユネスコ エコパークの豊かに暮らす住環境ゾーンとして、快適で安全な生活環境を創出するとともに、公共公益施設や医療福祉施設、生活道路等の整備により基本的生活支援機能の充実を図ります。
また、日常生活の面で循環と共生の考え方に関する啓発活動と情報提供を継続・強化することで、生きものや有機農業等の地域資源に配慮した暮らしを推奨します。</td></tr>
<tr><td>［主要な事業］
※下記「方向性」は第３章で整理した３つの方向性の番号を示しています。</td></tr>
<tr><td><table>
<tr><th>事業の内容</th><th>方向性</th><th>実施時期</th><th>取り組み主体</th></tr>
<tr><td>快適で安全な生活環境の創出と基本的生活支援機能の充実</td><td>2</td><td>Ｈ３０～</td><td>建設課、企画財政課</td></tr>
<tr><td>循環と共生の考え方に関する啓発活動と情報提供</td><td>1</td><td>Ｈ３０～</td><td>エコパーク推進室、企画財政課</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td rowspan="2">ユネスコエコパークの中心地にふさわしい綾の顔づくり</td><td>対象ゾーン：綾の顔づくりエリア</td></tr>
<tr><td>［主要な取り組み］
基本的生活支援機能の中心部として、行政・文化・商業機能の維持・強化を図るとともに、ユネスコエコパークの中心地にふさわしい「水・緑・くつろぎの空間」の創出と快適で美しいまち並みを目指します。具体的には、まちの中心部を水と緑のネットワークでつなぐ等、生きものに配慮した空間整備を進める一方で、高齢者を含む町民・観光客に配慮して、歩行者や自転車に優しい空間づくりを進めます。
また「ユネスコ エコパークのまちで働く」ことをセールスポイントと認識し、ＩＣＴの活用促進（自宅や遠隔地のオフィスを拠点として仕事をするテレワーク等の新たな就労形態に対応した環境整備と普及促進）や中心市街地の空き店舗活用・新たな工房開業などに対する創業支援を進めます。これらに加えて、新しい働き方などを支援するため、既存ストックを活用したコワーキングスペース（各個人が独立就業しながらも、事務所スペースを共有する他の分野の才能ある利用者と刺激し合い、コラボレーションにより新たな産業や価値を見出し、挑戦を促す場）を整備します。</td></tr>
</table>

	［主要な事業］ ※下記「方向性」は第３章で整理した３つの方向性の番号を示しています。			
	事業の内容	方向性	実施時期	取り組み主体
	生きものに配慮した空間整備（まちの中心地）	2	Ｈ３０～	建設課、企画財政課、エコパーク推進室
	歩行者や自転車に優しい空間づくり	3	Ｈ２９～	建設課、企画財政課、産業観光課、福祉保健課
	ＩＣＴの活用による町民の就労機会を増やす取り組み	3	Ｈ３１～	企画財政課
	空き店舗活用・新たな工房開業に対する創業支援等	3	Ｈ２９～	産業観光課
	既存ストックを活用したコワーキングスペース整備	3	Ｈ３０～	企画財政課、民間
自然と共生した工業地域の形成	**対象ゾーン：自然と共生した工業ゾーン**			
	［主要な取り組み］ 「自然と共生した工業地域」を目指し、自然・環境負荷への影響に対する配慮などを持った環境経営に取り組む企業（雇用力の大きい精密機械の無公害型企業等）の増加を推進します。			
	［主要な事業］ ※下記「方向性」は第３章で整理した３つの方向性の番号を示しています。			
	事業の内容	方向性	実施時期	取り組み主体
	環境経営に取り組む企業の増加の推進	1	Ｈ３０～	企画財政課、産業観光課

施策１－２：綾の核心地域・緩衝地域と移行地域を結ぶ、豊かな河川環境地域の形成

施策名	主要な取り組み ／ 主要な事業			
ユネスコエコパークにふさわしい豊かな河川環境地域の形成	**対象ゾーン：豊かな河川環境ゾーン**			
	［主要な取り組み］ 「いこい・やすらぎ・体験の水辺空間の創出」を目指し、豊かな生きものが生息し人にやすらぎを与える河川環境の維持・改善と、体験型環境学習の場の創出を進めます。			
	［主要な事業］ ※下記「方向性」は第３章で整理した３つの方向性の番号を示しています。			
	事業の内容	方向性	実施時期	取り組み主体
	豊かな生きものが生息する河川環境の維持・改善	1	Ｈ３０～	エコパーク推進室、建設課
	体験型環境学習の場の創出	1	Ｈ３０～	エコパーク推進室、教育委員会

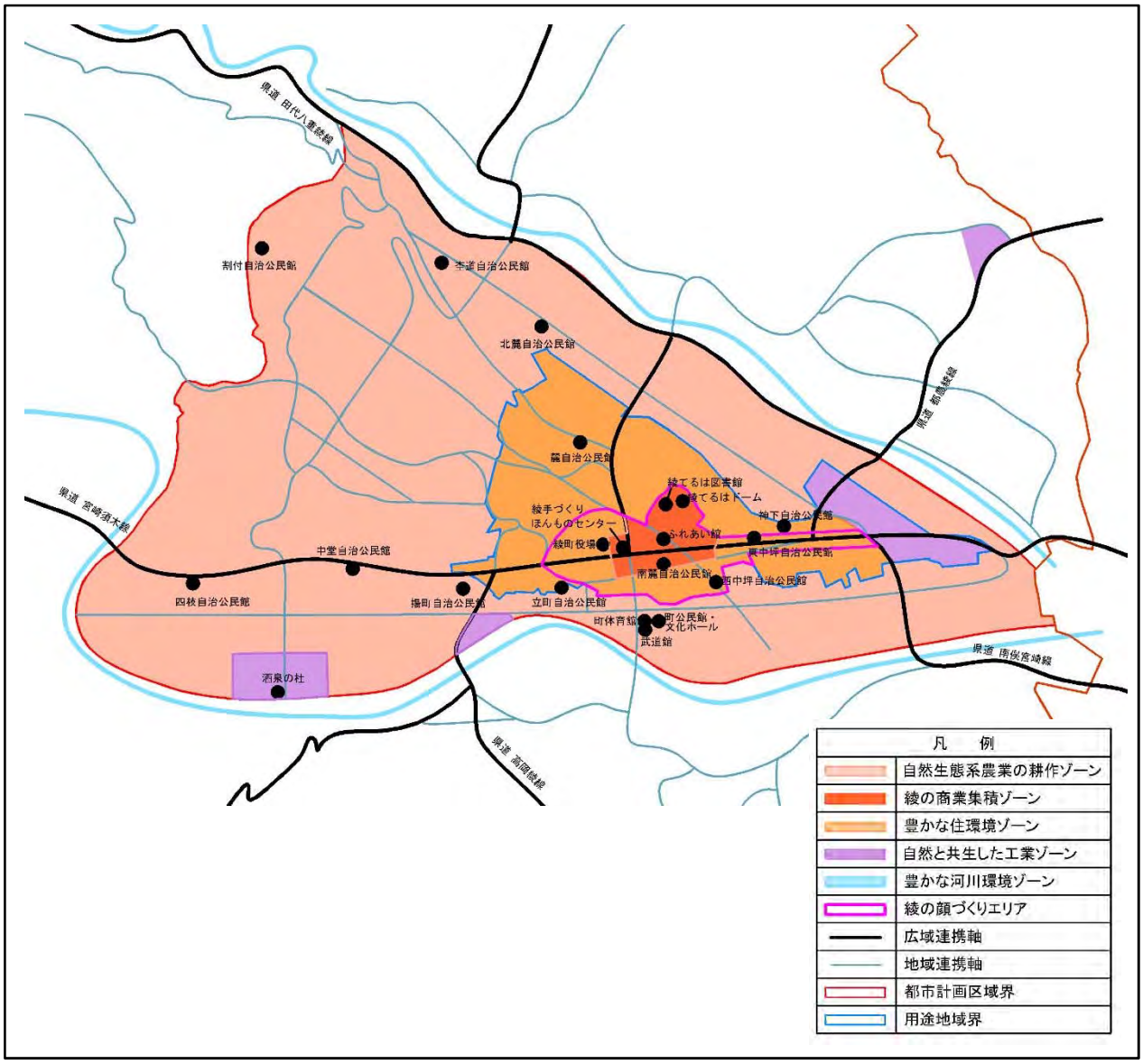
県道 田代八重綾線
割付自治公民館
李逢自治公民館
北麓自治公民館
麓自治公民館
県道 新富綾線
綾てるは図書館
綾てるはドーム
神下自治公民館
綾手づくり
ほんものセンター
ふれあい館
綾町役場
長中坪自治公民館
県道 宮崎須木線
中堂自治公民館
南麓自治公民館
西中坪自治公民館
四枝自治公民館
播町自治公民館
立町自治公民館
町体育館
町公民館・
文化ホール
武道館
県道 南俣笹峰線
酒泉の杜
県道 高岡綾線
凡　例
自然生態系農業の耕作ゾーン
綾の商業集積ゾーン
豊かな住環境ゾーン
自然と共生した工業ゾーン
豊かな河川環境ゾーン
綾の顔づくりエリア
広域連携軸
地域連携軸
都市計画区域界
用途地域界

図　土地利用構想図

４-2. 都市施設整備の基本方針

（１）交通施設の整備方針

［目指す方向］

本町内の地域や近隣市町と連絡する需要な道路ネットワークの構築・強化を図る一方で、社会経済情勢の変化により、その必要性が低下した長期未着手の都市計画道路の見直しを進めます。また、町民の安全で快適な生活環境の基盤である町道について、生活者目線での再整備と維持管理を計画的に進めます。

一方、公共交通については、さまざまな町民の生活を支える重要な交通手段として、利便性の向上を図るとともに、町民の公共交通利用に対する意識の向上を図ります。

［施策の方向］

施策２-１：綾の地域、他市町を結ぶ道路ネットワークの構築・強化

<table>
<tr><th>施策名</th><th colspan="4">主要な取り組み ／ 主要な事業</th></tr>
<tr><td rowspan="6">地域間連携・交流を支える主要な幹線道路の整備</td><td colspan="4">［主要な取り組み］
綾都市計画区域の骨格的な道路網は、主要地方道宮崎須木線、都農綾線、南俣宮崎線、一般県道高岡綾線、田代八重綾線によって構成されており、その内、地域間連携・交流を支える主要地方道宮崎須木線、都農綾線、一般県道高岡綾線の整備を推進するとともに、主要な幹線道路を中心に、安全・安心・快適な歩行空間の確保など、計画的でゆとりある道路空間の整備に努めます。
具体的に、宮崎須木線は小林市須木間までの改良促進に努め、高岡綾線においては尾原集落・宮谷集落間の歩道整備の早急な完成を要請します。また、田の平綾線において現在進めている改良計画の継続推進を図るとともに、田代八重綾線において杢道集落・竹野集落間の早急な改良を要望し、必要箇所における線形改良や拡幅交通安全施設の整備などを要請していきます。</td></tr>
<tr><td colspan="4">［主要な事業］
※下記「方向性」は第３章で整理した３つの方向性の番号を示しています。</td></tr>
<tr><td>事業の内容</td><td>方向性</td><td>実施時期</td><td>取り組み主体</td></tr>
<tr><td>宮崎須木線：小林市須木間までの改良促進</td><td>2</td><td>Ｈ２９～</td><td>建設課</td></tr>
<tr><td>高岡綾線：尾原集落・宮谷集落間の歩道整備の早急な完成要請</td><td>2</td><td>Ｈ２９～</td><td>建設課</td></tr>
<tr><td>田の平綾線：現在進めている改良計画の継続推進</td><td>2</td><td>Ｈ２９～</td><td>建設課</td></tr>
<tr><td>田代八重綾線：杢道集落・竹野集落間の早急な改良要望等</td><td>2</td><td>Ｈ２９～</td><td>建設課</td></tr>
</table>

長期未着手都市計画道路の見直し	［主要な取り組み］ 　長期未着手の都市計画道路（3.5.4 八幡通り線、3.5.5 八日町通り線の一部区間）は、社会経済情勢の変化や現道が代替機能を果たしていること等により、その必要性が低下しています。そのため、沿道の土地利用計画などと一体的に総合的な見直しを進めます。

［主要な事業］
※下記「方向性」は第３章で整理した３つの方向性の番号を示しています。

事業の内容	方向性	実施時期	取り組み主体
長期未着手都市計画道路の見直し	3	Ｈ２９～	建設課

施策２-２：綾の暮らしを支える都市基盤整備と維持管理

施策名	主要な取り組み ／ 主要な事業
生活道路の再整備と計画的な維持管理	［主要な取り組み］ 　町道については、集落間を結ぶ生活道路の整備を年次的に進め、高齢化社会に対応するバリアフリー化と景観を考慮した町道再整備を図ります。生活関連町道は、町民の安全で快適な生活環境の基盤として、必要箇所の線形改良・拡幅・交通安全施設の設置・交差点および曲がり角での安全視距の確保・歩道・自転車道の整備・夜間照明の整備などを推進するとともに、通学路合同点検において要対策とされた箇所の対策を推進します。 　整備にあたっては、公共施設等総合管理計画に基づき、長期的な視点をもって、改良・維持管理などを計画的に実施し、財政負担軽減・平準化に努めます。 　また橋梁など、重要な道路構造物について定期点検を行い安全性及び維持管理の効率性の確保を図ります。

［主要な事業］
※下記「方向性」は第３章で整理した３つの方向性の番号を示しています。

事業の内容	方向性	実施時期	取り組み主体
生活者（児童･高齢者など）目線での町道再整備	3	Ｈ３０～	福祉保健課、建設課
町道の計画的な改良・維持管理	3	Ｈ２９～	建設課
重要な道路構造物の定期点検・効率的な維持管理	3	Ｈ２９～	建設課

施策２-３：様々な町民の生活を支える公共交通の充実

<table>
<tr><th>施策名</th><th colspan="4">主要な取り組み ／ 主要な事業</th></tr>
<tr><td rowspan="5">公共交通の利便性確保</td><td colspan="4">［主要な取り組み］
公共交通機関の利用促進に取り組み、必要な運航路線と便数の維持・拡大や町民の公共交通利用に対する意識の向上を図り、利便性の確保に努めます。
その内、福祉バスについては、障がい者・高齢者視点での利便性の確保・向上を図るための運行方法（地区ごとに時刻表で運行する等）を検討し、利便性の向上を図ります。
また、各地域の定住促進・活性化に配慮して、だれでも・どこでも・いつでも乗れるコミュニティバスの検討を行うとともに、平成24 年度から全地区で実施しているタクシーの利用料金支援については、継続に努めます。</td></tr>
<tr><td colspan="4">［主要な事業］
※下記「方向性」は第３章で整理した３つの方向性の番号を示しています。</td></tr>
<tr><td>事業の内容</td><td>方向性</td><td>実施時期</td><td>取り組み主体</td></tr>
<tr><td>公共交通の利用促進・利便性の確保</td><td>2</td><td>Ｈ３０～</td><td>企画財政課、建設課</td></tr>
<tr><td>福祉バスの利便性向上とコミュニティバスの検討</td><td>2</td><td>Ｈ３０～</td><td>企画財政課、福祉保健課</td></tr>
<tr><td>タクシーの利用料金支援</td><td>3</td><td>Ｈ２９～</td><td>福祉保健課</td></tr>
</table>

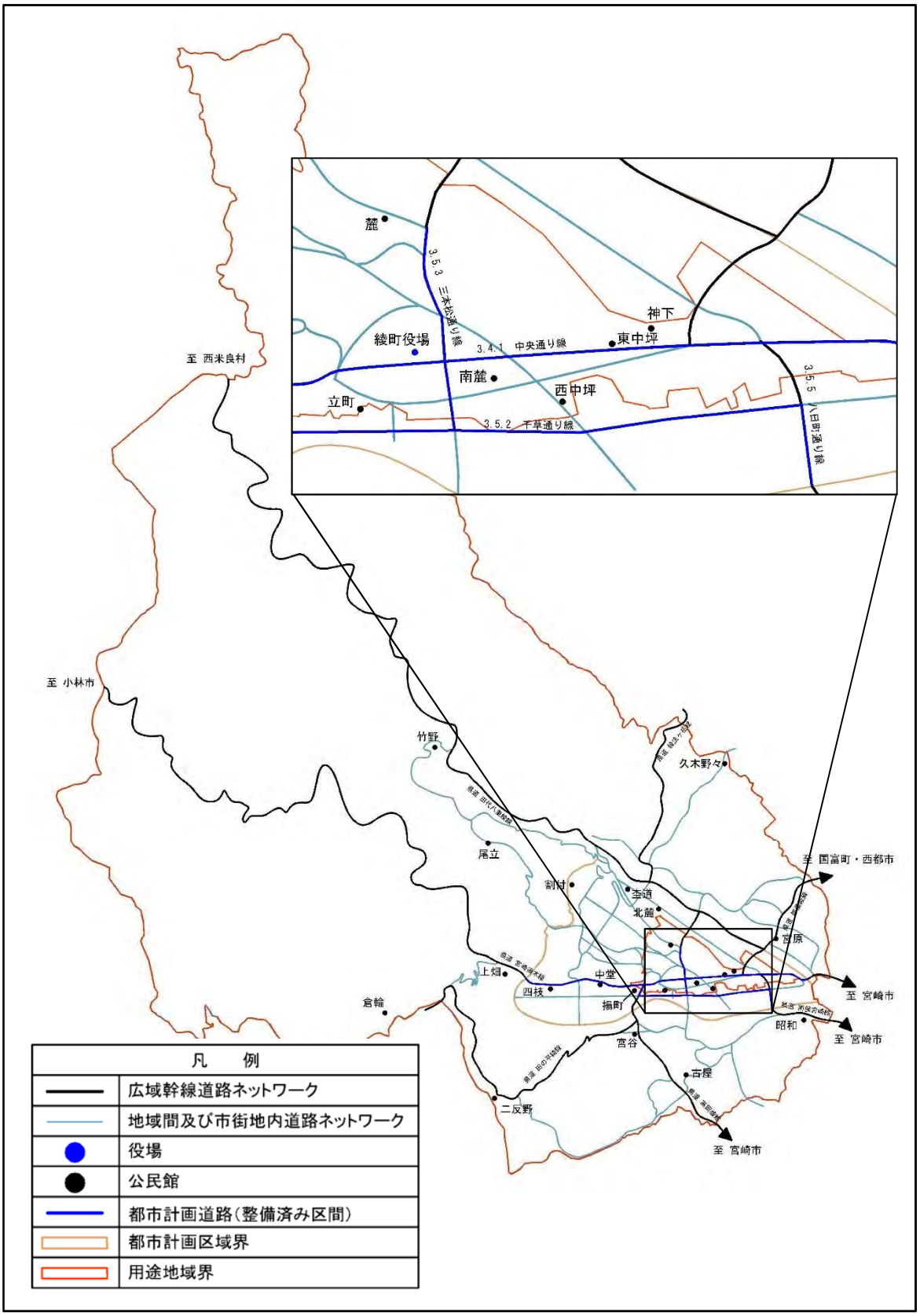
麓
3.5.3 三本松通り線
神下
綾町役場
3.4.1 中央通り線
東中坪
南麓
西中坪
立町
3.5.2 千草通り線
3.5.5 八日町通り線
至 西米良村
至 小林市
竹野
久木野々
尾立
割村
至 国富町・西都市
李道
北麓
宮原
上畑
中堂
四枝
揚町
倉輪
至 宮崎市
昭和
至 宮崎市
宮谷
古屋
二反野
至 宮崎市
凡　例
広域幹線道路ネットワーク
地域間及び市街地内道路ネットワーク
役場
公民館
都市計画道路（整備済み区間）
都市計画区域界
用途地域界

図　道路ネットワーク図

（２）公園緑地の整備方針

［目指す方向］

本町では、「全町公園化」のテーマのもとに、山間部の九州中央山地国定公園から市街地・集落に至るまで、充実した公園体系の整備が進められています。今後も、ユネスコ エコパークにふさわしい花と緑のまちなみ景観の創出・都市計画公園・河川公園の整備を促進するとともに、時代のニーズにあわせた公園の維持管理方法を検討し、町民の生活環境向上と市街地・集落の景観向上を図ります。

［施策の方向］

施策２-４：綾の自然を感じる緑の創出と維持管理

<table>
<tr><th>施策名</th><th colspan="4">主要な取り組み ／ 主要な事業</th></tr>
<tr><td rowspan="6">ユネスコ エコパークにふさわしい空間形成（緑陰の推進）</td><td colspan="4">［主要な取り組み］
ユネスコ エコパークにふさわしい都市空間の形成・強化として、「綾の顔」となる中心市街地に緑・水辺・休憩施設などを積極的に取り組むとともに、本町の玄関口に緑陰（タウンゲート）を配置するなどの取り組みを進めます。
一方、民間空間も含めた花と緑に囲まれたまちなみ景観創出として、花いっぱい運動の促進など、これまでの取り組みを継続します。
また、巨木・古木・銘木などについては、貴重な樹木として保全に努めます。</td></tr>
<tr><td colspan="4">［主要な事業］
※下記「方向性」は第３章で整理した３つの方向性の番号を示しています。</td></tr>
<tr><td>事業の内容</td><td>方向性</td><td>実施時期</td><td>取り組み主体</td></tr>
<tr><td>中心市街地での「綾の顔づくり」</td><td>2</td><td>Ｈ２９～</td><td>企画財政課、建設課、民間</td></tr>
<tr><td>本町の玄関口での緑陰（タウンゲートの創出）</td><td>2</td><td>Ｈ２９～</td><td>企画財政課、建設課</td></tr>
<tr><td>民間空間も含めたまちなみ景観創出</td><td>2</td><td>Ｈ２９～</td><td>企画財政課、建設課、民間</td></tr>
<tr><td>貴重な樹木の保全</td><td>2</td><td>Ｈ３１～</td><td>エコパーク推進室、教育委員会</td></tr>
<tr><td>さまざまな町民や自然環境に配慮した都市計画公園の整備・機能拡充</td><td colspan="4">［主要な取り組み］
都市公園については、町民が日常生活において憩いの場として気軽に利用できる場所、都市防災上の広域避難地・一次避難地、山林・河川・農地・街路樹など、自然環境や施設系緑地などとのネットワーク形成を図る観点で適切な配置と整備・機能拡充を推進します。
公園の施設整備については、積極的に照葉樹の植林を推進し、潤</td></tr>
</table>

いのある空間の創出に努めます。また、高齢者や障がい者、子供をはじめとする全ての住民が安全・安心・快適に過ごすことのできる空間として、バリアフリー及びユニバーサルデザインに配慮した都市公園施設の整備を進めます。

中でも、現在整備されている錦原運動公園の機能充実を図るとともに、耶治川上流の渓流を活かした斜面樹林帯の機能の充実を図ります。

［主要な事業］

※下記「方向性」は第３章で整理した３つの方向性の番号を示しています。

事業の内容	方向性	実施時期	取り組み主体
施設利用者・防災に配慮した公園整備・機能の拡充	3	Ｈ３０～	企画財政課、総務税政課、建設課
自然環境に配慮した公園整備・機能の拡充	1	Ｈ３０～	エコパーク推進室、建設課
潤いのある空間・ユニバーサルデザインに配慮した都市公園施設の整備	3	Ｈ３０～	企画財政課、福祉保健課、建設課
錦原運動公園の機能充実	3	Ｈ３０～	建設課、教育委員会
耶治川上流の渓流を活かした斜面樹林帯の機能の充実	3	Ｈ３１～	エコパーク推進室、建設課

多くの生きものが生息し、町民がいこい･やすらぎ･体験できる水辺空間の創出

［主要な取り組み］

「照葉樹林と生活文化に親しむ清流の水辺」をテーマに、河川空間を利用した水辺の自然環境の活用・保全を国土交通省や「綾南川・綾北川かわまちづくりプラン」等と連携して推進します。その中でも、杢道～川久保間を、魚類・水鳥の生息空間として、多くの瀬や淵のある水辺となるような空間づくりを進めます。

両河川全体が公園的な位置づけができるよう協議するとともに、水辺空間を利用し、町民が自由に水辺に親しめるように親水公園の整備を図ります。具体的に、杢道～川久保間の河川敷は、自然に配慮した多目的広場・町民の憩いの水辺空間として整備を図ります。また、三本松橋下流の右岸側を利用した木森堰と三本松橋間の水辺空間及びその周辺の緑地帯を含めて、一体的な環境整備を図り、町民の憩いの広場として整備を推進します。宮谷地区においては、優れた親水性を活かし、釣り・水遊びなどの親水活動を楽しむことができるような河川環境の整備を、ほたる橋歩道橋周辺の田園景観や自然景観との調和を図りながら進めます。その他、入野橋右岸の廃道を利用した河川公園の整備等を図ります。

<table>
<tr><td rowspan="7"></td><td colspan="4">［主要な事業］
※下記「方向性」は第３章で整理した３つの方向性の番号を示しています。</td></tr>
<tr><td>事業の内容</td><td>方向性</td><td>実施時期</td><td>取り組み主体</td></tr>
<tr><td>杢道～川久保間（河川）：生きものに配慮した空間づくり</td><td>1</td><td>Ｈ３２～</td><td>エコパーク推進室、建設課</td></tr>
<tr><td>杢道～川久保間（河川敷）：町民の憩いの水辺空間整備等</td><td>2</td><td>Ｈ３２～</td><td>エコパーク推進室、建設課</td></tr>
<tr><td>三本松橋下流の右岸側周辺：町民の憩いの広場としての一体整備</td><td>2</td><td>Ｈ３２～</td><td>建設課、教育委員会</td></tr>
<tr><td>宮谷地区：親水活動を楽しめる河川環境整備</td><td>2</td><td>Ｈ３３～</td><td>エコパーク推進室、建設課</td></tr>
<tr><td>入野橋右岸：廃道を利用した河川公園整備</td><td>2</td><td>Ｈ２９</td><td>企画財政課、建設課</td></tr>
<tr><td rowspan="3">住民行政協働の維持管理</td><td colspan="4">［主要な取り組み］
公園緑地の整備が進むとともに、その維持管理に多大な費用と労力が必要になっています。維持管理については、今後も自治公民館と協力して、公園や緑地の維持管理を図るとともに、地域住民のボランティア意識の醸成に努めます。</td></tr>
<tr><td colspan="4">［主要な事業］
※下記「方向性」は第３章で整理した３つの方向性の番号を示しています。</td></tr>
<tr><td>事業の内容</td><td>方向性</td><td>実施時期</td><td>取り組み主体</td></tr>
<tr><td></td><td>自治公民館と協力した公園や緑地の維持管理</td><td>3</td><td>Ｈ２９～</td><td>教育委員会、建設課</td></tr>
</table>

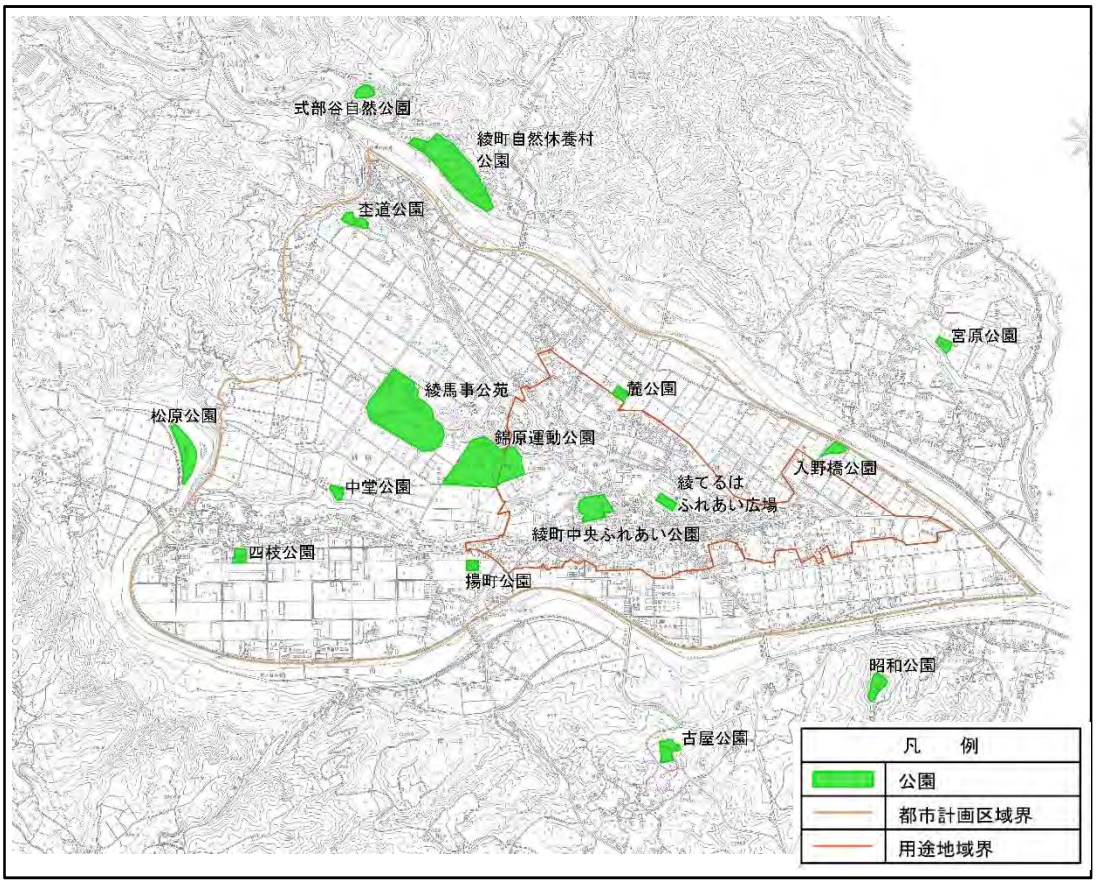

図　まちなかの公園位置図

（３）上水道・下水道の整備方針

［目指す方向］

本町の上水道普及率は、上水道施設及び飲料水供給施設を併せると 100%近くとなり、水質・水量に関して良好に保たれていますが、配水管や水源などの施設において老朽化が進んでいます。このことを踏まえ、今後の安定供給に資する取り組みを進めるとともに、名水百選の地にも選ばれている良質な水資源を守り育てていきます。

下水道については、都市計画区域内の用途地域を中心に計画的に公共下水道事業を進めていくとともに、集落部において合併処理浄化槽の普及促進を図ります。

［施策の方向］

施策２-５：綾の暮らしを支える都市基盤整備と維持管理

<table>
<tr><th>施策名</th><th colspan="4">主要な取り組み ／ 主要な事業</th></tr>
<tr><td rowspan="5">《上水道》今後の安定供給に資する取り組みの推進</td><td colspan="4">［主要な取り組み］
上水道について、公共施設等総合管理計画に基づき、長期的な視点をもって、計画的な整備・維持管理を行います。具体的には、財政負担軽減・平準化を行うことに留意し、公共下水道工事に合わせた効率・経済的な配水本管網整備とともに町内各地区の管路及び山間集落などの老朽化した飲用水供給施設の更新なども計画的に実施し、充実強化を図ります。
また、安定供給のための上水道事業基本計画（料金改定の検討含む）を策定します。</td></tr>
<tr><td colspan="4">［主要な事業］
※下記「方向性」は第３章で整理した３つの方向性の番号を示しています。</td></tr>
<tr><td>事業の内容</td><td>方向性</td><td>実施時期</td><td>取り組み主体</td></tr>
<tr><td>《上水道》長期的な視点をもった計画的な整備・維持管理</td><td>3</td><td>Ｈ２９～</td><td>建設課</td></tr>
<tr><td>上水道事業基本計画の策定</td><td>3</td><td>Ｈ２９～</td><td>建設課</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="4">《上水道》良質な水資源の保全</td><td colspan="4">［主要な取り組み］
「名水百選のまち」の上水道としての水質を確保するため、照葉樹林を水源とする良好な環境を守ります。また、災害などの不測の事態に備え、第２水源の開発に取り組みます。</td></tr>
<tr><td colspan="4">［主要な事業］
※下記「方向性」は第３章で整理した３つの方向性の番号を示しています。</td></tr>
<tr><td>事業の内容</td><td>方向性</td><td>実施時期</td><td>取り組み主体</td></tr>
<tr><td>照葉樹林を水源とする良好な環境の保全</td><td>1</td><td>Ｈ３１～</td><td>企画財政課、エコパーク推進室</td></tr>
<tr><td>第２水源の開発</td><td>3</td><td>Ｈ３５～</td><td>建設課</td></tr>
<tr><td rowspan="5">《下水道》計画的な下水道の整備と加入促進</td><td colspan="4">［主要な取り組み］
河川環境を守り、快適かつ衛生的な生活環境を実現するために下水道事業(用途地域を中心とした 138ha の計画区域、平成 13 年(2001 年)度に着手し、平成 30 年(2018 年)度に完成予定）の計画的な整備に努めます。また、環境保全に対する理解等を求め、公共下水道事業の加入促進（加入率 80%を目標）に努めます。
一方、公共下水道計画区域外の地域については、浄化槽市町村整備推進事業による合併処理浄化槽の普及促進を図るとともに、単独処理浄化槽を設置している家庭については、合併処理浄化槽の普及促進を図ります。
また、農業集落排水施設を含む施設の維持管理の観点では、公共施設等総合管理計画に基づき、長期的な視点をもって計画的に老朽管路の適切な維持更新や重要管路・処理施設の耐震性向上を進め、財政負担軽減・平準化に努めます。</td></tr>
<tr><td colspan="4">［主要な事業］
※下記「方向性」は第３章で整理した３つの方向性の番号を示しています。</td></tr>
<tr><td>事業の内容</td><td>方向性</td><td>実施時期</td><td>取り組み主体</td></tr>
<tr><td>公共下水道事業の計画的な整備</td><td>3</td><td>Ｈ３０まで</td><td>建設課</td></tr>
<tr><td>公共下水道事業等の加入促進と合併処理浄化槽の普及促進</td><td>3</td><td>Ｈ２９～</td><td>建設課、町民生活課</td></tr>
<tr><td>《下水道》長期的な視点をもった計画的な維持管理</td><td>3</td><td>Ｈ２９～</td><td>建設課、町民生活課</td></tr>
</table>

（４）公共公益施設の整備方針

［目指す方向］

その他、本町の公共公益施設について「自然と共に生き、人とともに生きるまちづくり」に資する改修･活用や、綾のまちづくりを展開していくための計画に掲げた取り組みの推進等を進めます。

［施策の方向］

施策２-６：自然と共に生き、人とともに生きるまちづくりに資する公共公益施設の改修・活用等

<table>
<tr><th>施策名</th><th colspan="4">主要な取り組み ／ 主要な事業</th></tr>
<tr><td rowspan="4">計画的な公営住宅の管理</td><td colspan="4">［主要な取り組み］
公営住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化した住宅の改修（外壁などの防水改修）を行い、居住性・快適性・利便性（公共下水道や浄化槽への接続）に優れた住宅に改修するとともに、「公共施設等総合管理計画」に基づき、長期的な視点をもって、改修・維持管理などを計画的に実施し、財政負担軽減・平準化に努めます。</td></tr>
<tr><td colspan="4">［主要な事業］
※下記「方向性」は第３章で整理した３つの方向性の番号を示しています。</td></tr>
<tr><td>事業の内容</td><td>方向性</td><td>実施時期</td><td>取り組み主体</td></tr>
<tr><td>長期的な視点をもった計画的な公営住宅の改修・維持管理</td><td>3</td><td>Ｈ２９～</td><td>総務税政課</td></tr>
<tr><td rowspan="4">綾ユネスコ　エコパークの知の拠点の育成</td><td colspan="4">［主要な取り組み］
綾ユネスコ　エコパークの豊かな自然を学び、調査・研究・教育・研修する人達や町民・観光客が集う場として建設した綾ユネスコエコパークセンターについて、町外者との交流・意見交換なども推進していき、知の拠点として育てていきます。</td></tr>
<tr><td colspan="4">［主要な事業］
※下記「方向性」は第３章で整理した３つの方向性の番号を示しています。</td></tr>
<tr><td>事業の内容</td><td>方向性</td><td>実施時期</td><td>取り組み主体</td></tr>
<tr><td>綾ユネスコ　エコパークセンターの育成</td><td>1</td><td>Ｈ２９～</td><td>エコパーク推進室</td></tr>
<tr><td>綾のまちづくりに関する計画に沿った取り組みの推進</td><td colspan="4">［主要な取り組み］
自然と共に生き、人とともに生きるまちづくりを展開していくための本計画や綾町生物多様性地域戦略で掲げた取り組みを推進していきます。また、本計画の内容をベースとして、より「まち」の機能の持続性を高めるための立地適正化計画の策定を進めます。</td></tr>
</table>

	［主要な事業］ ※下記「方向性」は第３章で整理した３つの方向性の番号を示しています。			
	事業の内容	方向性	実施時期	取り組み主体
	綾町生物多様性地域戦略や本計画で掲げた取り組みの推進	1、3	Ｈ２９～	エコパーク推進室
	綾町立地適正化計画の策定	2	Ｈ３０～	企画財政課、建設課
	綾町都市計画マスタープランで掲げた取り組みの推進	3	Ｈ３０～	全課

4-3．市街地整備の基本方針

［目指す方向］

目指すべきまちの姿「自然と共に生き、人と共に生きるまち、綾」の実現に向け、本町の顔ともなる中心市街地をユネスコ エコパークにふさわしい空間・場に育てていくとともに、町民が健康で安心して暮らしていくための市街地整備、地域経済を維持・成長させていくための雇用の確保に取り組みます。

その一方で、近年の社会経済情勢・限りある財政状況に配慮する視点で、自立する自治体経営を推進する市街地整備を進めます。

［施策の方向（主要な取組・事業）］

施策３-１：ユネスコ エコパークを活かした綾の「顔」づくり

<table>
<tr><th>施策名</th><th colspan="4">主要な取り組み ／ 主要な事業</th></tr>
<tr><td rowspan="5">綾の顔づくりに資する基盤整備</td><td colspan="4">［主要な取り組み］
綾の中心市街地のメインストリートであり、本町のメインの玄関口である県道宮崎須木線をはじめ、まちなかの道路について、防災・福祉に配慮し、ユネスコ エコパークのまちにふさわしい景観形成を図るための電線地中化・緑陰化・自転車レーンの整備等を進めるとともに、町民と協働の維持管理体制の構築、町民の愛着を高める取り組み等を進めます。
また、自然環境と調和した歩いて楽しめる中心市街地・ユネスコエコパークにふさわしい都市（まちなか）空間を形成するために、カラー舗装や石畳の導入、ベンチ・街灯・ポケットパーク・公設駐車場などの設置や緑陰コリドーの創出、電柱の地中化を検討し、中心市街地エリアと各種拠点との回遊性を確保します。</td></tr>
<tr><td colspan="4">［主要な事業］
※下記「方向性」は第３章で整理した３つの方向性の番号を示しています。</td></tr>
<tr><td>事業の内容</td><td>方向性</td><td>実施時期</td><td>取り組み主体</td></tr>
<tr><td>宮崎須木線をはじめとするまちなかの景観整備と町民に共感される取り組み</td><td>2</td><td>Ｈ２９～</td><td>宮崎県、企画財政課、建設課、民間</td></tr>
<tr><td>中心市街地の回遊性の確保（ポケットパーク整備・公設駐車場の設置等）</td><td>2</td><td>Ｈ３０～</td><td>企画財政課、産業観光課、建設課、綾町商工会、民間</td></tr>
<tr><td>ユネスコ エコパークにふさわしい都市（まちなか）空間の創出</td><td>1</td><td>Ｈ２９～</td><td>企画財政課、ユネスコエコパーク推進室、建設課</td></tr>
</table>

中心市街地に活力を与える取り組みの支援	［主要な取り組み］ 商店街活性化事業などの有利な制度事業を取り入れた店舗改装や民間主体によるリノベーション事業の支援、駐車場の確保、チャレンジショップの活用推進・整備等を図り、空き店舗の活用の推進も視野に入れた新店舗・起業家の受け入れ・育成とそのフォローアップを推進します。 中心市街地のＰＲや町への愛着度を高めることにつながるイベント（雛山まつり・男山まつり・納涼夜市など）の開催支援を図るとともに、これらのイベント等を踏まえた市街地整備を検討・実施します。また、自転車ネットワーク計画を策定し、自転車レーンを活用した誘客や回遊性向上（自転車ツーリズムの推進）に取り組みます。

［主要な事業］
※下記「方向性」は第３章で整理した３つの方向性の番号を示しています。

事業の内容	方向性	実施時期	取り組み主体
新店舗･起業家の受け入れ･育成支援	2	Ｈ３０～	産業観光課、綾町商工会、民間
中心市街地でのイベントの開催支援	2	Ｈ３１～	産業観光課、綾町商工会、民間
自転車ネットワーク計画の策定と自転車レーンを活用した誘客等	2	Ｈ２９～	建設課、企画財政課、産業観光課 福祉保健課

〔宮崎須木線の整備イメージ〕

施策３-２：健康で安心して暮らせるまちづくり

<table>
<tr><th>施策名</th><th colspan="4">主要な取り組み ／ 主要な事業</th></tr>
<tr><td rowspan="5">まちなかを中心とした生活支援機能の充実</td><td colspan="4">［主要な取り組み］
中心市街地においては、基本的生活支援機能の充実を図るために、公共公益施設の整備・医療福祉施設の整備・道路の整備・商業機能の強化を推進していきます。
また、市街地での居住ニーズに対して、住宅のスプロール化を規制する一方で、まちの中心部での町営住宅の建設や防災性・快適性を高める事業を実施するとともに、空き家･空き地の活用を促進し、コンパクトな住宅市街地を維持します。</td></tr>
<tr><td colspan="4">［主要な事業］
※下記「方向性」は第３章で整理した３つの方向性の番号を示しています。</td></tr>
<tr><td>事業の内容</td><td>方向性</td><td>実施時期</td><td>取り組み主体</td></tr>
<tr><td>中心市街地における基本的生活支援機能の充実</td><td>2</td><td>Ｈ３０～</td><td>企画財政課、建設課</td></tr>
<tr><td>コンパクトな住宅市街地の維持</td><td>2</td><td>Ｈ３０～</td><td>企画財政課、建設課</td></tr>
<tr><td rowspan="5">町民・観光客の健康につながる市街地づくり</td><td colspan="4">［主要な取り組み］
町民や観光客が本町の市街地を起点として、徒歩や自転車で散策する都市基盤づくり（コース設定・整備等）を進め、様々な人が運動でき健康につながる市街地づくりを進めます。
一方、中心市街地に限らず、今後増加が想定される高齢者に配慮して、居住者ができる限り在宅で自立した生活が続けられるよう、手すりの設置や段差解消などのバリアフリー化を支援・推進します。また、本町の地理的状況を考慮し、高齢者や障がい者の生活支援として実施している「外出支援バス」を継続的に運行するとともに、心の健康等にもつながる「憩いの場」の活用支援や高齢者向けのイベント開催などに取り組みます。</td></tr>
<tr><td colspan="4">［主要な事業］
※下記「方向性」は第３章で整理した３つの方向性の番号を示しています。</td></tr>
<tr><td>事業の内容</td><td>方向性</td><td>実施時期</td><td>取り組み主体</td></tr>
<tr><td>徒歩や自転車で散策する都市基盤づくり</td><td>3</td><td>Ｈ２９～</td><td>企画財政課、建設課</td></tr>
<tr><td>高齢者や障がい者の在宅生活支援と中心市街地をつなぐ取り組み</td><td>3</td><td>Ｈ３０～</td><td>福祉保健課、建設課</td></tr>
</table>

施策３-３：自立する自治体経営を踏まえた市街地整備

<table>
<tr><th>施策名</th><th colspan="4">主要な取り組み ／ 主要な事業</th></tr>
<tr><td rowspan="5">自立する自治体経営を推進する市街地整備</td><td colspan="4">［主要な取り組み］
　長期未着手となっている都市計画道路については、事業の効果・必要性を見直し、廃止・変更します。
　また、既存の都市施設（道路・橋梁、上水道、下水道等）については、長期的な視点をもって、維持管理などを計画的に実施し、財政負担軽減・平準化に努めます。
　公営住宅については、上記のように長期的な視点をもった上で、公営住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化した住宅の改修（外壁などの防水改修）を行い、居住性・快適性・利便性に優れた住宅に改修します。</td></tr>
<tr><td colspan="4">［主要な事業］
※下記「方向性」は第３章で整理した３つの方向性の番号を示しています。</td></tr>
<tr><td>事業の内容</td><td>方向性</td><td>実施時期</td><td>取り組み主体</td></tr>
<tr><td>長期未着手都市計画道路の見直し（廃止・変更）</td><td>3</td><td>Ｈ２９～</td><td>建設課</td></tr>
<tr><td>長期的な視点をもった都市施設の維持管理等</td><td>3</td><td>Ｈ２９～</td><td>企画財政課、建設課</td></tr>
<tr><td>計画的な公営住宅の改修・維持管理</td><td>3</td><td>Ｈ３０～</td><td>総務税政課</td></tr>
</table>

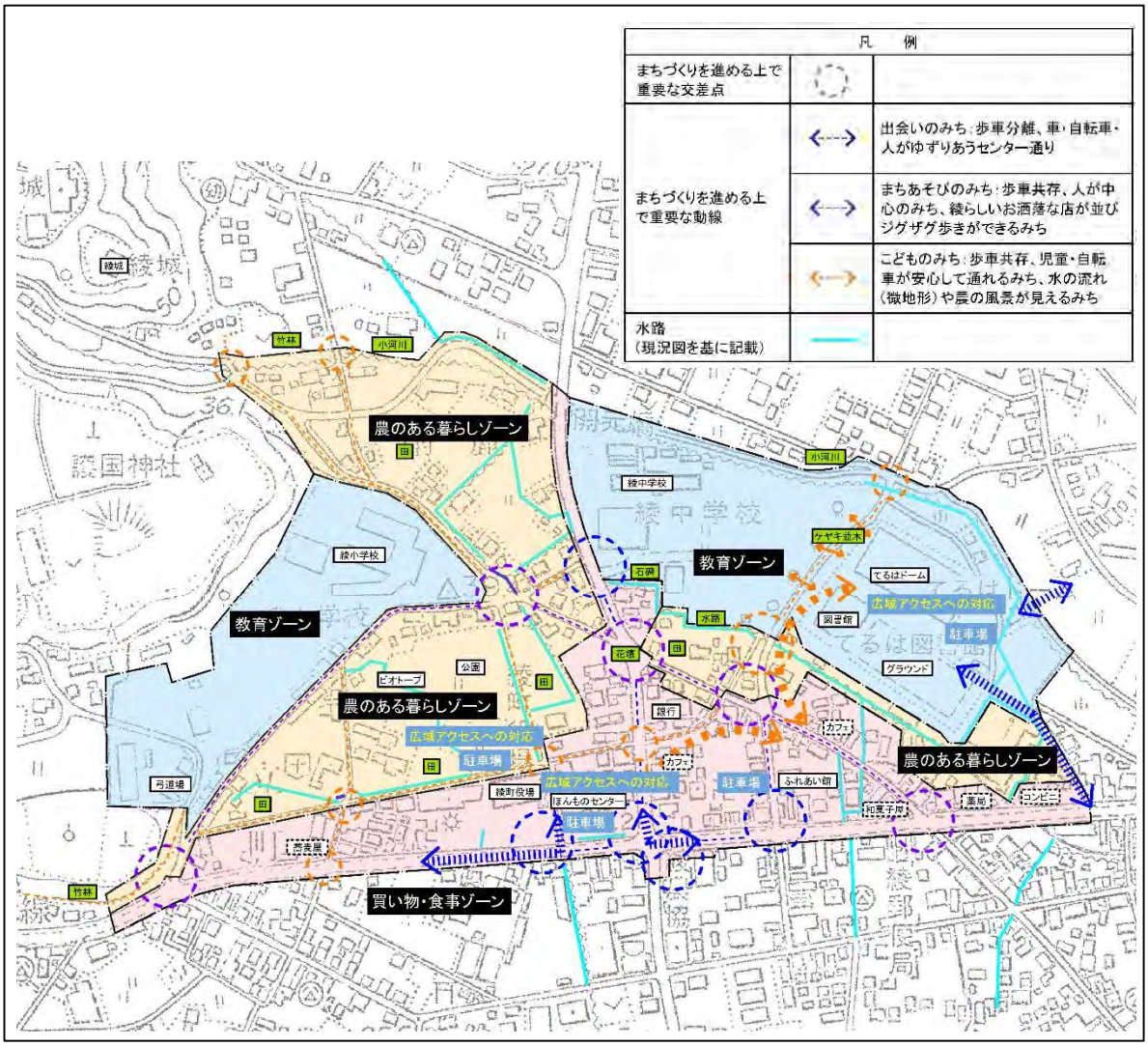

図　顔づくりに向けた中心部のゾーニング・道路の位置づけ

４-４．自然環境保全および都市環境・都市景観形成の基本方針

［目指す方向］

町民が暮らす移行地域において、生きものに配慮した生態系ネットワークの創出を図るとともに、河川環境の保全や生活排水対策を進めます。また、町民と行政協働で、より生態系に配慮したまちづくりの展開を目指します。

また本町は平成 19 年(2007 年)度に景観行政団体となり、同年度に綾町景観形成計画、平成 27 年(2015 年)3 月に綾町景観計画（改訂計画）を策定するとともに、これに沿って綾町照葉の里景観条例を施行しています。今後もこれらの計画･条例の周知や運用を進めるとともに、町民の熟度にあわせて内容の改訂・レベルアップを目指します。

［施策の方向］

施策４-１：自然環境の保全と調和した持続可能な経済と社会の基盤づくり

<table>
<tr><th>施策名</th><th colspan="4">主要な取り組み ／ 主要な事業</th></tr>
<tr><td rowspan="5">生きものに配慮した生態系ネットワークの創出</td><td colspan="4">［主要な取り組み］
町民が暮らす移行地域において、自然環境の保全と調和した持続可能な経済・社会の基盤を形成していくために、豊かで多様な生きものが生息する河川環境を保全・改善していきます。
また、生態系ネットワークに配慮して、まちなかに緑の回廊を創出していきます。</td></tr>
<tr><td colspan="4">［主要な事業］
※下記「方向性」は第３章で整理した３つの方向性の番号を示しています。</td></tr>
<tr><td>事業の内容</td><td>方向性</td><td>実施時期</td><td>取り組み主体</td></tr>
<tr><td>豊かで多様な生きものが生息する河川環境の保全・改善</td><td>1</td><td>Ｈ３０～</td><td>エコパーク推進室、建設課</td></tr>
<tr><td>緑の回廊の創出</td><td>1</td><td>Ｈ３１～</td><td>企画財政課、エコパーク推進室、建設課</td></tr>
<tr><td rowspan="4">いのち豊かな河川環境の保全につながる生活排水対策の推進</td><td colspan="4">［主要な取り組み］
いのち豊かな河川環境の保全のために、生活排水対策の取り組みを進めます。具体的には、公共下水道の加入促進と早期完成を図るとともに、対象地域外については合併処理浄化槽設置整備事業による町設置型合併処理浄化槽の設置を推進します。</td></tr>
<tr><td colspan="4">［主要な事業］
※下記「方向性」は第３章で整理した３つの方向性の番号を示しています。</td></tr>
<tr><td>事業の内容</td><td>方向性</td><td>実施時期</td><td>取り組み主体</td></tr>
<tr><td>《公共下水道区域内》公共下水道の加入促進</td><td>1</td><td>Ｈ２９～</td><td>建設課、町民生活課</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>《公共下水道区域外》合併処理浄化槽の設置推進</td><td>1</td><td>Ｈ２９～</td><td>町民生活課、建設課</td></tr>
<tr><td rowspan="4">町民と行政協働による環境に配慮した生活環境・経済基盤づくり</td><td colspan="4">［主要な取り組み］
豊かな暮らしや経済活動を継続しながらも、より生態系に配慮したまちづくりを進めていくためには、三面張り水路を自然に近い水路に変えていく等の取り組みが考えられますが、利用や維持管理の点で、町民との合意形成が不可欠です。今後、町民との意見交換等を進めながら、より生態系に配慮した環境づくりの推進を目指します。</td></tr>
<tr><td colspan="4">［主要な事業］
※下記「方向性」は第３章で整理した３つの方向性の番号を示しています。</td></tr>
<tr><td>事業の内容</td><td>方向性</td><td>実施時期</td><td>取り組み主体</td></tr>
<tr><td>生態系に配慮したまちづくりに関する町民との意見交換等</td><td>1</td><td>Ｈ３１～</td><td>エコパーク推進室</td></tr>
<tr><td rowspan="4">「いのち豊かな綾」を保全･実現する役場の体制づくり</td><td colspan="4">［主要な取り組み］
綾町生物多様性地域戦略や本都市計画マスタープランで掲げている「いのち豊かな綾」を保全・実現していくために、土地の形質を変更する工事等に際して、より生きものに配慮した方法等を検討するための役場内の体制づくり（ユネスコ エコパーク推進室を中心とした横断的な会議の開催など）を進めます。</td></tr>
<tr><td colspan="4">［主要な事業］
※下記「方向性」は第３章で整理した３つの方向性の番号を示しています。</td></tr>
<tr><td>事業の内容</td><td>方向性</td><td>実施時期</td><td>取り組み主体</td></tr>
<tr><td>「いのち豊かな綾」を保全･実現する役場の体制づくり</td><td>1</td><td>Ｈ３０～</td><td>全課</td></tr>
</table>

○多様な生きものが生息する河川環境の整備イメージ

昼の顔

夜の顔

施策４-２：自然の恵み、人との交流、活力のある景観の保全・創造

施策名	主要な取り組み ／ 主要な事業
自然の恵み、人との交流、活力のある景観の保全・創造	［主要な取り組み］ 自然の恵み、人との交流、活力のある景観の保全、創造を目指し、綾町景観計画に位置付けている取り組みを継続していきます。 この中でもまちなか周辺の取り組みとして、中心市街地における無電柱化をはじめ、道路などのグレードアップ化・緑陰・水辺・休憩施設などを積極的に取り入れ、ユネスコ エコパークにふさわしい水と緑をテーマにした癒しを感じる都市空間形成を図るとともに、民間に対する活動支援の検討、屋外広告物・看板の規制や公営ギャンブル条例について検討します。 また綾城周辺は、綾城・護国神社・綾神社と一体となった斜面緑地や巨木は、歴史的景観の背景として積極的に保全・活用を図ります。また、観光・交流施設のオープンスペースの緑化を進め、緑豊かな風格ある交流拠点としての景観形成に努めます。 工業等が集積している地区では、建築物建設について良好なまちなみ景観や照葉樹林のやまなみ景観に与える影響の軽減を推進するとともに、地区内の緑化による周辺環境との調和を推進します。 その他の地域においても、地形や土地利用上の景観特性を踏まえた上で、照葉樹林帯と調和した自然や田園、まちなみの景観を保全します。まちなかを取り囲む照葉の森においては、まちや尾立の展望台等から見た景観に配慮して実施している取り組み（人工林を切った後に植林を推進する等）を継続的に推進します。

［主要な事業］
※下記「方向性」は第３章で整理した３つの方向性の番号を示しています。

事業の内容	方向性	実施時期	取り組み主体
《まちなか》水と緑をテーマにした癒しを感じる都市空間の形成	3	Ｈ２９～	建設課、エコパーク推進室
《まちなか》民間に対する景観活動支援の検討	3	Ｈ２９～	建設課、エコパーク推進室
《まちなか》屋外広告物･看板規制の検討	3	Ｈ２９～	建設課、エコパーク推進室
《綾城周辺》緑豊かな風格ある景観づくり	3	Ｈ２９～	建設課、エコパーク推進室
《工業集積地区》やまなみ景観や周辺環境等への配慮の推進	3	Ｈ２９～	建設課、エコパーク推進室
《照葉の森地区》まちや展望台等から見た景観維持のための取り組み	3	Ｈ２９～	農林振興課、建設課、エコパーク推進室

４-５．災害に強いまちづくりの基本方針

［目指す方向］

本町は他の市町村と同じく、急傾斜地などの災害危険箇所に加えて、地理的・自然的条件から台風や集中豪雨による内水被害の可能性があり、このような自然との共生が必要な町です。また近年では、南海トラフ巨大地震・日向灘沖地震などの発生も懸念されており、町民アンケートでも「災害の対策」についての優先度が高い結果になっています。

このようなことを踏まえて、災害に備えたハード整備を進めるとともに、行政と町民との協働や地域社会における住民の自主的な活動によって、災害に強いまちづくりを目指します。

［施策の方向］

施策５-１：行政と町民との協働による災害に強いまちづくりの構築

<table>
<tr><th>施策名</th><th colspan="4">主要な取り組み ／ 主要な事業</th></tr>
<tr><td rowspan="6">治山治水対策の推進</td><td colspan="4">［主要な取り組み］
土砂災害の発生を未然に防止するため、山間部の地すべり箇所・急傾斜危険箇所・河川の危険箇所などの点検・調査を実施し、実態把握と町民への周知を徹底するとともに、危険箇所（未整備箇所）の整備を図ります。
保安林の保護と育成について、国・県と協議しながら、指定目的にそって保護育成を推進します。また、法面について、自然保護に配慮しながら、適切な施工方法を選択し整備を推進するとともに、排水の流れ込みにより山林が荒れている箇所を調査し、植林などの整備を推進します。
内水の危険箇所における排水ポンプ場の整備や、両河川の河道に土砂が堆積している箇所について河道掘削などの河道の整備を国や県へ要望します。</td></tr>
<tr><td colspan="4">［主要な事業］
※下記「方向性」は第３章で整理した３つの方向性の番号を示しています。</td></tr>
<tr><td>事業の内容</td><td>方向性</td><td>実施時期</td><td>取り組み主体</td></tr>
<tr><td>急傾斜危険箇所などの把握と周知徹底、整備</td><td>3</td><td>Ｈ２９～</td><td>総務税政課、建設課</td></tr>
<tr><td>国・県と連携した保安林の保護育成の推進</td><td>3</td><td>Ｈ３０～</td><td>農林振興課</td></tr>
<tr><td>荒れている山林箇所の整備（植林）の推進</td><td>3</td><td>Ｈ３０～</td><td>農林振興課、エコパーク推進室</td></tr>
<tr><td>排水ポンプ場の整備や河道の整備（川道掘削など）</td><td>3</td><td>Ｈ３２～</td><td>総務税政課、建設課</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>様々な災害に強いまちづくりの推進</td><td>［主要な取り組み］
様々な災害に強いまちづくりに向けて、道路、河川、都市公園等の都市基盤や、公共下水道等のライフライン、救命・救助活動等の防災拠点の機能を強化するなど、被害を最小限にとどめるための諸施策を進めます。
具体的には、オープンスペースの避難地、防災活動の拠点となる防災公園、避難路・緊急輸送道路の整備や県道宮崎須木線（緊急輸送道路）の無電柱化を進めるとともに、老朽木造住宅などの密集した市街地における面的整備などを推進します。
また、道路・橋梁・河川などの公共施設について耐震性の向上を図るとともに、上水道などのライフラインの耐震化や不特定多数の方が利用する建築物（公共・公益施設や商業施設）の耐震改修を推進・促進します。このような施設の機能強化と併せて、一旦途絶えると、影響が甚大となるエネルギー供給、情報通信、交通・物流手段等については、緊急時に備えたバックアップ施設・システムの整備等により、代替性・冗長性の確保やＢＣＰ（事業継続計画）等に基づく業務継続体制の整備に努めます。
［主要な事業］
※下記「方向性」は第３章で整理した３つの方向性の番号を示しています。
<table><tr><th>事業の内容</th><th>方向性</th><th>実施時期</th><th>取り組み主体</th></tr><tr><td>避難地、避難路の整備と木造密集市街地の解消の推進</td><td>2</td><td>Ｈ３０～</td><td>総務税政課、建設課</td></tr><tr><td>緊急輸送道路の整備や県道宮崎須木線の無電柱化</td><td>2</td><td>Ｈ２９～</td><td>宮崎県、企画財政課、建設課</td></tr><tr><td>公共施設、ライフライン、公的建築物等の耐震化</td><td>3</td><td>Ｈ３０～</td><td>企画財政課、建設課</td></tr><tr><td>緊急時に備えたバックアップ施設・システムの整備等</td><td>3</td><td>Ｈ３０～</td><td>総務税政課</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>自助・共助の充実・強化</td><td>［主要な取り組み］
町民一人ひとりの防災意識の向上、地域における迅速かつ安全な避難対策など、「自助」、「共助」の充実・強化に取り組みます。
具体的には、防災体制の整備として、防災中枢機能の確保・充実を図るとともに、防災備蓄施設を整備し、災害用装備などの備蓄を図ります。また、自治公民館を中心に自主防災組織の強化を推進するとともに、避難拠点施設として、各自治公民館にシャワーなどの整備の充実を図ります。
一方、災害時の適切な情報提供・受信として、防災行政無線により、きめ細かな防災情報を提供するとともに災害時の通信体制を確</td></tr>
</table>

保します。また、防災行政無線のデジタル化に合わせた戸別受信機再整備や全国瞬時警報システムの活用等により、災害時の情報連絡体制の維持・強化を図ります。その他、平成19年度に策定した災害危険箇所や避難場所などを示したハザードマップ・防災マップを適宜見直すとともに、町民とともに作成した防災マップなどを新たな情報として提供します。

災害時の対応や行動に関する防災知識の普及を図り、各種の防災訓練や防災出前講座を通して防災意識の啓発に努めます。

［主要な事業］

※下記「方向性」は第３章で整理した３つの方向性の番号を示しています。

事業の内容	方向性	実施時期	取り組み主体
防災備蓄施設の整備と災害用装備などの備蓄	3	Ｈ３０～	総務税政課
自主防災組織の強化推進と避難拠点施設の整備の充実	3	Ｈ３０～	総務税政課
災害時の情報連絡体制の維持・強化	3	Ｈ２９～	総務税政課
ハザードマップ・防災マップの見直し等	3	Ｈ２９	総務税政課
防災知識の普及と防災意識の啓発	3	Ｈ２９～	総務税政課

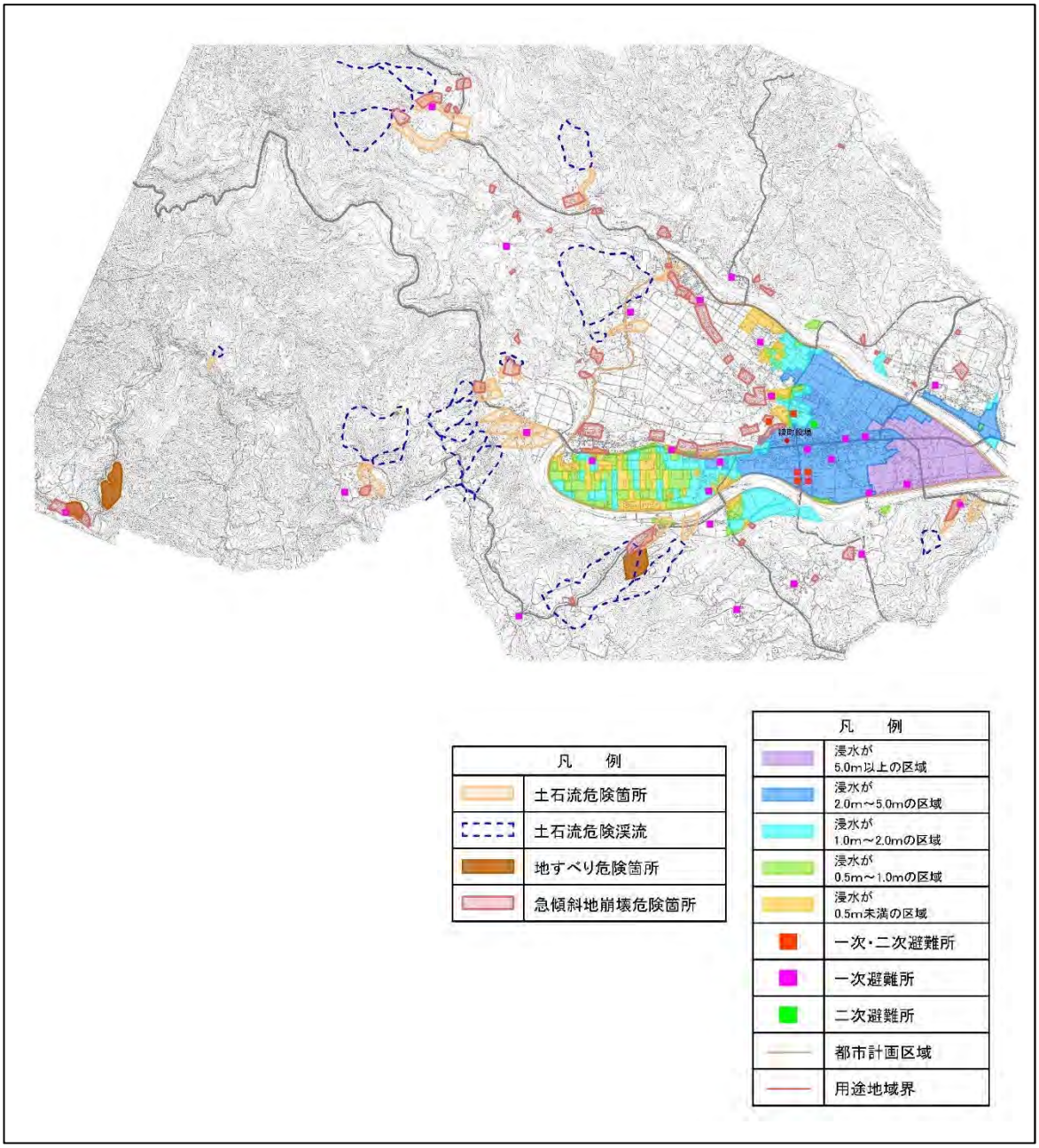

図　防災まちづくり方針図

4-6．コンパクト+ネットワーク形成（都市計画区域外）の基本方針

［目指す方向］

本計画では綾町都市計画区域内を基本として取り組みの方針などを整理していますが、まちづくりの視点として都市計画区域外の集落や他市町との連携も重要だといえます。そのような考えに基づき、ここでは町内の集落や他市町との連携について整理します。

ＣＩＢ国際まちづくりコンクールでは、本町のこれまで実施してきた交流と協働（コミュニケーションとコラボレーション）のまちづくりが「綾方式のまちづくり」として評価されました。具体的には、住民が最大の資源であることを前提とし、自己判断を基本とした住民のアイデアの集積や人材育成を２２の自治公民館活動を軸に進めてきたまちづくりを「綾方式」としています。今後もこの「綾方式のまちづくり」の維持・発展に努めていきます。

また、近年モータリゼーションの進展などにより、生活圏は市町村の範囲を超えて広がり、人口減少が進行する中、周辺市町村と相互に機能を補完するとともに、産業や観光など様々な面で連携が求められています。今後は、近隣市町との広域連携・産業観光連携も図りながら、交流人口の増加や綾のまちづくりの共感者を増やす取り組みを進めます。

［施策の方向］

施策６-１：『綾方式のまちづくり』の維持・推進

<table>
<tr><th>施策名</th><th colspan="4">主要な取り組み ／ 主要な事業</th></tr>
<tr><td rowspan="4">地域コミュニティの育成・発展</td><td colspan="4">［主要な取り組み］
本町のまちづくり・絆づくりの核となっている 22 の自治公民館活動を維持・発展していくために、自治公民館活動に対する支援や自治公民館生涯学習推進員の活動の推進に努めます。
また、町民の自主的な自治活動を促進するために、自治公民館施設整備の支援や中核となる人材の育成に努めます。</td></tr>
<tr><td colspan="4">［主要な事業］
※下記「方向性」は第３章で整理した３つの方向性の番号を示しています。</td></tr>
<tr><td>事業の内容</td><td>方向性</td><td>実施時期</td><td>取り組み主体</td></tr>
<tr><td>自治公民館活動の更なる活性化（活動支援等）</td><td>2</td><td>Ｈ３０～</td><td>教育委員会</td></tr>
<tr><td>町民の自主的な自治活動の促進（自治公民館施設整備の支援等）</td><td>2</td><td>Ｈ３０～</td><td>教育委員会</td></tr>
<tr><td>コラボレーションによるまちづくりの維持・発展</td><td colspan="4">［主要な取り組み］
「綾方式のまちづくり」の維持・発展を図るために、多様なコミュニティとの連携を進めます。具体的には、多種多様なコミュニティ活動を支援し、住民活動が行われやすい環境づくりに努めるとともに、活動団体のネットワークづくりを推進し各団体相互の交流を</td></tr>
</table>

	促進します。 　また、各地域・集落をネットワークする道路の維持管理・改修を継続するとともに、高齢社会の進展に配慮し「だれでも・どこでも・いつでも乗れるコミュニティバス」についての検討を行います。

［主要な事業］
※下記「方向性」は第３章で整理した３つの方向性の番号を示しています。

事業の内容	方向性	実施時期	取り組み主体
多種多様なコミュニティ活動の支援	2	Ｈ３０～	企画財政課、教育委員会
各団体相互の交流促進	2	Ｈ３０～	企画財政課、教育委員会
各地域・集落のネットワーク道路の維持管理・改修	2	Ｈ２９～	建設課
コミュニティバスの検討	2	Ｈ３０～	福祉保健課、企画財政課

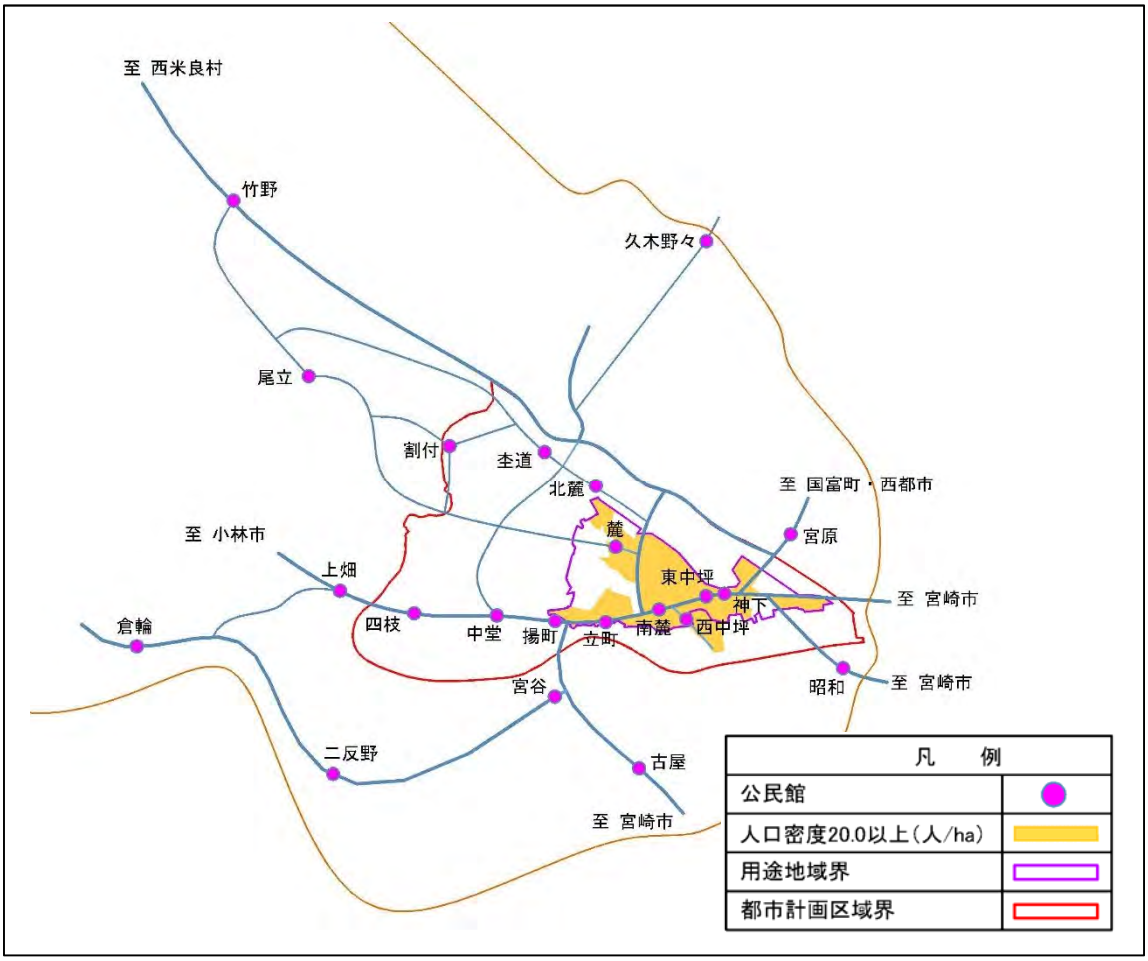

図　22 の自治公民館のネットワーク図

施策６-２：広域連携による交流人口の増加を目指した取り組み

<table>
<tr><th>施策名</th><th>主要な取り組み ／ 主要な事業</th></tr>
<tr><td rowspan="2">近隣市町との広域連携（産業観光・災害時）</td><td>［主要な取り組み］
本町の産業観光の課題は、通過型観光から滞在型観光への転換にあり、特色である教育合宿・スポーツ合宿に加え、自然生態系農業や照葉樹林を活用したグリーンツーリズムの取り組み等が重要と考えています。今後、綾ユネスコ エコパークの理念に基づく整備により観光地としての魅力を高めること等により、産業観光を活性化します。
このような中、宮崎市・国富町と連携して、観光施設や運動施設に圏域内の施設案内も相互表示し、利用促進を図ります。また、県央地域観光リゾート推進協議会や教育旅行受入協議会などと連携強化し、修学旅行などの受け入れを推進するとともに、修学旅行生を受け入れるだけの施設・体制の整備も推進します。
一方、安心・安全面の連携として、大規模災害時における広域的支援体制、広域医療体制および避難場所の整備を推進します。
また、隣接する小林市との広域連携として、宮崎須木線の整備促進を要望するとともに、時間帯での一方通行等の取組みにより宮崎須木線を活用する周遊観光を検討します。</td></tr>
<tr><td>［主要な事業］
※下記「方向性」は第３章で整理した３つの方向性の番号を示しています。
<table>
<tr><th>事業の内容</th><th>方向性</th><th>実施時期</th><th>取り組み主体</th></tr>
<tr><td>自然生態系農業や照葉樹林を活用した産業観光の活性化</td><td>2</td><td>Ｈ３０～</td><td>産業観光課、企画財政課、エコパーク推進室、農林振興課</td></tr>
<tr><td>《宮崎市・国富町との連携》圏域内の施設案内の相互表示</td><td>2</td><td>Ｈ２９～</td><td>企画財政課</td></tr>
<tr><td>修学旅行生の受け入れ施設・体制の整備</td><td>2</td><td>Ｈ３０～</td><td>企画財政課、産業観光課、教育委員会、農林振興課</td></tr>
<tr><td>大規模災害時における広域的支援体制および避難場所の整備</td><td>2</td><td>Ｈ３０～</td><td>総務税政課</td></tr>
<tr><td>《小林市との連携》宮崎須木線の整備促進の要望</td><td>2</td><td>Ｈ２９～</td><td>建設課、企画財政課、エコパーク推進室、産業観光課</td></tr>
<tr><td>《小林市との連携》宮崎須木線を活用した周遊観光</td><td>2</td><td>Ｈ２９～</td><td>建設課、企画財政課、エコパーク推進室、産業観光課</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

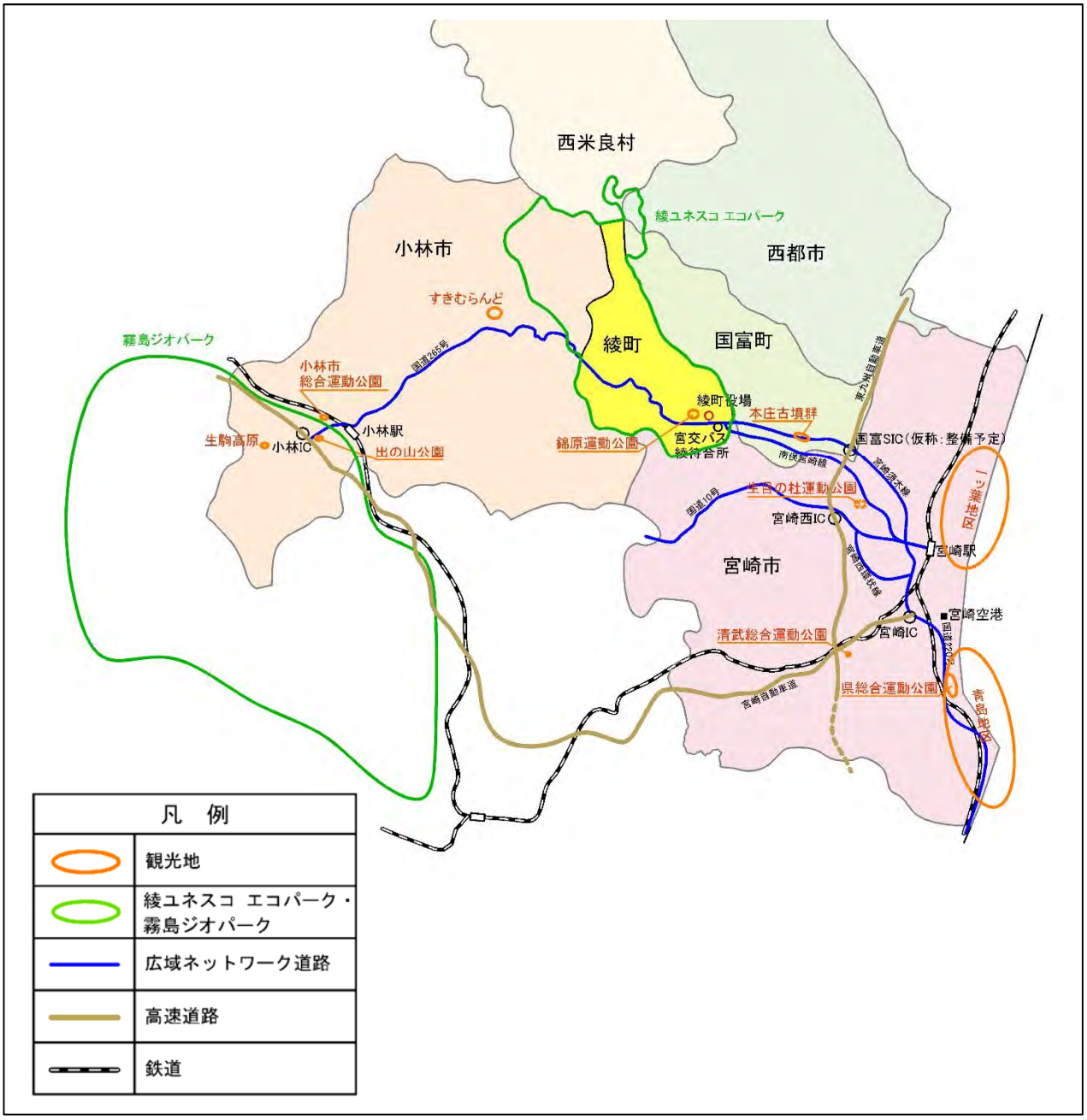

図　広域連携のネットワーク図

５．実現に向けて

本計画で掲げる都市計画・まちづくりの目標に向け、第４章で示す取り組みを実施することで、目標年次の 20 年後に「自然と共に生き、人と共に生きるまち」の実現を目指します。これらの取り組みの中には、まちなかにおける生きものへ配慮するための整備（方向性１）や、中心市街地を『綾の顔』とするための取り組み（方向性２）、長期未着手都市計画道路の見直し（方向性３）など、町民・事業者との協働が不可欠な取り組みが多くあります。そのため、取り組みにあたっての情報発信や意見収集、町民・事業者・行政がそれぞれの立場で連携しながら取り組む「綾のまちづくり」の継続・発展に留意します。

方向性１：まちなかにおける環境施策の総合的推進

［主要事業（抜粋）］

・**農業**：継続的な自然生態系農業の推進 ／ 農業生産基盤の計画的かつ生きものに配慮した整備

・**地域環境**：生きものが生息しやすい地域環境の維持・推進（河川・水路、下水道、公園、企業活動など）

・**役場**：「いのち豊かな綾」を保全・実現する役場の体制づくり

・**その他**：自然保護意識の高揚活動の実施（シンポジウムの開催等）／ エコパークセンターの建設

□まちなかにおける生きものへの配慮イメージ（再掲）

方向性２：「コンパクト＋ネットワーク」の形成

［主要事業（抜粋）］

・**道路整備**：広域幹線道路・緊急輸送道路・集落間のネットワーク道路等（宮崎須木線・高岡綾線・田の平綾線・田代八重綾線等）の維持管理・整備 ／ タウンゲートの創出

・**公共交通**：公共交通の利用促進・利便性の確保 ／ 福祉バスの利便性向上とコミュニティバスの検討

・**中心市街地（商業等）**：ユネスコエコパークにふさわしい都市（まちなか）空間の創出・綾の顔づくり（無電柱化等） ／ 中心市街地の回遊性の確保 ／ 新店舗・起業家の受け入れ・育成支援 ／ 基本的生活支援機能の充実

・**各地域**：自治公民館活動の更なる活性化 ／ 多種多様なコミュニティ活動の支援・各団体相互の交流促進 ／ 避難地・避難路の整備と木造密集市街地の解消 ／ 河川環境整備

・**広域連携**：自然生態系農業や照葉樹林を活用した産業観光の活性化 ／ 宮崎市・国富町との連携（圏域内の施設案内の相互表示・大規模災害時における広域的支援体制および避難場所の整備等） ／ 小林市との連携（宮崎須木線を活かした周遊観光等）

□綾の顔づくりイメージ

方向性３：親子三世代・次の世代に配慮したまちづくり

［主要事業（抜粋）］

・**交通施設**：生活者（児童・高齢者など）目線での町道再整備 ／ 長期未着手都市計画道路の見直し ／ 重要な道路構造物の定期点検・効率的な維持管理 ／ タクシーの利用料金支援

・**公園施設**：施設利用者・防災に配慮した公園整備 ／ 錦原運動公園の機能充実等 ／ 自治公民館と協力した公園や緑地の維持管理

・**上下水道**：長期的な視点をもった計画的な維持管理 ／ 第２水源の開発 ／ 公共下水道の計画的な整備・加入促進と合併処理浄化槽の普及促進

・**暮らし**：徒歩や自転車で散策する都市基盤・空間づくり ／ 高齢者や障がい者の在宅生活支援と中心市街地を結ぶ取り組み ／ 計画的な公営住宅の改修・維持管理 ／ 町民・事業者・行政協働の景観形成（景観計画の周知・運用）

・**防災**：急傾斜危険箇所等の把握と周知 ／ 荒れている山林箇所の整備推進 ／ 排水ポンプ場の整備や河道の整備 ／ 公的施設等の耐震化と緊急時に備えたバックアップ施設・システムの整備 ／ 自主防災組織の強化推進と避難拠点施設の整備の充実・防災備蓄施設の整備

・**雇用（工業等）**：無公害型企業の誘致 ／ ICT の活用による町民の就労機会を増やす取り組み ／ 空き店舗活用・新たな工房開業に対する創業支援等 ／ 既存ストックを活用したコワーキングスペース整備

一方、今後これらの取り組みを進める中で、取り巻く環境や状況が変化し、各組織の連携方法や取り組みの見直しをする必要性が出てくることが考えられます。そのため適宜、ＰＤＣＡサイクル※を踏まえた取り組み等の評価・見直しを進めていきます。

※ＰＤＣＡサイクルとは、「計画」→「実行」→「評価」→「見直し」の４段階を繰り返し進めていくことで、内容の改善などを図っていくマネジメント手法です。

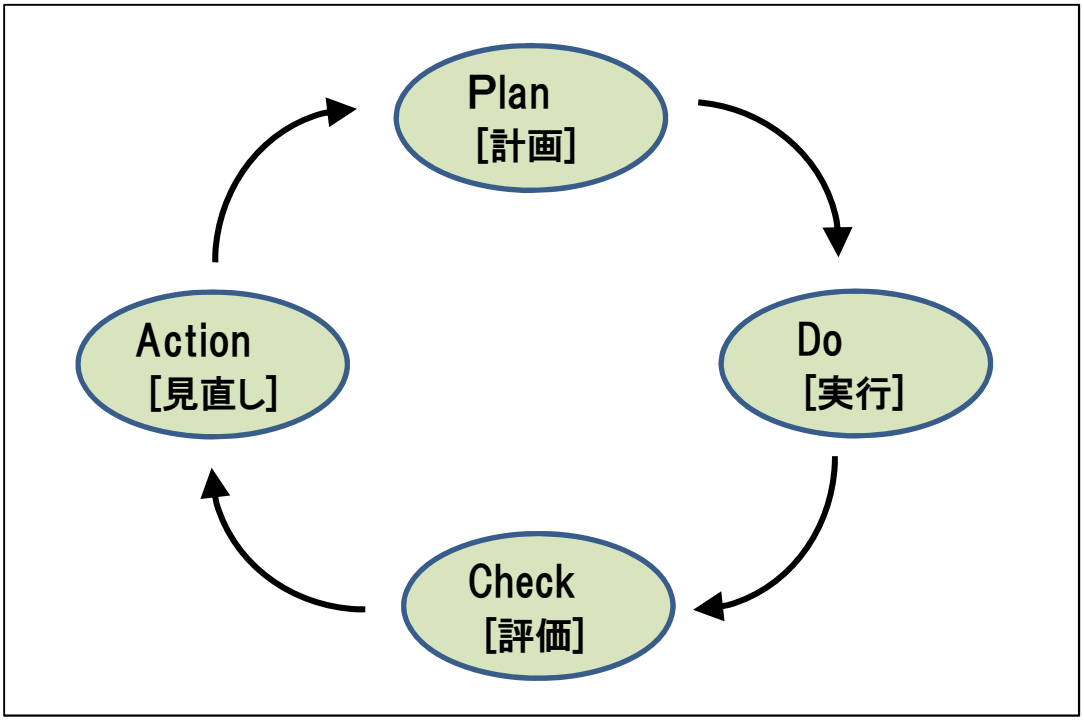

図　ＰＤＣＡサイクル